

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (1/15)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付) {847} 建物 放射線管理棟 {848} 壁 (内部溢水止水用) {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照
機器名		放射線管理棟 壁 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う • 壁新設補強 本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する • 壁増打ち補強 本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする • 鉄骨プレース新設 廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨プレースを新設する • 屋根面プレース追設 廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平プレースを追設する • 方杖追設補強 廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する • エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う • 外壁更新 外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッタ開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する • 鉄扉補強 鉄扉の損傷防止のために本体の既存鉄扉を鋼材により補強する • 鉄扉交換 鉄扉の損傷防止のために本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、新設、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、新設、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、新設、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 								
員数	1式								
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>廃棄物一時貯蔵所 : 鉄骨造、平屋建</p> <p>屋根 :</p> <ul style="list-style-type: none"> (本体) 鉄筋コンクリート (増築部) 鉄筋コンクリート (廃棄物一時貯蔵所) 折板 <p>基礎 : 杭基礎</p> <p>主要な構造材 表ト建-2-1に示す</p> <p>寸法 (単位 : m)</p> <table border="1"> <tr> <td>(本体)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(増築部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(廃棄物一時貯蔵所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ床面積 : 約 1,200 m²</td> <td></td> </tr> </table> <p>その他の構成機器</p> <p>その他の性能</p> <p>取扱う核燃料物質の状態</p>	(本体)		(増築部)		(廃棄物一時貯蔵所)		延べ床面積 : 約 1,200 m ²	
(本体)									
(増築部)									
(廃棄物一時貯蔵所)									
延べ床面積 : 約 1,200 m ²									

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 3 個 ▫ 感知器(熱) : 53 個 ▫ 感知器(空気管式) : 1 基 ▫ 警報設備(ベル) : 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 <p>[4.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 <p>[4.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 23 本 (入口近傍 2 本を含む) ▫ 二酸化炭素消火器 7型 : 1 本 ▫ 金属用消火器 : 1 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-45 参照 <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓 : 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ建-35 参照) ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) ▫ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置 : 図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-1 に示す。
---------------	---

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (4/15)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止 <p>[4.3-建 2]</p> <p>以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {848} : ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建-58に示す) ・ 使用材料: 表ト建-2-1 参照 <p>[4.3-建 3]</p> <p>火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建 4]</p> <p>放射線管理棟各部は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ: 図イ建 8-1(4/4) 参照 <p>[4.3-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ト建-1 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1(4/4) 参照 <p>[4.3-建 7]</p> <p>電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8]</p> <p>電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
-------------------	---

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (5/15)

技術基準に基づく設計（注）	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5. 1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料（放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部） 遠心力鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度：放射線管理棟本体 GL-8. 2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8. 0m 放射線管理棟増築部 GL-9. 15m 配置：図ト建-4 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照 ・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 盤種類：地表近くのローム層 <p>[5. 1-建 2]</p> <p>放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備（屋外消火栓）は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5. 1-設 1]</p> <p>放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5. 2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 放射線管理棟 ▫ 緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用）） ・ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備（放送設備{890, 892}） ▫ 消火設備（屋外消火栓） ▫ 自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備） ▫ 緊急対策設備(1)（非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}） <p>[5. 2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (6/15)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5. 2. 1-建 8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記[5. 2. 1-建 1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 　図イ建-5、図ト建-1~6、16 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 　図イ建-5 参照 <p>[5. 2. 1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5. 2. 1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-58 参照 ▫ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照 <p>[5. 2. 1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-21 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-33 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-10 参照 </p>
	津波による損傷の防止	[5. 3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (7/15)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止 <p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟(増築部及び廃棄物一時貯蔵所を含む)の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
-------------------	---

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (8/15)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1) ▫ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 ▫ 放射線管理棟本体及び増築部の屋根に、防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2 に示すように最大で約 4.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-1 に示す放射線管理棟本体の一部(廃棄物一時貯蔵所)の折板屋根は、降下火碎物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、鉄筋コンクリート屋根の放射線管理棟本体及び増築部は、降下火碎物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火碎物の除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業を実施する。(図ト建-2 参照)。</p>
-------------------	---

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (9/15)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また外、気取入用ファンの前にはフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ：図イ建-1 参照 フィルタ：次回以降申請 <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象 (図ト建-1 参照) ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする(次回以降申請)。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区画を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 放射線管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (10/15)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照 <p>[5. 6. 1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤の位置、構造、寸法、材料：表イ建-2-1(3/4)、図リ建-58、59 参照 <p>[5. 6. 1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{849}（次回以降申請）を設置する。</p> <p>[5. 6. 1-建 4] 放射線管理棟内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする（図リ建-58 参照）。</p> <p>[5. 6. 1-建 6] 放射線管理棟の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備（電気設備）については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）を設定する。なお、放射線管理棟本体の一部及び廃棄物一時貯蔵所は第1種管理区域に設定、放射線管理棟本体の一部及び放射線管理棟増築部は非管理区域に設定する（図イ建-2 参照）。</p> <p>[7. 1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備{2}{640, 652}（次回以降申請）により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 <p>[7. 1-建 6] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料（建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料）で仕上げる。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ 60mm 以上、179mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-58 参照)。</p>
	遮蔽	<p>[8. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9. 1-建 1] 143,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(2)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10. 1-建 1] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ 2m 以上
	安全機能を有する施設	<p>[11. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を發揮する。</p> <p>[11. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11. 4-建 2] 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所に設置する廃棄物貯蔵設備(1) {818}(次回以降申請)は使用施設と共に用するが、加工施設で発する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	[11. 1-建 5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。 [13. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4. 1-建 1]参照)
	安全避難通路等	[13. 2. 1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照 [13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(21台)及び誘導灯(17個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	[15. 1-建 1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設置する。 [15. 1-建 2] ダストモニタ{831}(次回以降申請)及びモニタリングポスト{832}(次回以降申請)の測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する(図ト建-1 参照)。

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。										
		非常用設備電源接続系統一覧表										
		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
		非常用通報設備	放送設備 ^{*1}	○	○	○						
			通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*2}	○	—	○						
		自動火災報知設備	無線式	—	—	○						
			火災感知設備 ^{*3}	○	—	○						
		警報設備(ベル) ^{*4}		○	—	○						
		*1: 放送設備本体を介して接続 *2: 電話交換機を介して接続										
		*3: 受信器を介して接続 *4: 中継盤を介して接続										
[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。												
非常用設備電源接続系統一覧表												
		設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○						
			誘導灯	○	—	○						
[16.2-建1] バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none">□ 非常用通報設備<ul style="list-style-type: none">・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))□ 自動火災報知設備<ul style="list-style-type: none">・ 火災感知設備・ それに連動する警報設備□ 緊急対策設備(1)<ul style="list-style-type: none">・ 非常用照明・ 誘導灯・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。<ul style="list-style-type: none">・ 非常用通報設備(放送設備)・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。												

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (14/15)

技術基準に基づく設計（注）	通信連絡設備	<p>[17.1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 17 台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式 15 台、無線式 1 台 ・ 設置設備の配置 図リ建-21 参照 <p>[17.1-建 2] 通常状態から逸脱するような異常が検知された場合に関係管理者等に通報できるよう、安全管理室に非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))を設置する(図リ建-21 参照)。</p>
	その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類の放射線管理棟は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第 1 類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 放射線管理棟本体、及び増築部の外壁(鉄筋コンクリート)、及び廃棄物一時貯蔵所の外壁(サイディング) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 放射線管理棟本体、及び増築部の鉄扉 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) {850} を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建 5] 放射管理棟本体(廃棄物一時貯蔵所を除く)及び増築部は、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁及び屋根は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス {885} を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6] 放射線管理棟に前室を新設し、第 1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第 2 種管理区域として設定する。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (15/15)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む) 図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図 図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図 図ト建-4 放射線管理棟 杠及び基礎伏図 図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図 図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図 図ト建-11 放射線管理棟 C'、D'通り軸組図 図ト建-12 放射線管理棟 E通り軸組図 図ト建-13 放射線管理棟 15通り軸組図 図ト建-14 放射線管理棟 25'通り(本体部)軸組図 図ト建-15 放射線管理棟 B'、B''通り軸組図 図ト建-16 放射線管理棟 25'通り(増築部)軸組図 図ト建-19 放射線管理棟 壁増打ち補強リスト 図ト建-20 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図 図ト建-21 放射線管理棟 B'、C'、25'通り壁新設補強詳細図 図ト遮-1 放射線管理棟(前室含む)遮蔽関係図(建物平面) 図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-58 放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堀(内部溢水止水用) 図リ建-59 緊急対策設備(3) 堀(一部脱着式) 脱着部詳細図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (1/10)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{879} 建物 放射線管理棟前室 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1) 参照	
機器名	付属建物放射線管理棟前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯	
変更内容	<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理棟前室新設 <p>放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する</p> <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1) 非常用照明の増設 <p>放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1) 誘導灯の増設 <p>放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(放送設備)の増設 <p>放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 <p>放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火設備(消火器)の増設 <p>放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る</p>	
員数	1 式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建 屋根 : 鉄筋コンクリート 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ト建-2-2 に示す
	寸法 (単位: m)	(本体) [] 延べ床面積: 約 40 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (2/10)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 感知器(熱) : 1 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 <p>[4.1-建 3] 消防法第十七条第 1 項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 粉末消火器 10 型 : 1 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第 6 項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-45 参照 <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式屋外消火栓 : 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) □ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置 : 図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2 に示す。 <p>[4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建 4] 放射線管理棟前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ : 図イ建-8-1(4/4) 参照

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (3/10)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-7 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1(4/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線管理棟前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 基礎梁下面から深さ約 1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 放射線管理棟前室 ・ 耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

表ト建－1－2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (4/10)

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟前室は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない。</p> <p>[5.2.1-建8] 放射線管理棟前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟前室の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4～10、18 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5.2.1-建5] ・位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-1～10、17～18 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建7] 非常用設備（非常用通報設備（放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯））は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備（放送設備） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-21 参照 ・消火設備（屋外消火栓） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-35 参照 ・自動火災報知設備（火災感知設備） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-33 参照 ・緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 位置：図リ建-10 参照
	津波による損傷の防止	[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約30m～32m の高台に立地している。

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (5/10)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-1～10、17～18 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 放射線管理棟前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5. 4. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消防用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> 不凍式の屋外消火栓 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し、凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1) 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p>
---------------------------	--

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (6/10)

技術基準に基づく設計 （注）	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-8に示すように最大で約 5.3m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す放射線管理棟前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物の除去は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り行う(図ト建-2 参照)。</p> <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり、森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 • 火災影響評価対象(図ト建-7 参照) • 各評価対象の離隔距離: 図イ建-8-2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914} (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする(次回以降申請)。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
-------------------	---

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (7/10)

技術基準に基づく設計 (注)	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区画を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 加工施設の建物は、表ト建-2-2 に示す主要な構造材、鉄扉（図イ建-9、12、図ト建-1、2、7、8 参照）等の堅牢な障壁を有する。 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 放射線管理棟前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第 1 種管理区域)を設定する。なお、第 1 種管理区域と屋外との境界にあたる放射線管理棟前室は、第 2 種管理区域に設定する(図イ建-2 参照)。</p> <p>[7. 1-建 3] 放射線管理棟前室は第 2 種管理区域であるが、一時的に第 1 種管理区域のシャッタを開放するため、止水シートを設置し漏洩の少ない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18 参照 エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照
	遮蔽	<p>[8. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人たち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	<p>[11. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([4. 1-建 1] 参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1 台)及び誘導灯(1 個))を設置する。</p> <p>上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置 図リ建-10 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定する B 級又は C 級の認定品。

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (8/10)

技術基準に基づく設計 （注）	核燃料物質の貯蔵施設	—				
	廃棄施設	—				
	放射線管理施設	—				
	非常用電源設備	<p>[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p>				
	非常用設備電源接続系統一覧表					
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	
	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	
	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○	
	*1：放送設備本体を介して接続			*2：受信器を介して接続		
	<p>[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p>					
非常用設備電源接続系統一覧表						
		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	
	緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	○ ○	— —	○ ○	
<p>[16. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> 放送設備 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> 火災感知設備 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備) 						
通信連絡設備	<p>[17. 1-建 1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、及び工場内への放送連絡のために、以下の放送設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備(スピーカー))：1台 設置設備の配置 図リ建-21 参照 					

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (9/10)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の放射線管理棟前室は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、放射線管理棟前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> □ 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 放射線管理棟前室の外壁(鉄筋コンクリート) <ul style="list-style-type: none"> ○ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 放射線管理棟前室の鉄扉 <ul style="list-style-type: none"> ○ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 5] F3竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁及び屋根は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6] 放射線管理棟前室は、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>
---------------	--

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (10/10)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む) 図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図 図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図 図ト建-4 放射線管理棟 杠及び基礎伏図 図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図 図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図 図ト建-7 付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図 図ト建-8 付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図 図ト建-9 付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図 図ト建-10 付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図 図ト建-17 付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2通り軸組図 図ト建-18 付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2通り軸組図 図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	<p>{851} 建物 付属建物 除染室・分析室 {852} 堀 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路 </p>
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1) 参照
機器名		<p>付属建物除染室・分析室 堀 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路 </p>
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚補強 本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨プレース交換補強 本体の既存鉄骨プレースを撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 (耐竜巻性能も向上) 本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体の既存鉄扉及び交換したシャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する ・鉄扉及びシャッタ交換 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体の鉄扉及びシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する ・折板追設補強 本体の屋根の既存折板は残置し新たな折板を追設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する 	

表ト建ー1ー3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用) (固定式) の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用) (一部脱着式) の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る (閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る 												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 (二重構造) 基礎 : 枕基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ト建ー2ー3に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法 (単位 : m)</td> <td>(本体) [] 延べ床面積 : 約 780 m²</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>—</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 (二重構造) 基礎 : 枕基礎	主要な構造材	表ト建ー2ー3に示す	寸法 (単位 : m)	(本体) [] 延べ床面積 : 約 780 m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板 (二重構造) 基礎 : 枕基礎												
主要な構造材	表ト建ー2ー3に示す												
寸法 (単位 : m)	(本体) [] 延べ床面積 : 約 780 m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

表ト建ー1ー3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[13.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨ー1 参照。 ・工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 原料貯蔵所領域 ▫ シリンダ洗浄棟領域 ▫ 第3核燃料倉庫(1)領域 ▫ 第3核燃料倉庫(2)領域 ▫ 加工棟領域 ・工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す（次回以降申請）。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット
	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 1 個 ▫ 感知器(熱) : 19 個 ▫ 感知器(空気管式) : 6 基 ▫ 警報設備(ベル) : 3 個 ・設置設備の配置 図リ建ー34 参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 2 個 ・設置設備の配置 図リ建ー34 参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 3 本 ▫ 二酸化炭素消火器 7型 : 16 本 ・設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建ー46 参照

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4/15)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓 : 12 基（工場棟の近傍の総数）（図リ建-35 参照） ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下（図リ建-35 参照） ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下（図リ建-35-2 参照） ▫ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置 : 図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3 に示す。 <p>[4.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) {852} : ステンレス鋼 (固定式) 及びアルミニウム合金 (脱着部) (配置を図リ建-57 に示す) ・ 使用材料 : 表ト建-2-3 参照 <p>[4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。 なお、第 2 核燃料倉庫前室は、第 2 核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建 4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ : 図イ建-8-1 参照 <p>[4.3-建 5] ・ 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ト建-22 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1 参照
-------------------	--

表ト建一1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (5/15)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染室・分析室 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ◦ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ◦ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭 ◦ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建一25 参照 ◦ 杭構造・寸法 表ト建一2-3 参照 ・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室 ◦ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 ◦ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

表ト建一-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (6/15)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5. 2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 除染室・分析室 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5. 2. 1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類である除染室・分析室及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 8]</p> <p>除染室・分析室に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備(上記[5. 2. 1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第 1 類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第 3 類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、除染室・分析室の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-22~24 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5. 2. 1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照 ・一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5. 2. 1-建 6]</p> <p>緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 1 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰(内部溢水止水用) ▫ 位置：図リ建-57 参照 ▫ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3 参照
-------------------	---

表ト建一1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (7/15)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消防設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-22 参照 ・消防設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-34 参照 ・緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-11 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25～34 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 除染室・分析室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>

表ト建ー1ー3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (8/15)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建ー11ー1) ▫ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建ー23 に示すように最大で約 6.1m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ト建ー2ー3 に示す除染室・分析室の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し 1 階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ ストレーナ : 図イ建ー1 参照 ▫ フィルタ : 次回以降申請
-------------------	---

表ト建ー1ー3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (9/15)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 • 火災影響評価対象：図ト建ー22 参照 • 各評価対象の離隔距離：図イ建ー8ー2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}（鉄筋コンクリート製）で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする（次回以降申請）。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の龍神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 • 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。 • 加工施設の建物は、表ト建ー2ー3 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ（図イ建ー9、12、図ト建ー22、23 参照）等の堅牢な障壁を有する。 • 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 • 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 • 除染室・分析室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 第 1 種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する • 溢水防護区画：図リ建ー47 参照</p>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (10/15)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図リ建-57、59 参照 <p>[5. 6. 1-建 3] 溢水防護区画への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{835}（次回以降申請）を設置する。</p> <p>[5. 6. 1-建 4] 除染室・分析室内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする（図リ建-57 参照）。</p> <p>[5. 6. 1-建 6] 除染室・分析室の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し火災防護対象設備（電気設備）については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	<p>—</p>
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する（図イ建-2 参照）。</p> <p>[7. 1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備{1}{608, 638, 639}（次回以降申請）により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負圧 <ul style="list-style-type: none"> ▫ ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 <p>[7. 1-建 6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料（建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料）で仕上げる。</p>

表ト建一-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (11/15)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 　図イ建-5、図ト建-22~24 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 　図イ建-5 参照 <p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-57 参照)。</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。なお、遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外) {881}は次回以降申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 　図ト遮-2 参照 ・周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人気が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建 1] 115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建 1] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塗装範囲 　床面から高さ 2m 以上

表ト建一1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建1] 同位体分析設備、及び不純物分析設備(次回以降申請)は、使用施設と共に用するが、使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建1] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 図リ建-11 参照 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置 図リ建-11 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表ト建一1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。										
		非常用設備電源接続系統一覧表										
				非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
		非常ベル設備*1		○	○	—						
		放送設備*2		○	○	○						
		通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	—	○						
			無線式	—	—	○						
		自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○						
			警報設備(ベル)*5	○	—	○						
		*1: 警報盤を介して接続			*4: 受信器を介して接続							
		*2: 放送設備本体を介して接続			*5: 中継盤を介して接続							
		*3: 電話交換機を介して接続										
[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。												
非常用設備電源接続系統一覧表												
				非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ						
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○						
			誘導灯	○	—	○						
[16.2-建1] ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ▫ 非常用通報設備 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ▫ 自動火災報知設備 火災感知設備 それに連動する警報設備 ▫ 緊急対策設備(1) 非常用照明 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) ▫ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。												

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (14/15)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[17-1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 9 台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式 4 台、無線式 1 台 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 2 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-22 参照
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類の除染室・分析室は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第 1 類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 除染室・分析室の外壁(サイディング) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 除染室・分析室の鉄扉、シャッタ 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (15/15)

添付図	図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン (1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図 図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図 図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図 図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 杠及び基礎伏図 図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4100 付近) 図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図 図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図 図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図 図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図 図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図 図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図 図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図 図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図 図ト遮-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図 (建物平面) 図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) 図リ建-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備 (3) 壁 (内部溢水止水用) 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 壁 (一部脱着式) 脱着部詳細図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[5.2.1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建 1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1を示す。

表ト建－2－1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(1/4)

建物の種類	<p>(1) 本体及び増築部 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所 構造：鉄骨造 壁：サイディング 屋根：折板 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(3) 床 構造：土間コンクリート（本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1) 本体及び増築部 ① 鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm³ 以上） 既設基礎梁：設計基準強度 □ N/mm² 既設躯体部：設計基準強度 □ N/mm² 増打ち部：設計基準強度 □ N/mm² ② 外壁：上記の鉄筋コンクリート ③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート ④ 杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：本体部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ+基礎） 杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：増築部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-9.15m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所 ① 鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼 ② 外壁：サイディング JIS G3322 に定める□ ③ 屋根：折板 JIS G3302 に定める□ ④ 杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：廃棄物一時貯蔵所） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p>

(参考)

- 添付説明書一建 2-III
- 添付説明書一建 2-VII
- 添付説明書一建 3-III
- 添付説明書一建 3-VII

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	<p>(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ : [] mm 他 鉄筋 : D10 [] mm 他 あと施工アンカー : D13 [] mm 他 6-f. エキスパンションジョイント改造^(注1) 鋼板 : 板厚 (屋外) [] mm [] mm 他 (屋内) [] mm [] mm</p> <p>(2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ : [] mm 他 鉄筋 : D13 [] mm 他 あと施工アンカー : D22 [] mm シアコネクター : D13 [] mm</p> <p>(3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨 : [] mm 他</p> <p>6-d. 屋根面ブレース追設 鉄骨 : [] mm</p> <p>6-e. 方柱追設補強 鉄骨 : [] mm 他 あと施工アンカー : D16 [] mm</p>	(1) 本体及び増築部 6-a. 図ト建-5~6、 11、15~16、21 6-f. 図イ建-5(1/3)、 図ト建-1~6、16 (2) 本体 6-b. 図ト建-5、13、 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図ト建-5、14、 20 6-d. 図ト建-6 6-e. 図ト建-6、11、 12、20 (参考) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2-VII 添付説明書-建2- 付録2
耐竜巻性能向上	<p>(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁 : サイディング [] mm 板厚 [] mm 外壁下地材 : [] mm 他 発泡性耐火被覆材 : 厚さ [] mm 鋼板 : 板厚 [] mm [] mm 他 ALC : 厚さ [] mm [] mm</p> <p>(2) 本体 6-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨 : [] mm</p> <p>(3) 本体及び増築部 6-i. 鉄扉交換 鋼板 : 板厚 [] mm [] mm</p>	(1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図ト建-1~2、 5、12、14、20 (2) 本体 6-h. 図イ建-9、12~ 13、図ト建-1~2 (3) 本体及び増築部 6-i. 図イ建-9、12、 図ト建-1~2 (参考) 添付説明書-建3-III 添付説明書-建3-VII

注1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表ト建-2-2に示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 壁 (固定式) ^(注1)	<p>①設置個所 : 洗濯室、通路(3)、更衣室(1)</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (3 個)) ・壁の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(1) 壁(固定式) 図リ建-58 (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
(2) 壁 (一部脱着式) ^(注2)	<p>①設置個所 : 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>②使用部材 (脱着部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1 個)) ・側柱の材料 材質 : <input type="text"/> 寸法 : 板厚 <input type="text"/> mm ・止水板 材質 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>③使用部材 (固定部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1 個)) ・壁の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(2) 壁(一部脱着式) 図リ建-58、59 (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-6(1)d. 参照

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-6(1)e. 参照

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 壁新設補強	新設	鉄筋 : D10 及び D13 あと施工アンカー : D13、D16 : D19	
6-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D22 シアコネクター : D13	
6-c. 鉄骨プレース新設	新設	鉄骨 : 鉄骨 :	
	既設	鉄骨 : 鉄骨 :	
6-d. 屋根面プレース追設	新設	鉄骨 : 既設	
	既設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
6-e. 方柱追設補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 : あと施工アンカー : D16	
6-f. エキスパンション ジョイント・カバー改造	新設	鋼板 : 板厚 (屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm	
6-g. 外壁更新	新設	サイディング : 板厚 <input type="text"/> mm 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鋼板 : 板厚 (外側) <input type="text"/> mm (内側) <input type="text"/> mm ALC : 厚さ <input type="text"/> mm	
6-h. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
6-i. 鉄扉交換	新設	鋼板 : 板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-III. 1. 6-17 表

添説建 2-VII. 1. 2-1 表

添付説明書-建 2-付録 2

添説建 3-III. 1. 4-1 表

添説建 3-VII. 1. 4-1 表

添説建 3-XI. 3. 8-1 表

表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	(1)前室 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：直接基礎（地盤改良（長期地耐力 $50\text{kN}/\text{m}^2$ ） 支持方法：基礎梁下面から深さ約 1mまでの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 $50\text{kN}/\text{m}^2$ 以上、短期許容応力度 $100\text{kN}/\text{m}^2$ 以上の地表近くのローム層
	(2)床 構造：床スラブ 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 $50\text{kN}/\text{m}^2$ 以上、短期許容応力度 $100\text{kN}/\text{m}^2$ 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)前室 ①鉄筋コンクリート JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度： <input type="text"/> g/cm ³ 以上） 新設：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm ²

(参考)

添付説明書一建 2-VIII

添付説明書一建 3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材 基本仕様	(1)前室 ①鉄筋コンクリート 柱： <input type="text"/> mm × <input type="text"/> mm 梁厚： <input type="text"/> mm × <input type="text"/> mm 他 壁厚： <input type="text"/> mm 屋根： <input type="text"/> mm 床厚： <input type="text"/> mm 鉄筋：D10、D13 及び D16 <input type="text"/> 、D19 <input type="text"/> シート防水：厚さ <input type="text"/> mm ②鉄扉新設 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm ③エキスパンションジョイント改造 鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm 止水シート：厚さ <input type="text"/> mm	(1)前室 ①②③ 図イ建-5(1/3)、 9、12 図ト建-1、2、 4~10、17、18 (参考) 添付説明書一建 2-VIII 添付説明書一建 3-VIII 添付説明書一建 2- 付録 2

表ト建一2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
7-a. 放射線管理棟前室新設	新設	鉄筋 : D10、D13、D16 鉄筋 : D19 鉄扉 : 厚さ [] mm シート防水 : 厚さ [] mm 鋼板 : 板厚 (屋外) [] mm (屋内) [] mm 止水シート : 厚さ [] mm	

(参考)

添説建2-VIII.1.5-1表～5-4表

添付説明書-建2-付録2

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(1/4)

建物の種類	<p>(1)本体 構造：鉄骨造 壁：ALC+サイディング 屋根：折板（二重構造） 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)床 構造：土間コンクリート（本体） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体 ①鉄骨：JISG3192 に定める山形鋼、溝型鋼、H型鋼 JISG3466 に定める角形鋼 ②外壁：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC） サイディング：JIS G3322 に定める□ ③屋根：折板 既設：JIS G3302 に定める□ 新設：JIS G3322 に定める□ ④杭：場所打ちアースドリル杭（既存部） 杭長さ：□m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-10.20m（杭長さ+基礎） 杭：鋼管杭（国交省認定番号：TACP-0126）（新設部） 杭長さ：□m 杭径寸法：□ mm、厚さ□ mm 杭先端深度：GL-8.05m（杭長さ+基礎）</p> <p>⑤鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm³以上） 既設躯体全般：設計基準強度 □ N/mm² 柱脚補強部：設計基準強度 □ N/mm² 新設基礎部：設計基準強度 □ N/mm²</p>

(参考)

添付説明書一建 2-IX

添付説明書一建 3-IX

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能向上	<p>(1)本体</p> <p>8-a. 柱脚補強 柱脚補強：鉄筋コンクリート□mm×□mm 鉄筋：D19 □ あと施工アンカー：D13 □</p> <p>8-b. 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨：□他</p> <p>8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨：□他</p> <p>8-e. エキスパンションジョイント改造^(注1) 鋼板：板厚（屋外）□mm □mm （屋内）□mm □mm 止水シート：厚さ□mm □</p>	<p>(1)本体 8-a. 図ト建-25、28~31 8-b. 図ト建-25、30~31 8-c. 図ト建-27~29 8-e. 図イ建-5(1/3)、 図ト建-22~24</p> <p>(参考) 添付説明書-建2-IX 添付説明書-建2-付録2</p>
耐竜巻性能向上	<p>(1)本体</p> <p>8-f. 外壁サイディング補強 新設杭：□mm、厚さ□mm（鋼管杭） 新設基礎：鉄筋コンクリート 鉄筋：D13 □ あと施工アンカー：D13 □ 外壁下地材：□他 外壁：サイディング □板厚□mm</p> <p>8-g. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉補強材 鉄骨：□ シャッタ補強材 断面寸法：□mm □</p> <p>8-h. 鉄扉及びシャッタ交換 鋼板：板厚□mm □</p> <p>8-i. 折板追設補強 折板：板厚□mm □</p>	<p>(1)本体 8-f. 図ト建-22~23、 25~33 8-g. 図イ建-9、12~13 図ト建-22~23 8-h. 図イ建-9、12 図ト建-22~23 8-i. 図ト建-23、27、34</p> <p>(参考) 添付説明書-建3-IX</p>
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	<p>(1)本体</p> <p>8-d. 間仕切り壁更新 下地材：□ 石膏ボード：板厚□mm □及び□mm □</p>	<p>(1)本体 8-d. 図ト建-22</p> <p>(参考) 添付説明書-建1</p>

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント③は表へ建-2-1に示す。

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 堰 (固定式) ^(注1)	<p>①設置個所 : 除染室(2)、分析室</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (4個)) ・堰の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(1) 堰(固定式) 図リ建-57 (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
(2) 堰 (一部脱着式) ^(注2)	<p>①設置個所 : 除染室(2)</p> <p>②使用部材 (脱着部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・側柱の材料 材質 : <input type="text"/> 寸法 : 板厚 <input type="text"/> mm ・止水板 材質 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>③使用部材 (固定部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・堰の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(2) 堰(一部脱着式) 図リ建-57 (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1)d. 参照

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1)e. 参照

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱脚補強	新設	鉄筋 : D19 あと施工アンカー : D13	
	既設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
	既設	鉄骨 :	
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
	既設		
8-d. 間仕切り壁更新	新設	下地材 : []	
8-e. エキスパンション ジョイント改造	新設	鋼板 : 板厚 (屋外) [] mm (屋内) [] mm 止水シート : 厚さ [] mm	
8-f. 外壁サイディング補強	新設	新設杭 : [] 厚さ [] mm 鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D13 外壁下地材 : [] 他 サイディング : 板厚 [] mm	
8-g. 鉄扉及びシャッタ補強	新設	鉄扉補強材 [] シャッタ補強材 断面寸法 : [] mm	
8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	新設	鋼板 : 板厚 [] mm	
8-i. 折板追設補強	新設	折板 : 板厚 [] mm	

(参考)

添説建 2-IX. 1. 6-1 表～6-9 表

添付説明書-建 2-付録 2

添説建 3-IX. 1. 4-1 表

表ト建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (1/6)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚×高さ	図番号	工事 内容
		東側 (24通り)	施設処理室と屋外との境界 (住干通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン	AIC 鋼板	—	更新
			施設物一時貯蔵所と屋外との境界 (C'-D'通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン	サイディング (外側)	—	更新
			施設物一時貯蔵所と前室の境界 (D'-E通り間)	耐火被覆材 (内側)	—	新設	
			施設物一時貯蔵所と前室の境界 (D'-E通り間)	管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界	シャッタ (1基) +框23 (脱着式)	シャッタ : 図リ建-58 框 : 図リ建-58	既設 (框:新設)
			管理室と屋外との境界 (B'-C'通り間)	外壁 F3巻防護ライン	RC	—	新設
					鉄扉 (SD-85)	図イ建-12	交換
					RC	—	新設
			管理室と屋外との境界 (18-25 通り間)	外壁 火災防護区画境界 F3巻防護ライン	鉄扉 (SD-83, SD-84)	図イ建-12	交換
					RC	—	既設
		南側 (B'通り)	更衣室(1)と屋外との境界 (17-18通り間)	管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン	鉄扉 (SD-56) +框26 (固定式)	鉄扉 : 図イ建-12 框 : 図リ建-58	補強 (框:新設)

表 ト建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (2/6)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
放射 線管 理棟 本 体	南側 (E通り)	備品室(1) / 倉庫(1)と屋外との境界 (15-17通り間)	F3巻防護ライン	RC		—	既設
		通路(1) / 洗面所(1)と屋外との境界 (14-15通り間)		鉄扉 (SD-57)		図イ建-12	補強
				RC		—	既設
		管理室と屋外との境界 (B'-C'通り間)	F3巻防護ライン	RC		—	既設
	西側 (18通り)	備品室(2) / 通路(3)と屋外との境界 (C-E通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン	RC		—	既設
				鉄扉 (SD-55) + 墓25 (固定式)		鉄扉: 図イ建-12 墓: 図リ建-58 <small>改修 (現: 新設)</small>	
		通路(1)と屋外との境界 (E-F通り間)	外壁	RC		—	既設
	北側 (F通り)	通路(1) / 洗面所(1)と組立工場との境界 (14-15通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン	RC		—	補強
				鉄扉 (SD-71)		図イ建-9 図イ建-12	交換

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表ト建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (3/6)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
放射 線管 理棟本 体	1 階	備品室(1)/階段室(1)と成型工場 との境界 (15-17通り間)	RC 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	既設 (一部補強)			
		更衣室(1)～廃水処理室と成型工場との境界 (17-24通り間)	RC 鉄扉(1基)	既設			
		廃棄物一時貯蔵所と屋外との境界 (24-25通り間)	RC 鉄扉(3基)	既設			
		洗面所(1)と階段室(1)との境界 (15通り、E-D通り間)	F3巻防護ライン RC	更新	—	—	新設
		備品室(1)と更衣室(1)との境界 (17通り、E-F通り間)	RC 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	既設 補強	—	図ト建-13, 19	
		更衣室(1)と洗面所(2)との境界 (18通り、E-F通り間)	RC 火災区域境界	既設	—	図ト建-13, 19	
		通路(3)と検査室との境界 (19通り、C-D通り間)	RC	既設	—	—	

(注) 緑掛けは他の部位と共用していることを示す。

表ト建－3－1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (4/6)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
放射 線 管 理 本 体	1 階	通路(2)と更衣室(2)との境界 (19通り、E-F通り間)	—	RC		—	既設
		更衣室(2)とシャワールームとの境界 (20通り、E-F通り間)	—	RC		—	既設
		シャワールーム/更衣室(2)と洗滌室との境界 (21通り、D'-E通り間)	—	RC		—	既設
		シャワールームと機械室との境界 (21通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		—	既設
		洗滌室と廃棄物貯蔵室との境界 (22通り、D'-E通り間)	—	RC		—	既設
		廃段室(2)と通路(4)との境界 (22通り、E-F通り間)	—	CB (コングリートブロック)		—	既設
		通路(4)と廃水処理室との境界 (22, 5通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC		—	既設
		作業室と廃棄物一時貯蔵所との境界 (24通り、C'-D'通り間)	—	RC		—	既設

表ト建－3－1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (5/6)

建物名	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
放射線管理棟本体	1階	管理室(非管理区域)と検査室/作業室/廃棄物一時貯蔵所等との境界 (C'通り、18'-25'通り間) (22.5通り、C'-D'通り間)	管理区城境界 火災区域境界 海水防護区域境界	CB (コンクリートブロック) RC CB+RC	—	—	既設 (一部新設)
			備品室(2)と通路(3)との境界 (D'通り、18'-19通り間)	鉄扉 (1基) +樋24	—	鉄扉：図リ建-58 (樋：防音)	既設 (樋：防音)
			廃棄物生詣室と作業室との境界 (D'通り、22'-24通り間)	RC	—	—	既設
			備品室(2)と洗面所(2)/通路(2)との境界 (E通り、18'-19通り間)	RC	—	—	既設
			機械室(階段室(2)と洗温室との境界 (E通り、21'-22通り間)	RC	—	—	既設
			通路(4)と廃棄物生詣室との境界 (E通り、22'-22.5通り間)	火災区域境界	—	—	既設
			廃水処理室と廃棄物缶詰室との境界 (E通り、22.5'-23通り間)	RC	鉄扉(1基)	—	既設

表ト建－3－1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (6/6)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
		廃水処理室と廃棄物貯蔵室との境界 (E通り、23-24通り間)	—	RC	—	—	既設
	床	管理区域の床 (17-18通り間、E-F通り間) (18-24通り間、C'-D通り間) (24-25通り間、C'-E通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界 土間コンクリート	土間コンクリート	—	—	既設
放射 線 管 理 棟 本 体	1 階 天井	非管理区域の床 (18-25通り間、B'-C'通り間)	火災区域境界 土間コンクリート	土間コンクリート	—	—	既設
		成型工場機械室（南側、非管理区域）との境界 (14-21.5通り間、E-F通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界 土間コンクリート	土間コンクリート	—	—	既設
	屋根	廃棄物一時貯蔵所 (24-25通り間、C'-E通り間)	火災区域境界 P1巻き防護 折板	折板	—	—	既設
		その他管理区域部	管理区域境界 火災区域境界 F3巻き防護ライン	RC	—	—	既設
		管理室（非管理区域）	火災区域境界 F3巻き防護ライン	RC	—	—	既設

(注) 網掛けは他の部位と共用していることを示す。

表ト建－3－2 付属建物放射線管理棟前室 建物の各部位の仕様表 (1/1)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
放射 線 管 理 棟 前 室	1 階	東側 (X2通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (Y1-Y2通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域説明 F3危険防護ライン	RC 鉄扉 (SD-92)	—	新設
		南側 (Y1通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (X1-X2通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域説明 F3危険防護ライン	RC	—	新設
		西側 (X1通り)	前室(第2種管理区域)と施設物一時貯蔵所 の境界 (Y1-Y2通り間)	管理区域境界 火災区域説明 溢水防護区域境界	シャッタ (1JRS)	—	新設
		北側 (Y2通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (X1-X2通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域説明 F3危険防護ライン	RC 鉄扉 (SD-93)	—	新設
		床	(X1-X2通り間、Y1-Y2通り間)	第2種管理区域境界 火災区域説明	RC	—	新設
		屋根	(X1-X2通り間、Y1-Y2通り間)	第2種管理区域境界 火災区域説明 F3危険防護ライン	RC	—	新設
						—	
						—	
						—	
						—	

(注) 網掛けは他の部位と共用していることを示す。

表ト建－3－3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表 (1/3)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
		居室/通路(3)(非管理区域)と屋外の境界 (R-T通り間)	外壁 火災区城境界 F3窓巻防護ライン	サイディング (外側) (内側) ALC(上部) FLから660h以上 RC(下部) FLから660hまで			新設
		分析室と屋外との境界 (R-Q通り間)	外壁 管理区城境界 火災区城境界 F3窓巻防護ライン	サイディング (外側) (内側) ALC(上部) FLから660h以上 RC(下部) FLから660hまで			既設
		転換加工室と除染室(2)/作業室(2) /通路(2)との境界 (20-23.5通り間)	他の建物との境界 火災区城境界	RC			既設
	1 階	転換加工室/分析室と分析室との境界 (23.5-26通り間)	他の建物との境界 火災区城境界	ALC 鉄扉(1枚)			既設
		第2核燃料貯蔵室と除炎室(2)との境界 (S, 通り間-T通り間)	他の建物との境界 火災区城境界	ALC(上部) FLから1260h以上 RC(下部) FLから1260hまで			既設
		西側 (20通り)	第2核燃料貯蔵室と作業室(2)との境界 (S 通り間)-Q通り間)	他の建物との境界 火災区城境界	ALC(上部) FLから1260h以上 RC(下部) FLから1260hまで		既設
		北側 (T通り)	居室(非管理区域)と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 火災区城境界 F3窓巻防護ライン	サイディング (外側) (内側) ALC(上部) FLから660h以上 RC(下部) FLから660hまで		既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表ト建－3－3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表 (2/3)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
除染室・分析室	1 階 (北側) (7通り)	除染室(2)と屋外との境界 (20-22.5通り間)	サイディング (外側) 外壁 管理区城境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン (内側) ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで				新設
			鉄扉 (SD-5) + 扉11			図1付-9 図1付-12 図1付-57	既設 (扉:新設)
			サイディング (外側) 外壁 管理区城境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン ALC (内側)			図1付-9 図1付-12 図1付-57	新設
			シャッタ (SS-6) + 扉12			図1付-9 図1付-12 図1付-57	既設 (扉:新設)
			サイディング (外側) 外壁 管理区城境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3巻防護ライン 分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)			図1付-9 図1付-12 図1付-57	新設
			鉄扉 (SD-7) + 扉13			図1付-9 図1付-12 図1付-57	交換 (扉:新設)

表ト建ー3ー3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表 (3/3)

部位 名稱	階 数	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
床		除染室・分析室の管理区城部の床 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区城境界 火災区城境界 溢防水防護区画境界	土間コンクリート			既設
		除染室・分析室の非管理区城部の床 (25-26通り間) (R-T通り間)	火災区城境界	土間コンクリート			既設
屋根		除染室・分析室の管理区城部の屋根 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区城境界 火災区城境界 F5巻防護ライン	上側折板 下側折板			新設
		除染室・分析室の非管理区城部の屋根 (25-26通り間) (R-T通り間)	火災区城境界	上側折板 下側折板			既設
1 階		除染室と分析室との非管理区城上の境界 (25-26通り間、R-T間)	管理区城境界 火災区城境界 溢防水防護区画境界	石膏ボード			更新
除染室・分析室		分析室と通路(1)/(2)との境界 (23、5通り、Q-T通り間)	管理区城境界 火災区城境界 溢防水防護区画境界	コンクリートブロック			既設
		作業室(2)と除染室(2)の境界 (S ₁ 通り間、20-21通り間) (2通り、Q通り-S ₁ 通り間)	火災区城境界	鉄扉(2AE) + 増14・15 (2AE)		図別-57	交換
			火災区城境界	ALC(上部) ELから660h以上 RC(下部) ELから660hまで			既設
			石膏ボード				更新

表ト建一4-1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	—	—		
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896} 及び可搬消防ポンプ{897}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方に向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{849}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	[7. 1-建 2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7. 1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) {640, 652} 漏水検知警報設備{849}		
遮蔽	—	—		
換気	[9. 1-建 1]気体廃棄設備(2)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 <table border="1"><tr><td>排気能力 (m³/時)</td></tr><tr><td>143,000 以上</td></tr></table>	排気能力 (m ³ /時)	143,000 以上	気体廃棄設備(2) {640, 652}
排気能力 (m ³ /時)				
143,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	[11. 4-建 2]使用施設と共に転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)は使用施設と共にすることにより安全性を損なわない	廃棄物貯蔵設備(1) {818} クレーン{820}		
搬送設備	—	—		
警報設備等	[13. 1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{849}		

表ト建ー4ー1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	[14. 1-設 1]凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する [14. 1-設 5]排水貯留池に貯留された排水は、再度放射性物質濃度を確認して海洋へ放出する [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する	排水貯留池{776}
放射線管理施設	[15. 1-建 2]工場棟の第1種管理区域の出入口近くの放射線管理棟に、ダストモニタ、及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する	ダストモニタ{831} モニタリングポスト{832}
非常用電源設備	[16. 1-建 2]放射線管理棟に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建ー10 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4]F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 [99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	飛散防止用防護ネット{850} 防護フェンス{885}

表ト建ー4ー2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消防水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	—	—
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—

表ト建ー4ー2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	<p>[16.1-建2]放射線管理棟前室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p> <p>なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建ー10 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟前室に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する</p>	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト建一4-3 付属建物除染室・分析室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	[3. 2-建 1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ 490cm 以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンドラ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること		
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	[7. 1-建 2]除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上の負圧) [7. 1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1) {608, 638, 639} 漏水検知警報設備{853}		
遮蔽	[8. 1-建 1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}		
換気	[9. 1-建 1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 <table border="1"><tr><td>排気能力 (m³/時)</td></tr><tr><td>115,000 以上</td></tr></table>	排気能力 (m ³ /時)	115,000 以上	気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}
排気能力 (m ³ /時)				
115,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	[11. 4-建 1]工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共に用する。 使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない	不純物分析設備{907}		

表ト建－4－3 付属建物除染室・分析室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
搬送設備	—	—
警報設備等	[13. 1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	[16. 1-建 2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-11 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、除染室・分析室に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4]F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 [99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	飛散防止用防護ネット{854} 防護フェンス{885}

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (1/2)

許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
許可との対応	設備・機器名称 〔762〕 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 〔763〕 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備	
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	一
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 溢水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1
	添付表	別表ト設-1

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設－2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(2)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設－2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1
	添付表	別表ト設-2

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設－3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {762} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 溢水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1
	添付表	別表ト設-3

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{764} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機	
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室		
機器名	遠心分離機		
変更内容	新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。		
員数	1 基		
一般仕様	型式	横置分離板型	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位 : mm)		
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁	
	その他の性能	—	
	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設－4 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第 3 類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 3] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-建 5] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の 1 階には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5 参照)。 [14. 1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-2
	添付表	別表ト設-4

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)			
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備			
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室				
機器名	ろ液受槽(1)				
変更内容	新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。				
員数	1 基				
一般仕様	型式	円筒型縦置式			
	主要な構造材	添付表参照			
	寸法（単位：mm）				
	その他の構成機器	配管系統（ポンプ含む）			
	その他の性能	有効容量約 120L			
技術基準に基づく設計 （注）	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物			
	核燃料物質の臨界防止	—			
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。			
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。			

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(1/3)
	添付表	別表ト設-5

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設－6 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第1711011号 (平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(2)	
変更内容	新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約1750L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(2/3)
	添付表	別表ト設-6

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {765} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(3/3)
	添付表	別表ト設-7

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一8 ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) [767] 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(1)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一8 ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ（ろ紙）を設置する。 [7. 1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14. 1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(1/2)
	添付表	別表ト設-8

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ過機(2)	
変更内容	改造 ・既設の付属建物廃水処理所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一9 ろ過機(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 溢水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ（ろ紙）を設置する。 [7. 1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備（3）（堰（内部溢水止水用））を設置する（図リ建-50参照）。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備（今後設工認申請）を設置する（表イ建-5参照）。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備（5）を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備（廃液処理設備（5））により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する（排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照）。 [14. 1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(2/2)
	添付表	別表ト設-9

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

（例） [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5. 4. 1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5 参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5
	添付表	別表ト設-10

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5
	添付表	別表ト設-11

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク (3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設ー12 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 章巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5. 4. 1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建ー50 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建ー5 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建ー5 参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建ー5 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 章巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 章巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配ー3、図ト系ー1、図ト設ー5
	添付表	別表ト設ー12

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{770} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) イオン交換装置
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	イオン交換装置	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-5参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-5参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-6
	添付表	別表ト設-13

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 [] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-14 乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{771} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））乾燥機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	乾燥機	
変更内容	新設 ・ ろ過残渣を乾燥する作業性の向上のため新たに設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	箱形乾燥式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	固体廃棄物回収容器
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-14 乾燥機仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。(局所排気設備は今後設工認申請、表イ建-5参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図		図ト配-3、図ト系-1、図ト設-7
添付表		別表ト設-14

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 注	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5. 4. 1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ 60mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7. 1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト配-4 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-4-1 参照)を設置する。 [13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト配-4 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-4-1 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8
	添付表	別表ト設-15

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク (2)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[]
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 1-設 6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5. 4. 1-設 11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ 60mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7. 1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト配-4 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 檢査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-4-1 参照)を設置する。 [13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト配-4 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-4-1 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8
	添付表	別表ト設-16

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク (3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設ー17 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 溢水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建ー53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト配ー4参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建ー4ー1参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト配ー4参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建ー4ー1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配ー4、図ト系ー2、図ト設ー8
	添付表	別表ト設ー17

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-18 堰（チェックタンク）仕様表（1/2）

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{774} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰（チェックタンク） {775} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰漏水検知警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		堰（チェックタンク）
変更内容		新設 ・ 放射線管理棟 廃水処理室内から廃液の漏えいを防止するために、廃水処理室の開口部に堰を設置する。
員数		2個（等辺山形鋼、平板）
一般仕様	型式	固定式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	堰の高さ
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設ー18 堰(チェックタンク)仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 溢水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設39] 堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
	添付図	図ト配-4、図ト設-9
	添付表	別表ト設-18

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 () 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設一 1, 2, 3 凝集沈殿槽(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
凝集沈殿槽(1)(2)(3)	構造部材	凝集沈殿槽本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	(JIS G4305) (JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {762} {763}

別表ト設一 4 遠心分離機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心分離機	構造部材	遠心分離機本体 フレーム	
	放射性液体・固体廃棄物と接觸する部位	遠心分離機内面 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {764}

別表ト設一 5 ろ液受槽 (1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽 (1)	構造部材	ろ液受槽本体 架台	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {765} {766}

別表ト設－6 ろ液受槽（2） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（2）	構造部材	ろ液受槽本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	(JIS G4305) (JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {765} {766}

別表ト設－7 ろ液受槽（3） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（3）	構造部材	ろ液受槽本体 架台	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {765} {766}

別表ト設－8 ろ過機（1） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機（1）	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {767}

別表ト設ー9 ろ過機(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(2)	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {767}

別表ト設ー10, 11, 12 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	
	その他	アンカーボルト 保温材	

事業許可との対応 : {768} {769}

別表ト設ー13 イオン交換装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換装置	構造部材	イオン交換装置本体 ラック	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	装置内面 配管	
	その他	アンカーボルト 固定ワイヤ	

事業許可との対応 : {770}

別表ト設ー14 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	構造部材	乾燥機本体 架台	
	放射性液体・固体廃棄物と接触する部位	固体廃棄物回収容器	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応 : {771}

別表ト設ー15, 16, 17 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	(JIS G4305) (JIS G4305)
	その他	アンカーボルト 保温材	

事業許可との対応 : {772} {773}

別表ト設ー18 堤(チェックタンク) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堤(チェックタンク)	構造部材	堤(等辺山形鋼、平板)	
	その他	アンカーボルト コーティング材	

事業許可との対応 : {774} {775}

リ その他の加工施設

1. 変更の概要

表リー1～8 に申請対象機器と変更内容を示す。また改造工事のために、一時的に取り外しが必要な設備・機器を表リー9、10 に示す。なお表リー9 に示す設備のうち、非常用通報設備、自動火災報知設備は、以前の申請にてそれぞれ子機、親機の取り外しを申請しているが、親機である非常用通報設備や、子機である火災感知設備、警報設備も取り外しの対象に含むものと考え、当該設備を表リー9、10 に追記した。

取り外した設備・機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管後、復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 消防法・同施行令・告示等
- (12) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針及び同解説（日本建築防災協会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前検査受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する工場棟転換工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-1 に、配置図を図リ建-1～3、図リ建-12～14、図リ建-23～25、図リ建-36～38 及び図リ建-50～52 に示す。

今回申請する工場棟成型工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-2 に、配置図を図リ建-4～6、図リ建-15～17、図リ建-26～28、図リ建-39～41 及び図リ建-53～55 に示す。

今回申請する工場棟組立工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-3 に、配置図を図リ建-7、図リ建-18、図リ建-29～30、及び図リ建-42 に示す。

今回申請する第2核燃料倉庫に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-4 に、配置図を図リ建-8、図リ建-19、図リ建-31、図リ建-43 及び図リ建-56 に示す。

今回申請する容器管理棟に関する非常用設備に関する仕様を表リ建-5に、配置図を図リ建-9、図リ建-20、図リ建-32及び図リ建-44に示す。

今回申請する放射線管理棟に関する非常用設備に関する仕様を表リ建-6に、放射線管理棟前室の仕様を表リ建-7に、配置図を図リ建-10、図リ建-21、図リ建-33、図リ建-45及び図リ建-58に示す。

今回申請する除染室・分析室に関する非常用設備に関する仕様を表リ建-8に、配置図を図リ建-11、図リ建-22、図リ建-34、図リ建-46及び図リ建-57に示す。

また、屋外消火栓配置図を図リ建-35に、屋外消火栓からのアクセスルートを図リ建-35-1に、防火水槽配置図を図リ建-35-2に、溢水防護区画を図リ建-47～49に、堰(一部脱着式)脱着部詳細図を図リ建-59に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前検査で要求事項を満足することを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査は実施しないものとする。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

表リー1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	改造
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	撤去及び改造
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消防設備 消火器	1式	増設

*1：屋外に設置

表リ－2 その他の加工施設 工場棟成型工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設及び改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1：屋外に設置

表リー3 その他の加工施設 工場棟組立工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設及び改造
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1：屋外に設置

表リー4 その他の加工施設 付属建物第2核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リ－5 その他の加工施設 付属建物容器管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	新設
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー6 その他の加工施設 放射線管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	新設、増設及び 改造
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リ－7 その他の加工施設 付属建物放射線管理棟前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	増設
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備	1式	増設
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

*1：屋外に設置

表リー8 その他の加工施設 付属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

*1：屋外に設置

表リー9 取り外し対象機器（既認可）

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
工場棟転換工場	非常用設備	非常用照明	903	区分 2
工場棟成型工場	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
工場棟組立工場	非常用設備	非常用通報設備	890	区分 2
放射線管理棟 除染室・分析室	非常用通報設備	非常ベル設備 ^{注3)} 放送設備 通信連絡設備（電話設備）	891 892 893	
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	区分 2
		火災感知設備 警報設備	900 901	
	非常用設備 消火設備	消火器	898	区分 2

注 1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注 2) 区分 1：撤去し廃棄する設備・機器

区分 2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分 3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注 3) 放射線管理棟を除く。（放射線管理棟に非常ベル設備なし）

表リー10 取り外し対象機器（今回申請）

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
第2核燃料倉庫 容器管理棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	85 ^{注3)} 86 ^{注3)}	非常用照明 誘導灯	903 904
	非常用設備 自動火災報知設備	87 ^{注3)}	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899
			火災感知設備 警報設備	900 901

注 1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注 2) 区分 1：撤去し廃棄する設備・機器

区分 2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分 3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注 3) 図リ配ー1、2に当該機器の番号を示す。

表リ建ー1 工場棟転換工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-2 工場棟成型工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-3 工場棟組立工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

表リ建ー4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	—	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式

*1：屋外に設置

表リ建ー5 付属建物容器管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式
消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式	
	消火器	火災等による損傷の防止等		1式

*1：屋外に設置

表リ建-6 放射線管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロブレンゴムスポンジ

表リ建-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー)、配線	通信連絡設備等	1式
	自動火災報知設備 火災感知設備	感知器本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホース、 配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

表リ建-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 ^{*2}	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 ^{*1}	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

*1：屋外に設置

*2：クロロブレンゴムスポンジ

4. 工事の方法

4. 1. 非常用設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備

(1) 手順

今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造^{注1)}：図リ建-1～3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：図リ建-1～3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-1～3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-50～52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図リ建-12～14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図リ建-12～14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図リ建-12～13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造^{注6)}：図リ建-23～25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図リ建-36～38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35

に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去しているを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

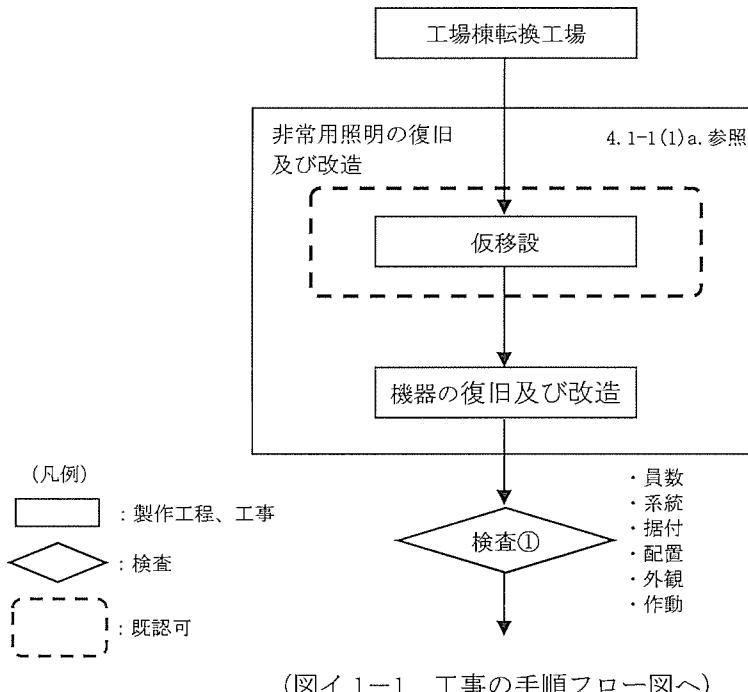
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

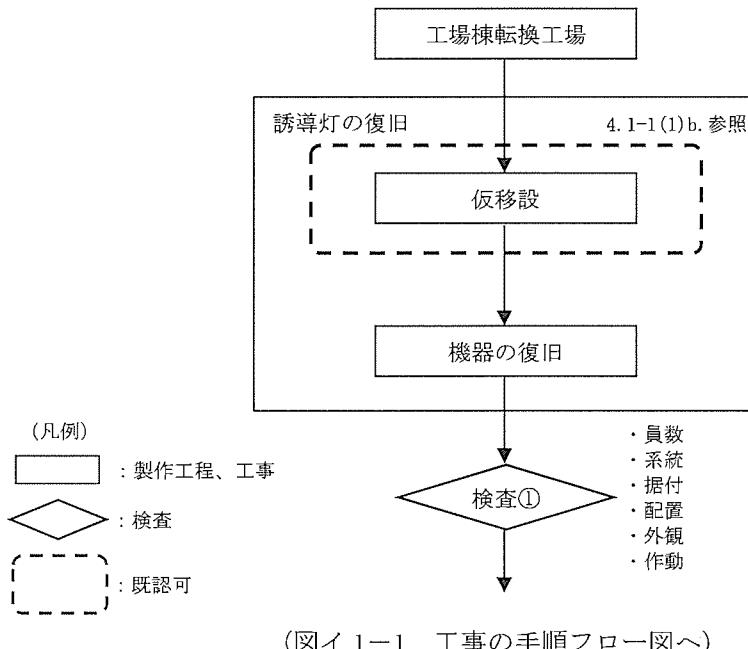
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置

を実施する。

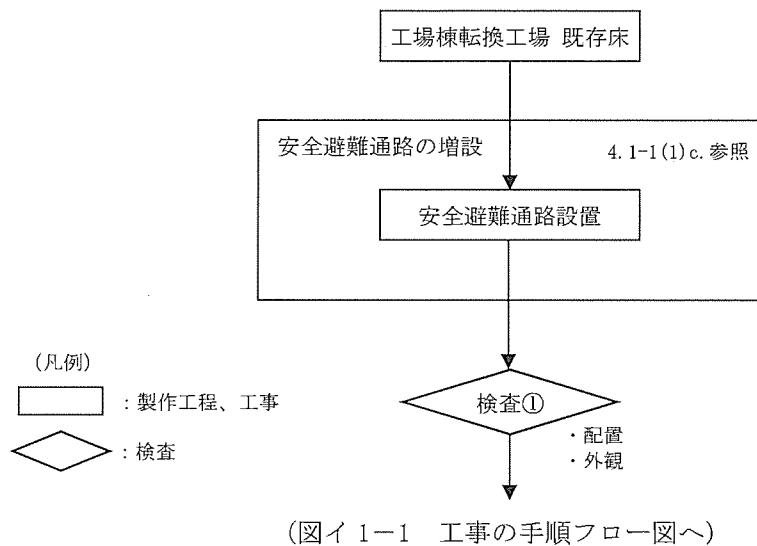
- 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



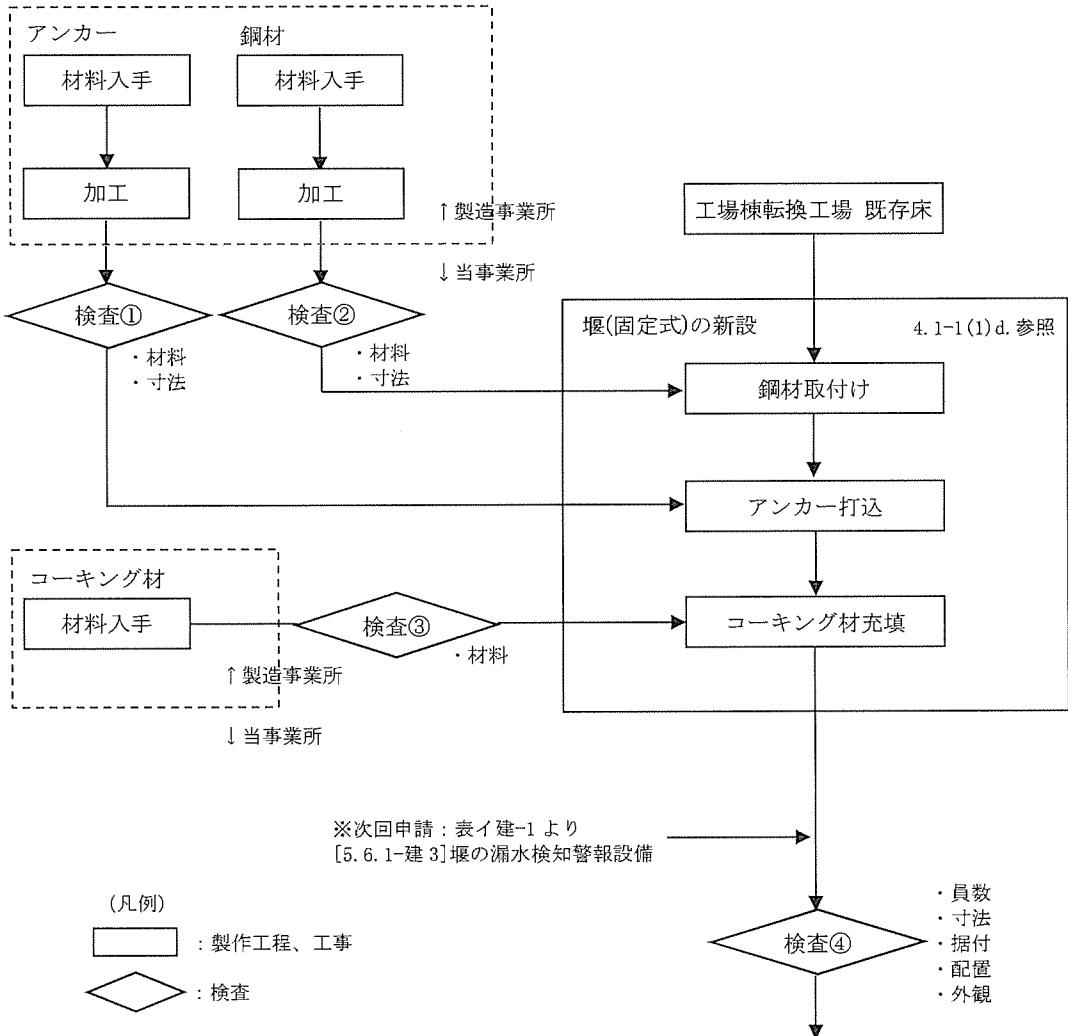
図リ 1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図



図リ 1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

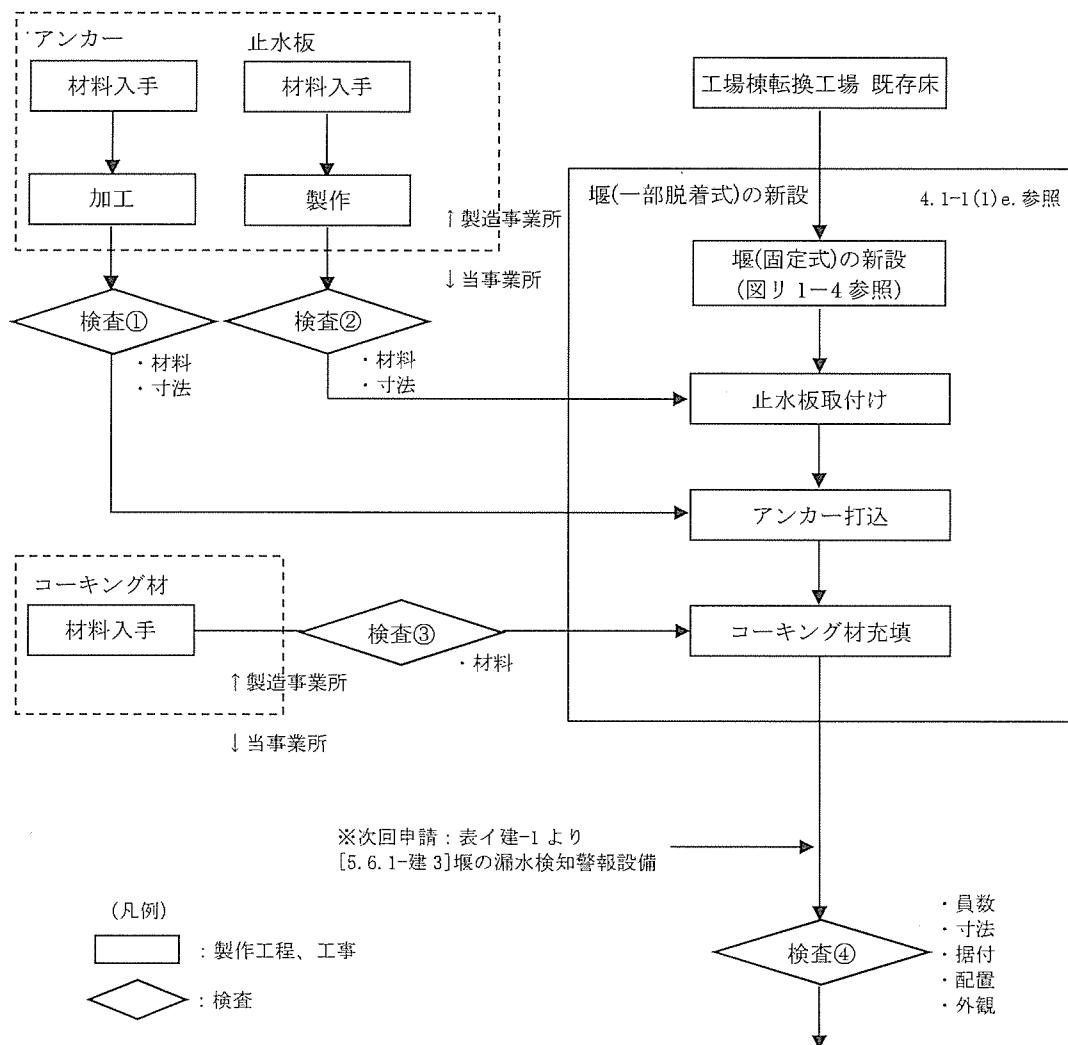


図リ 1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



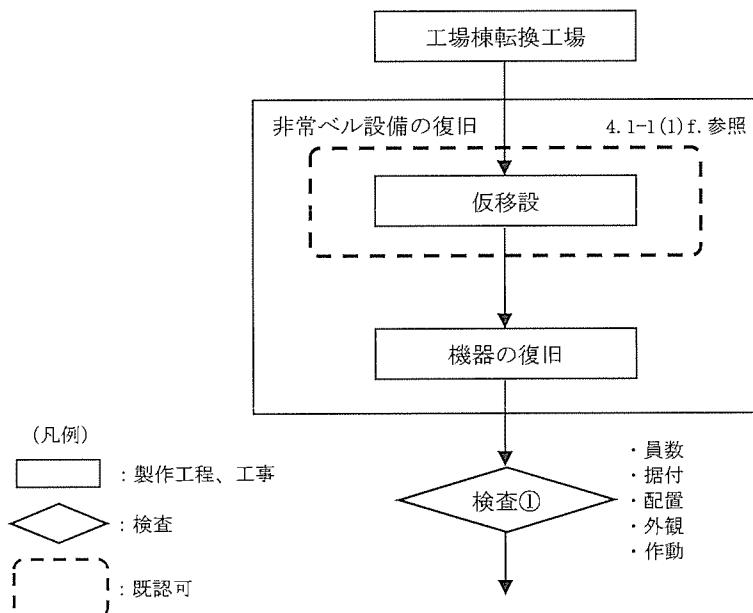
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



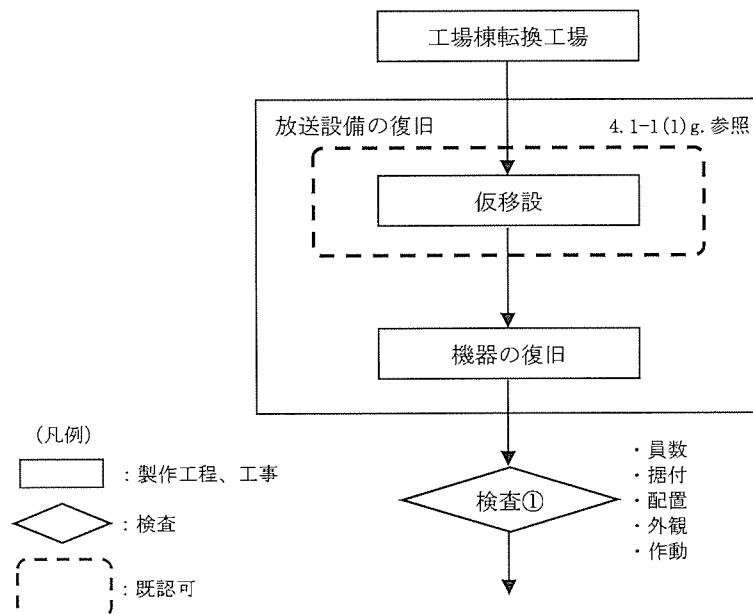
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



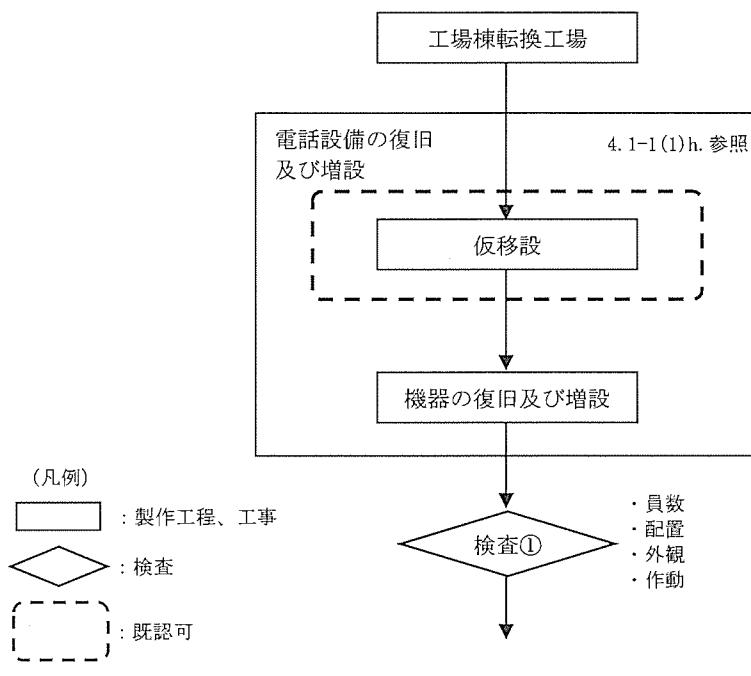
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図

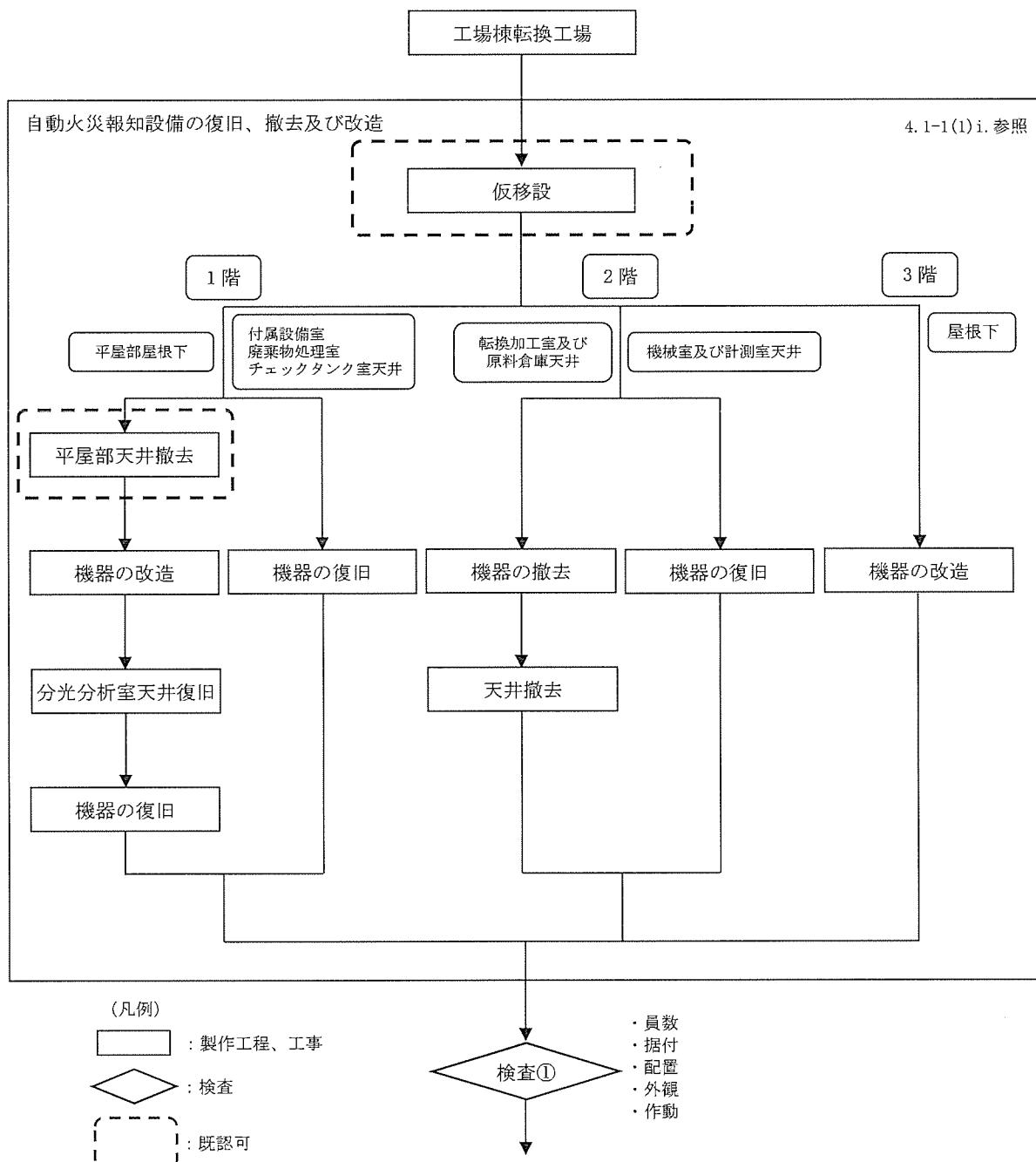


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図

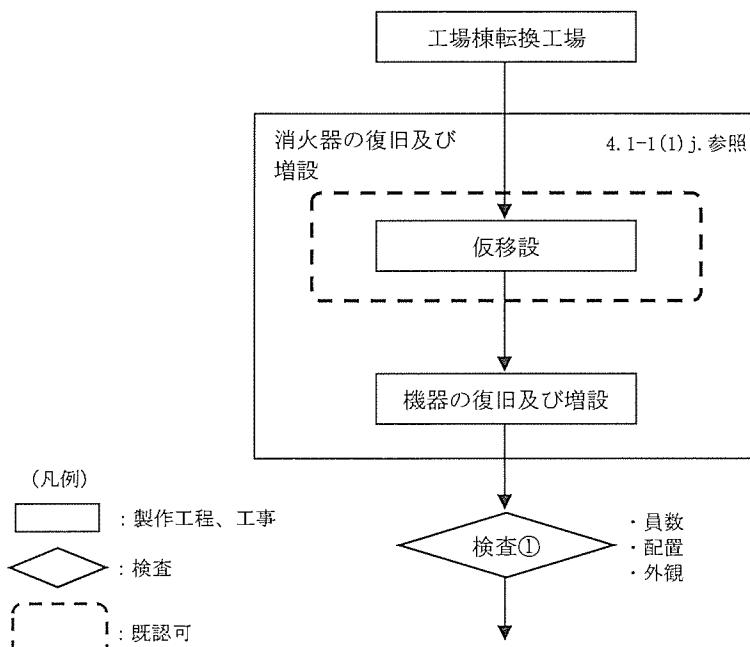


図リ 1-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



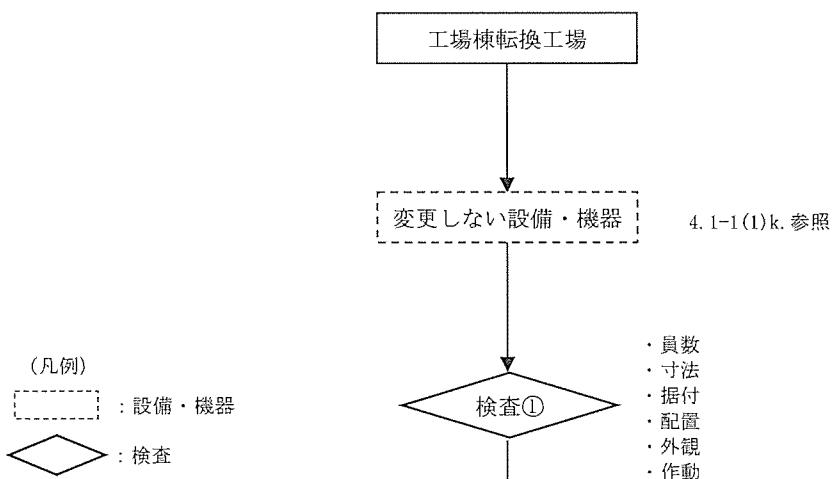
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)
の復旧、撤去及び改造の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 1-10 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 1-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-1に示す。

4. 1-2 工場棟成型工場の非常用設備

(1) 手順

今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：図リ建-4～6に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：図リ建-4～6に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-4～6に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-53～55に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-53に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図リ建-15～17に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：図リ建-15～17に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図リ建-15～17に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造^{注6)}：図リ建-26～28に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図リ建-39～41に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

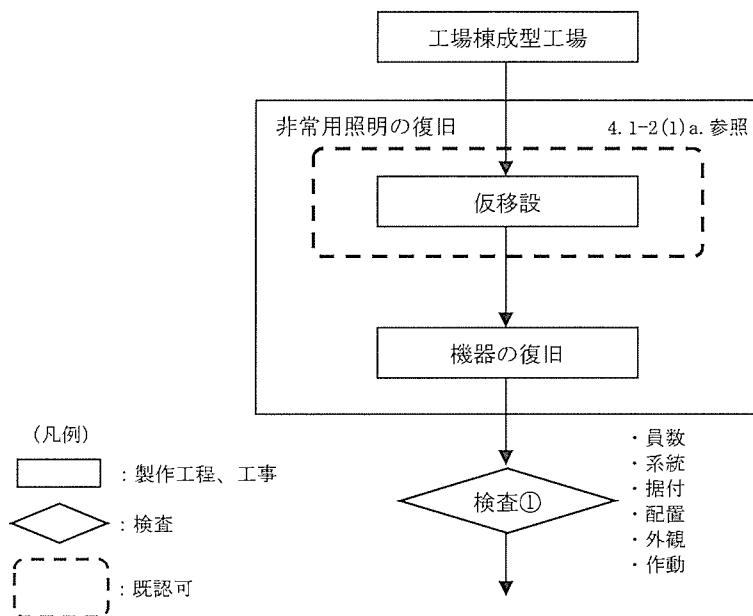
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

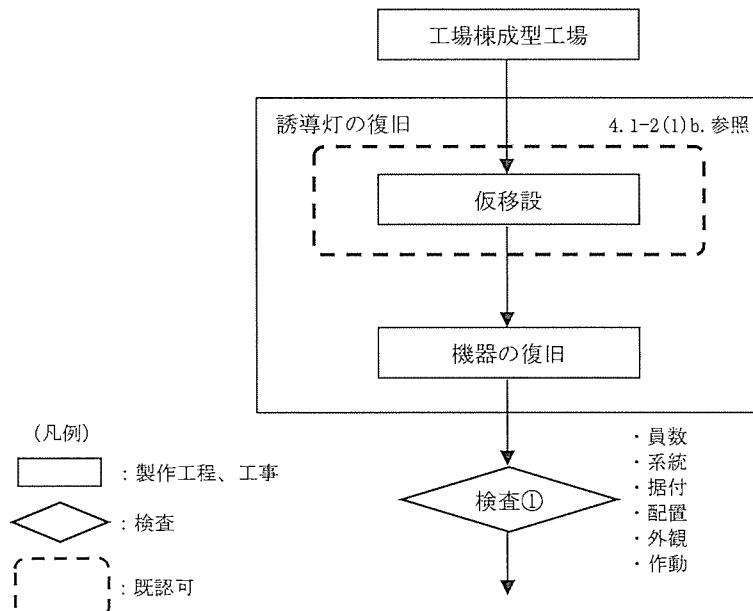
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



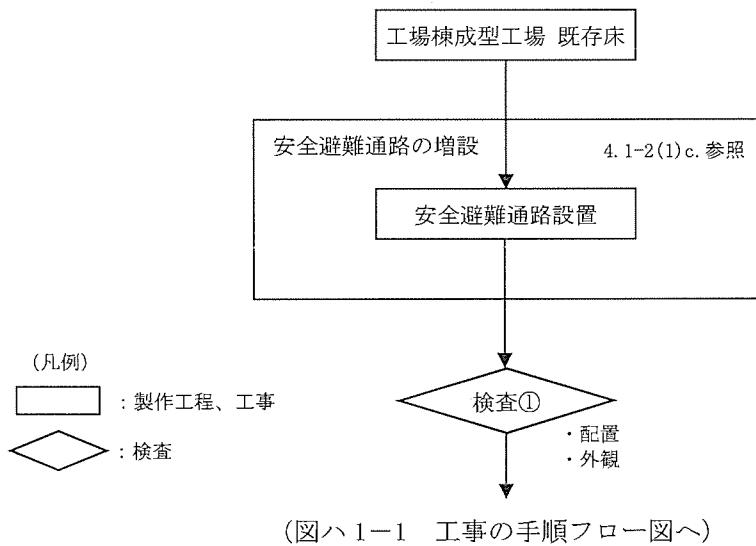
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

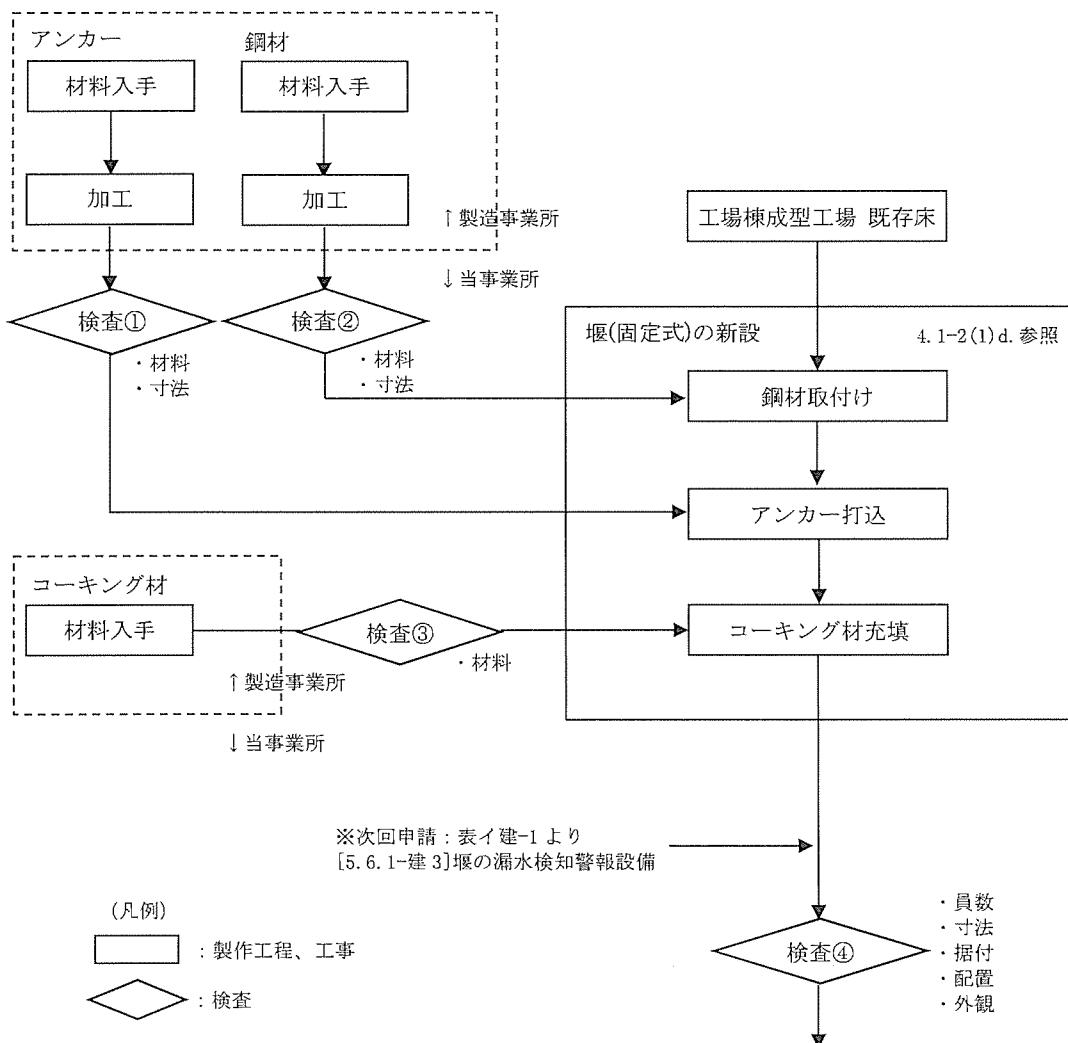


(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

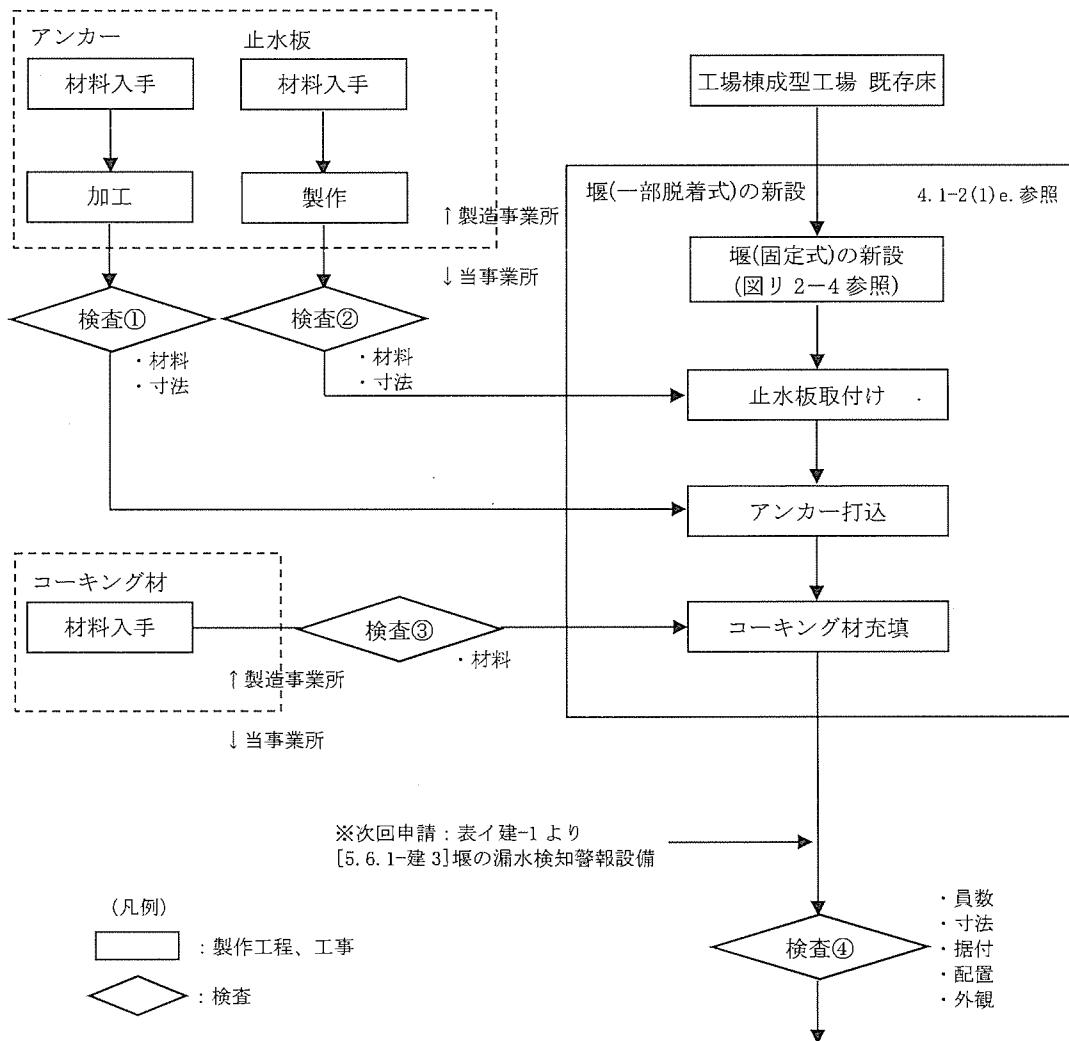


図リ 2-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



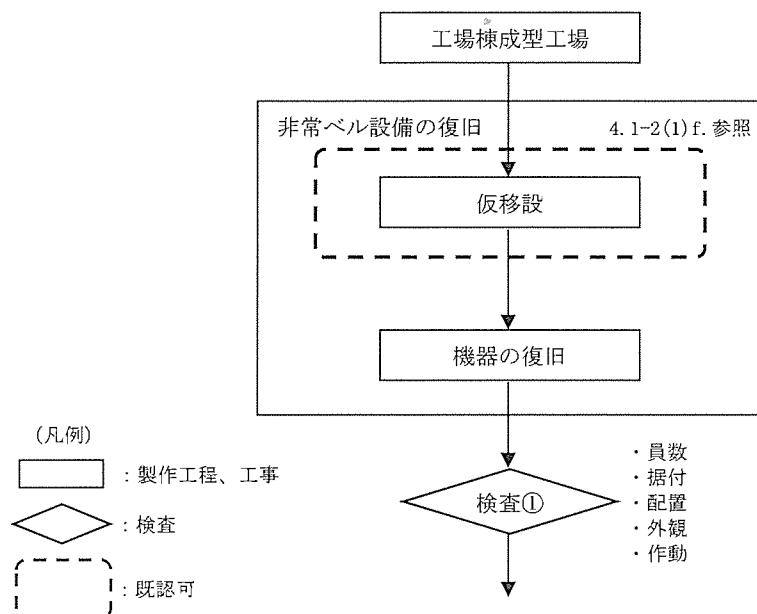
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



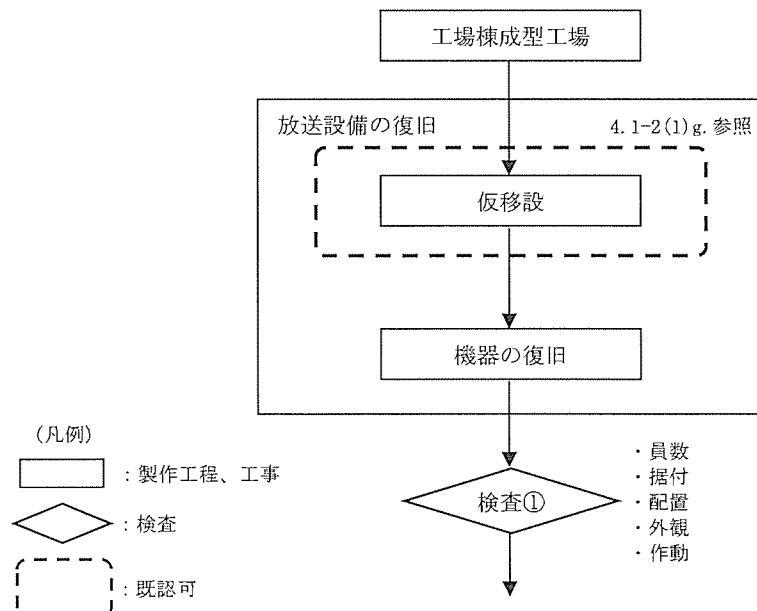
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-5 緊急対策設備(3) 壁(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



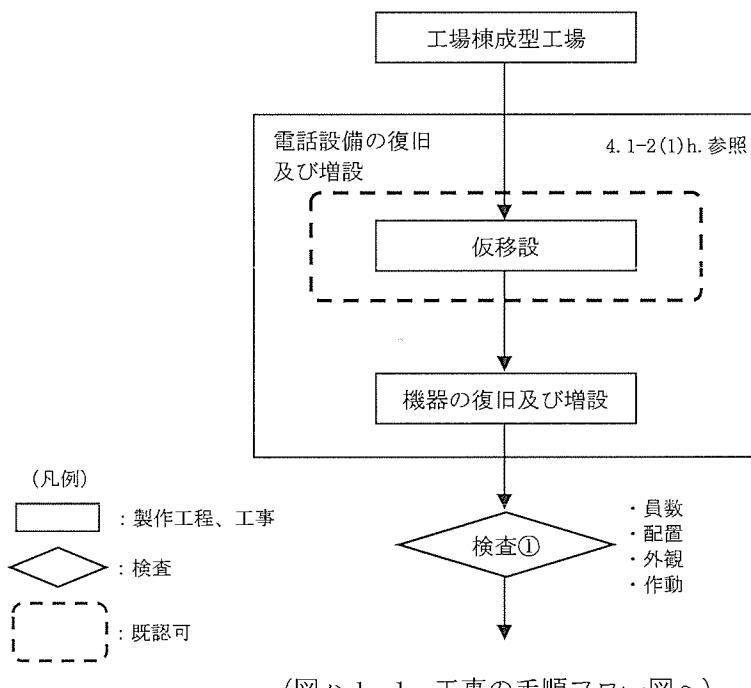
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図

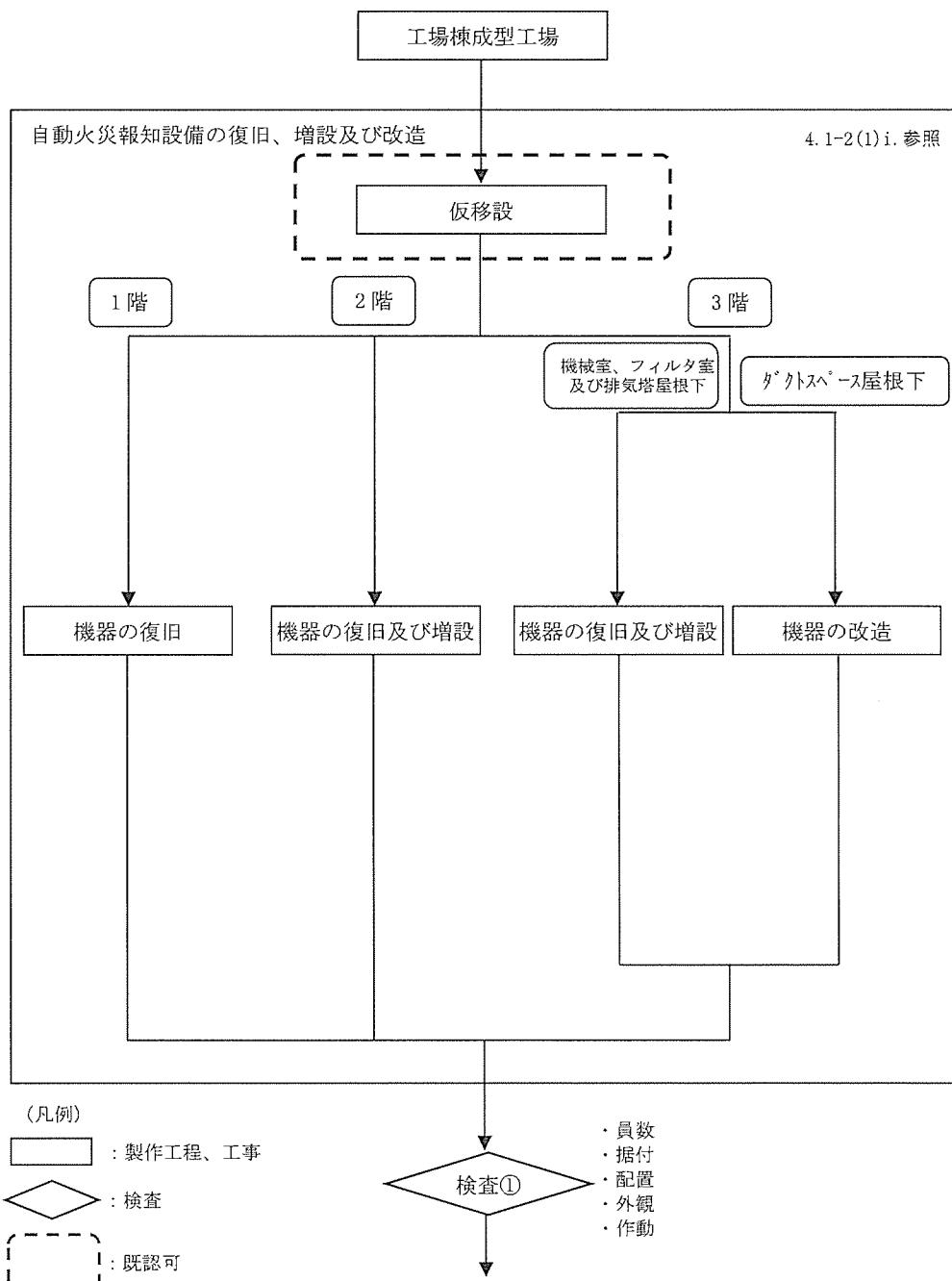


(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図

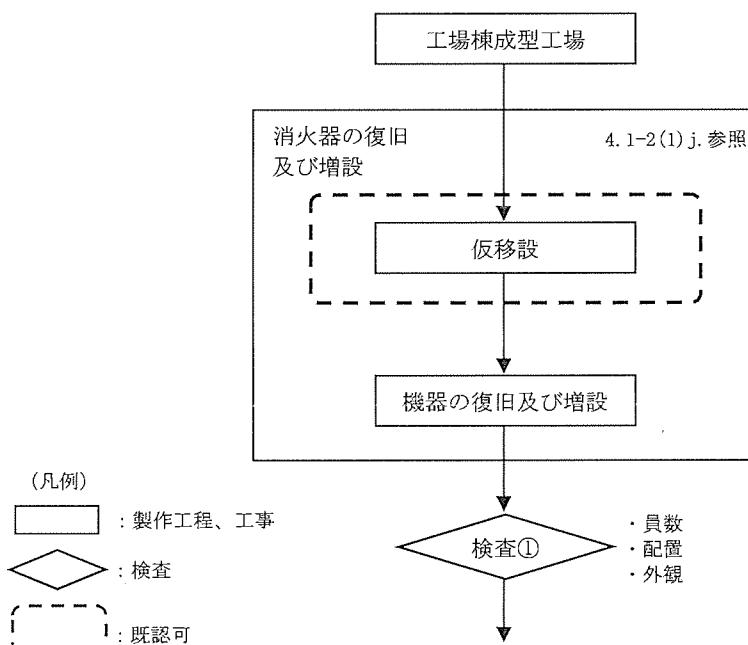


図リ 2-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



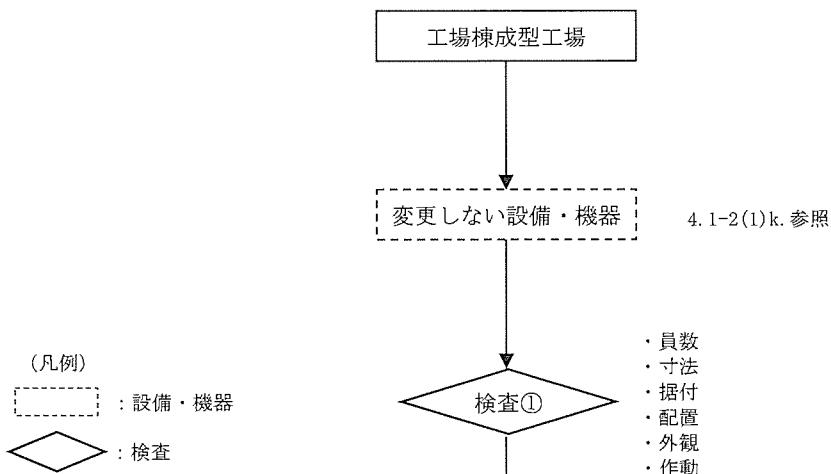
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の
復旧、増設及び改造の手順フロー図



(図ハ1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ2-10 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



(図ハ1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ2-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-2に示す。

4. 1－3 工場棟組立工場の非常用設備

(1) 手順

今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図示1－1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ－9に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：図リ建－7に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：図リ建－7に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建－7に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：図リ建－18に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- e. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：仮移設した図リ建－18に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：図リ建－18に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造^{注6)}：図リ建－29に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- h. 消火設備(消火器)の復旧及び増設^{注7)}：図リ建－42に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- i. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建－35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

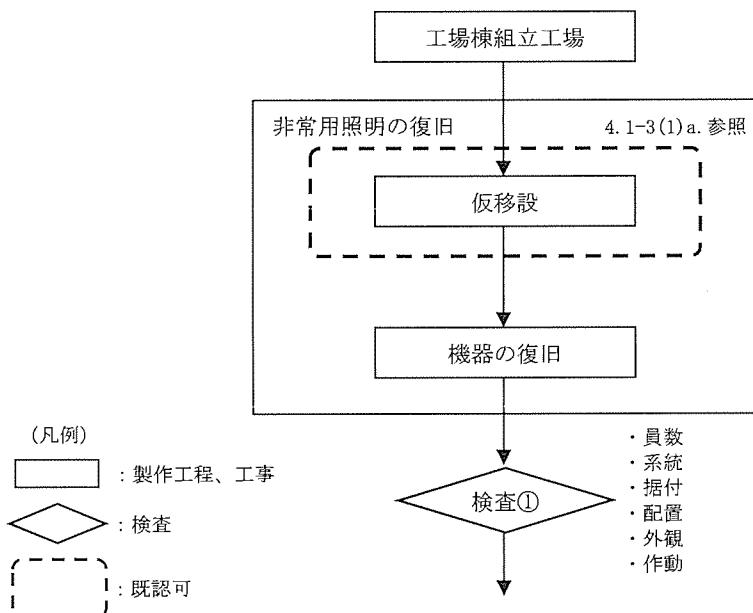
- ・管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

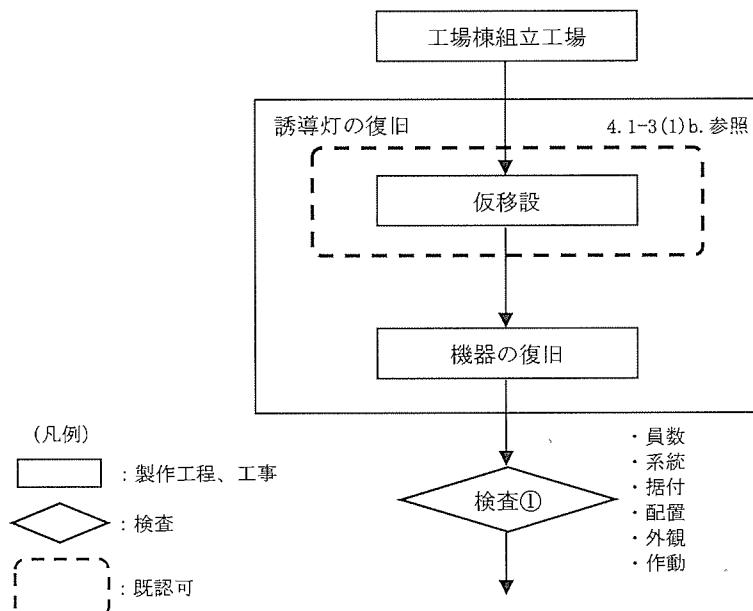
e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



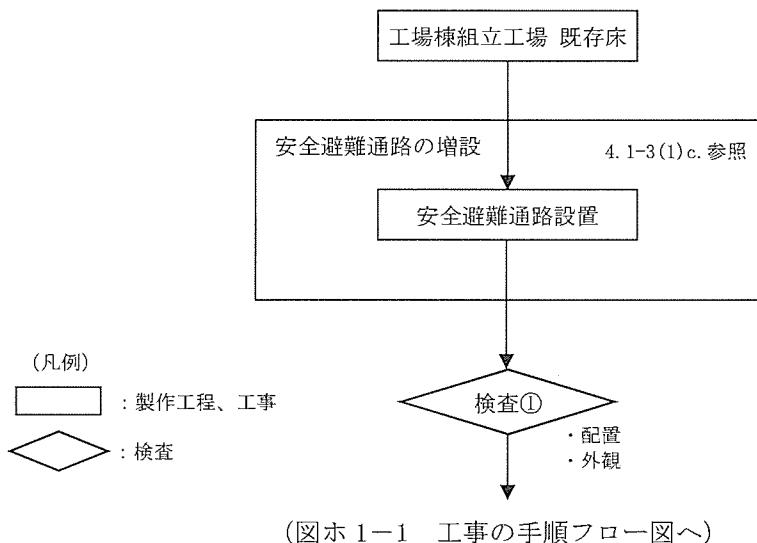
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

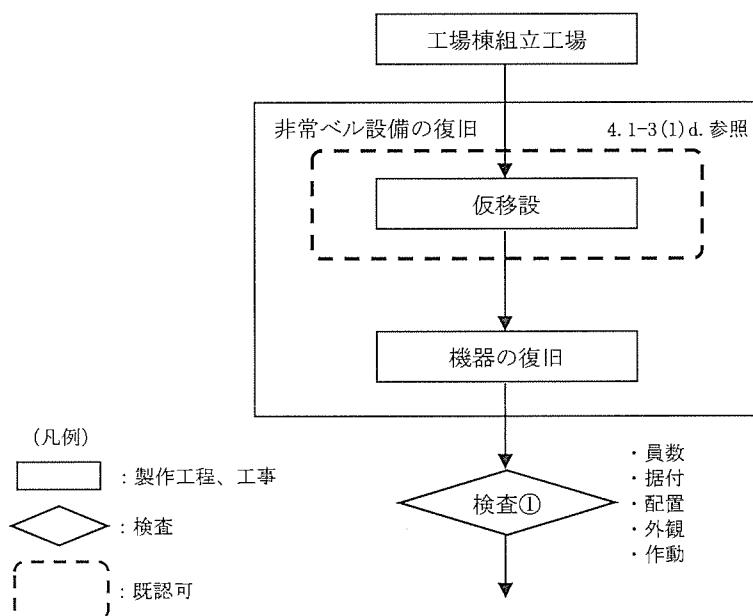


(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

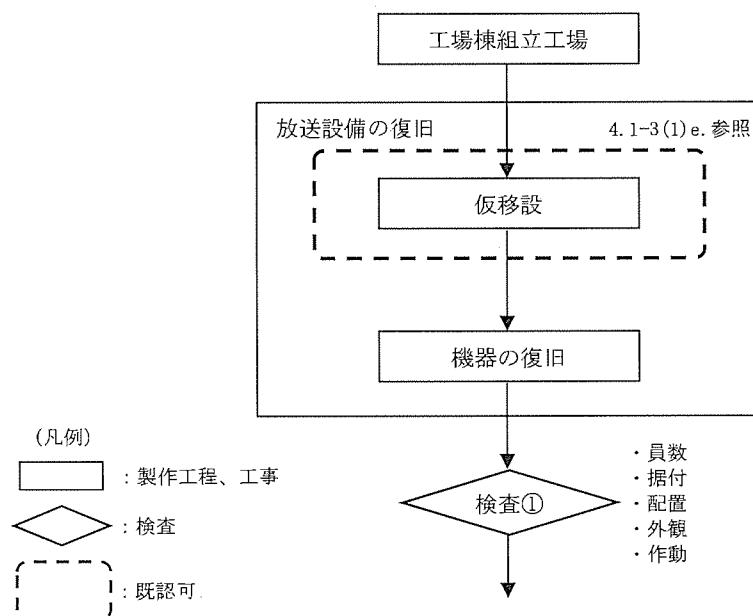


図リ 3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



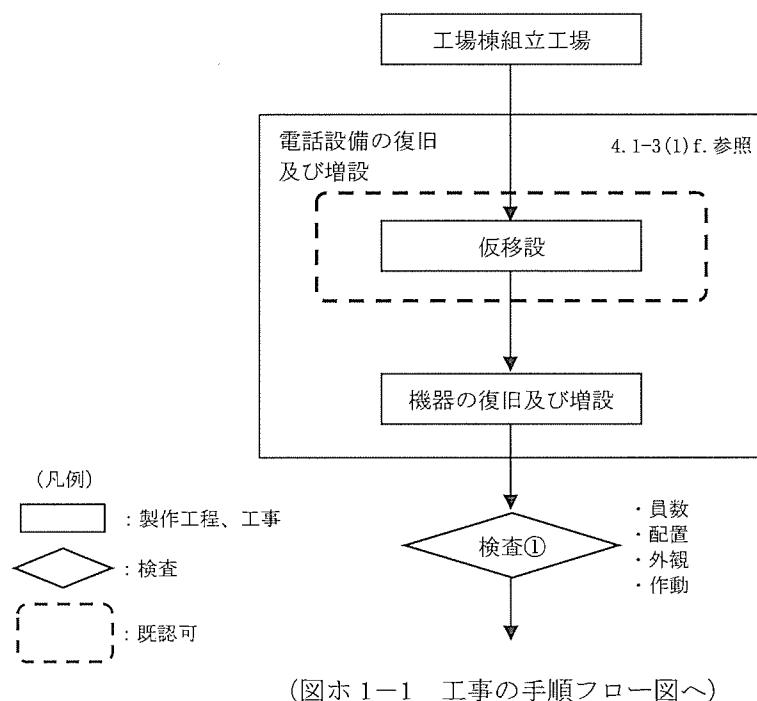
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-4 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図

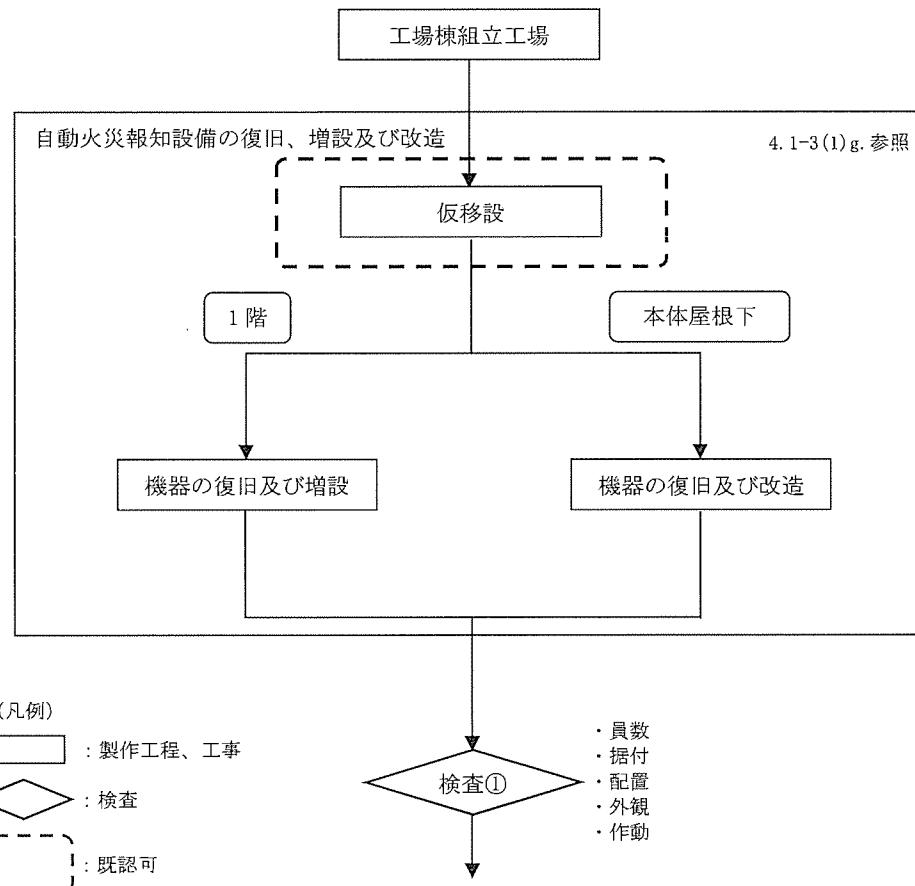


(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-5 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図

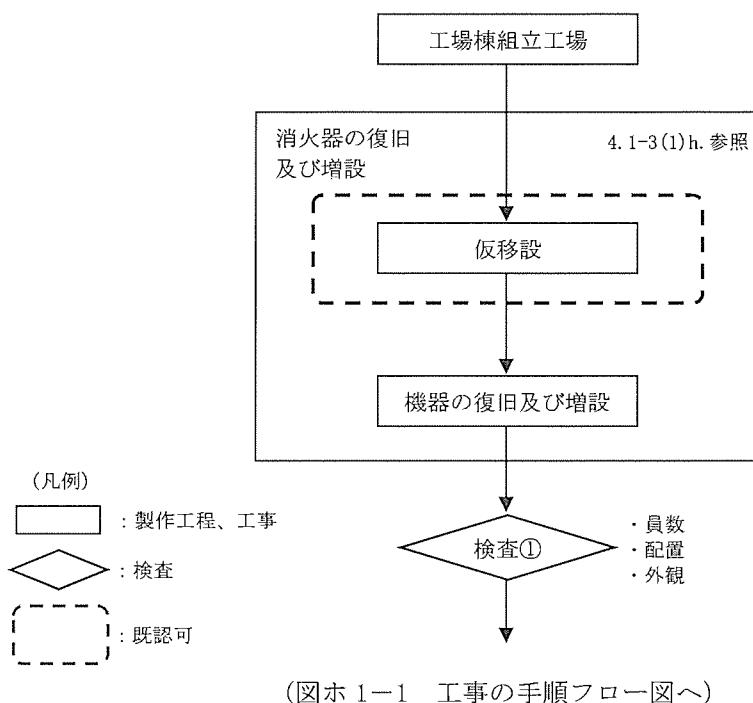


図リ 3-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図

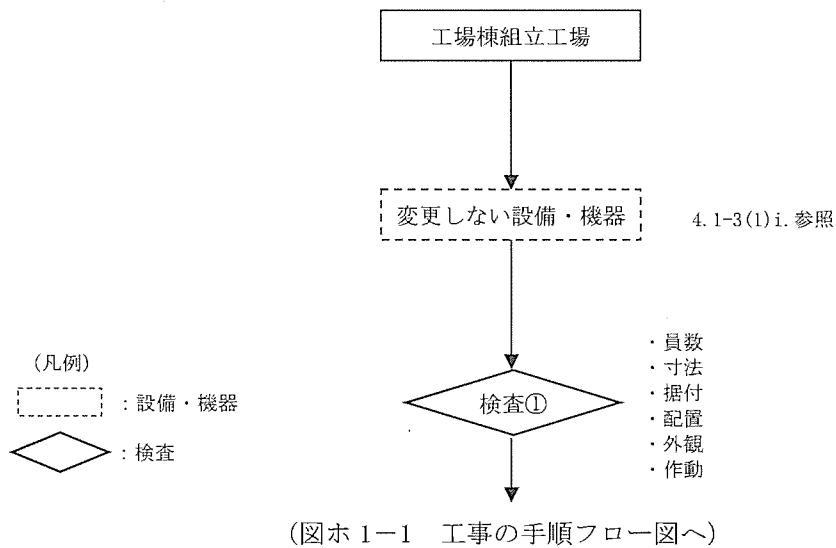


(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図



図リ 3-8 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



図リ 3-9 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-3に示す。

4. 1－4 第2核燃料倉庫の非常用設備

(1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1－1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び仮移設及び復旧^{注1)}：図リ建－8に示す第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び仮移設及び復旧^{注2)}：図リ建－8に示す第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建－8に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建－56に示す本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建－19に示す本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
- f. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造^{注3)}：図リ建－31に示す第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- g. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図リ建－19に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建－35に示す屋外消火栓及び図リ建－43に示す消火器の検査を行う。検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

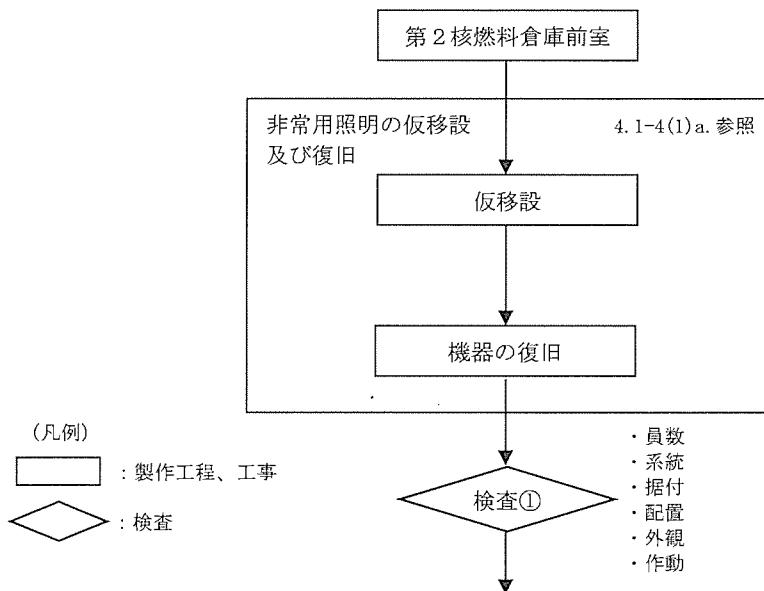
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

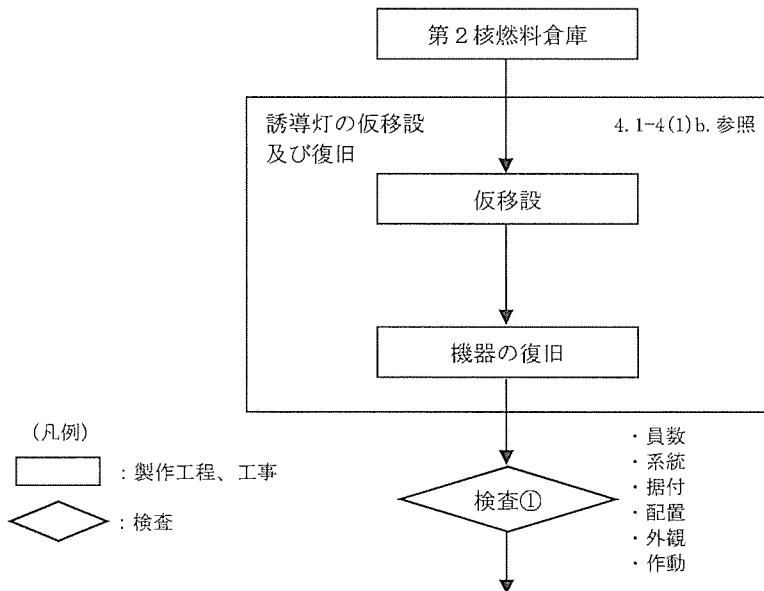
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



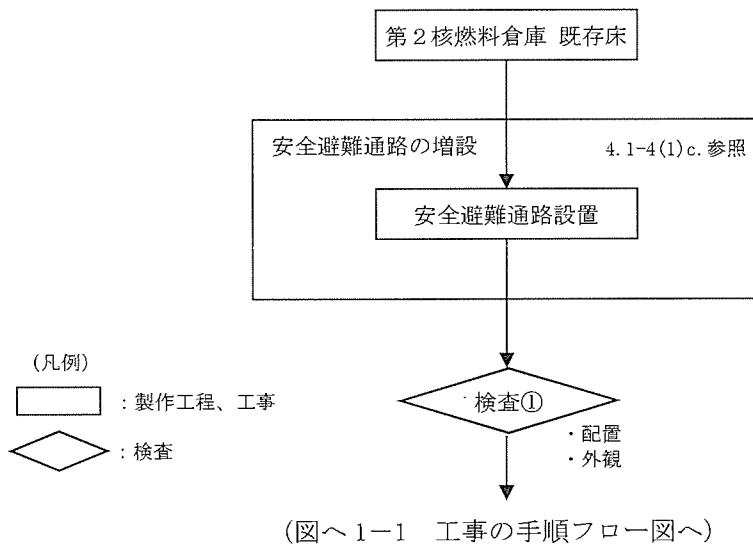
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

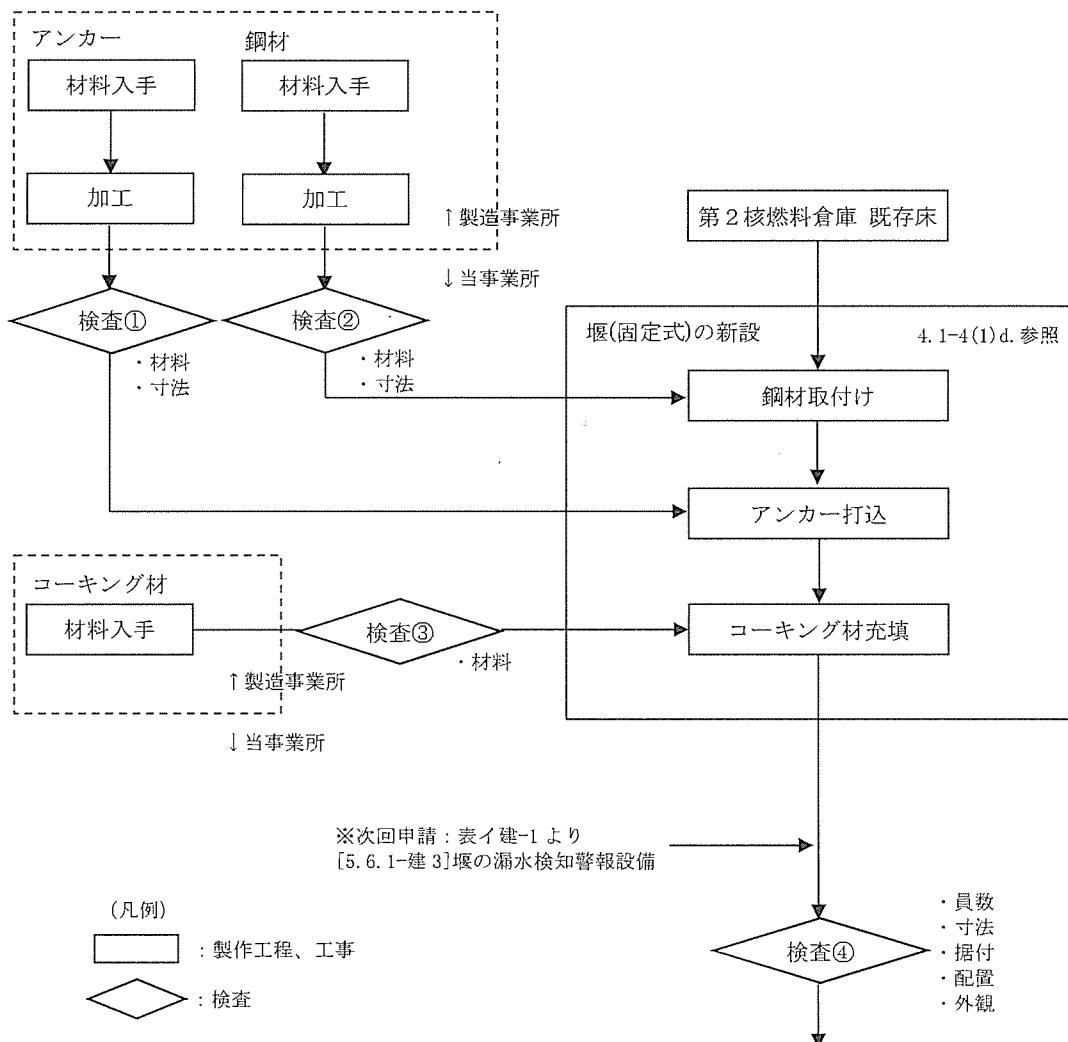


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図

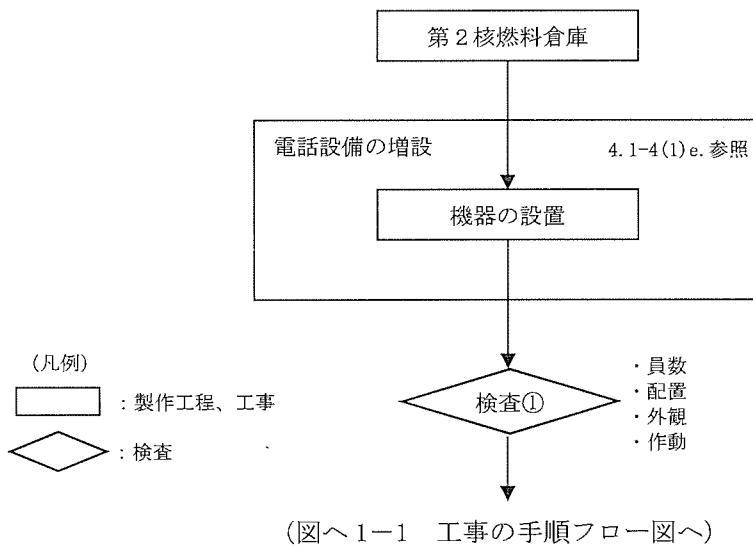


図リ 4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

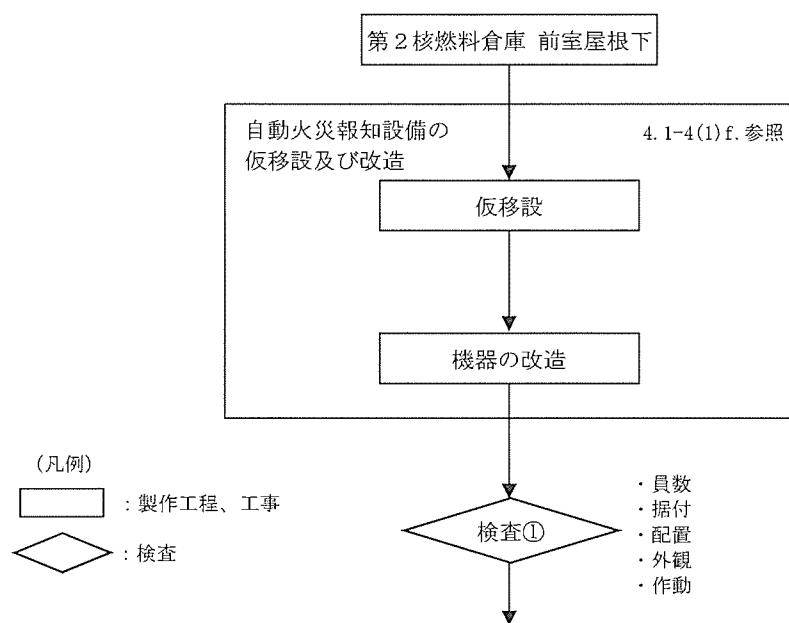


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-4 緊急対策設備(3)堀(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図

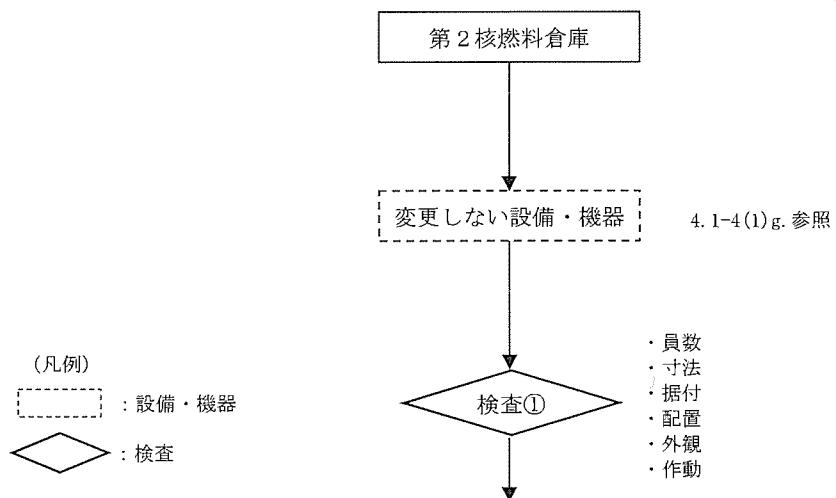


図リ 4-5 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図ヘ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 4-6 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の
仮移設及び改造の手順フロー図



(図ヘ1ー1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 4-7 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、
消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-4に示す。

4. 1－5 容器管理棟の非常用設備

(1) 手順

今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧^{注1)}：図リ建-9に示す非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧^{注2)}：図リ建-9に示す誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-9に示す前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建-20に示す本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- e. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び新設^{注3)}：図リ建-32に示す容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び新設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- f. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消防設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図リ建-20に示す非常用ベル設備及び放送設備、図リ建-35に示す屋外消火栓及び図リ建-44に示す消火器の検査を行う。検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること
- 注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

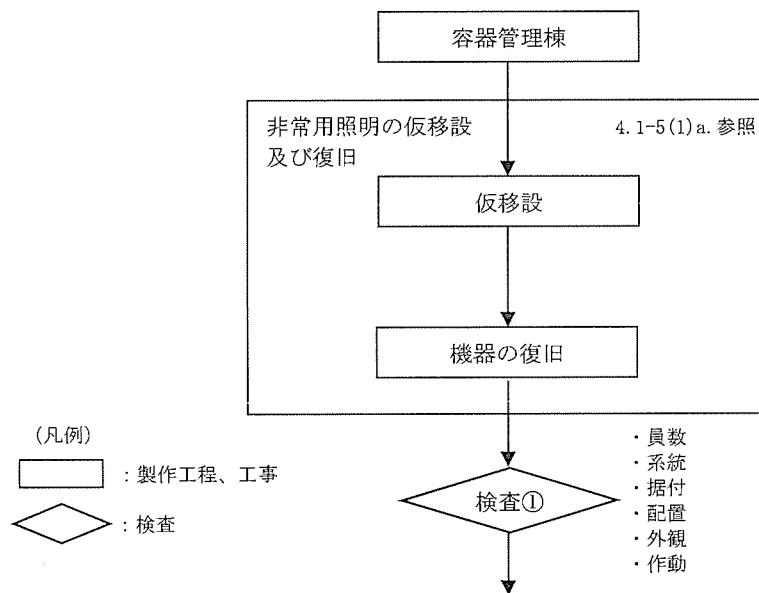
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

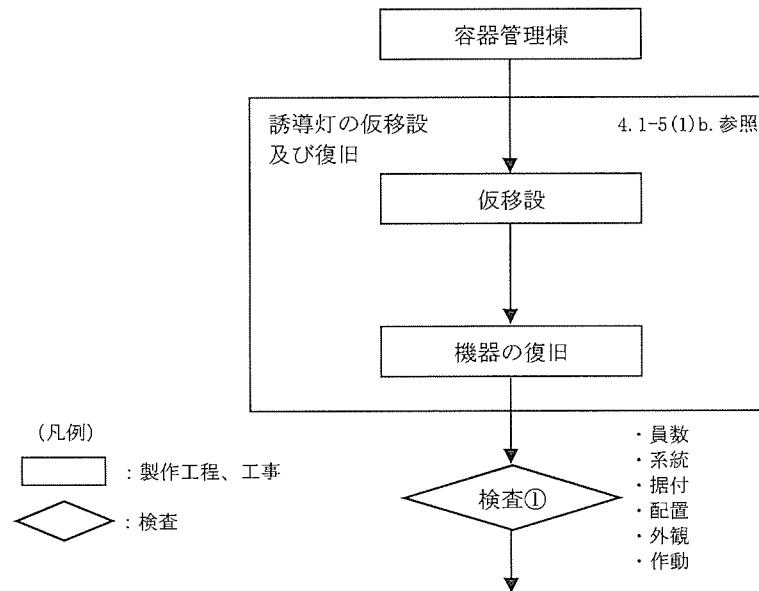
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



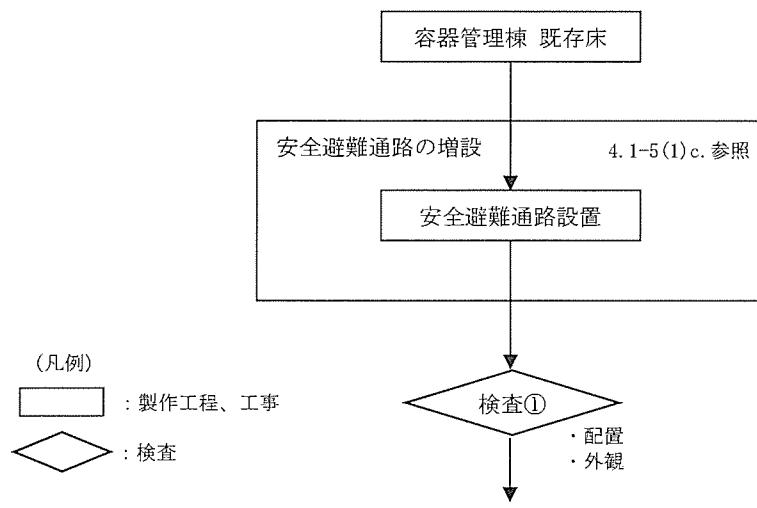
(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

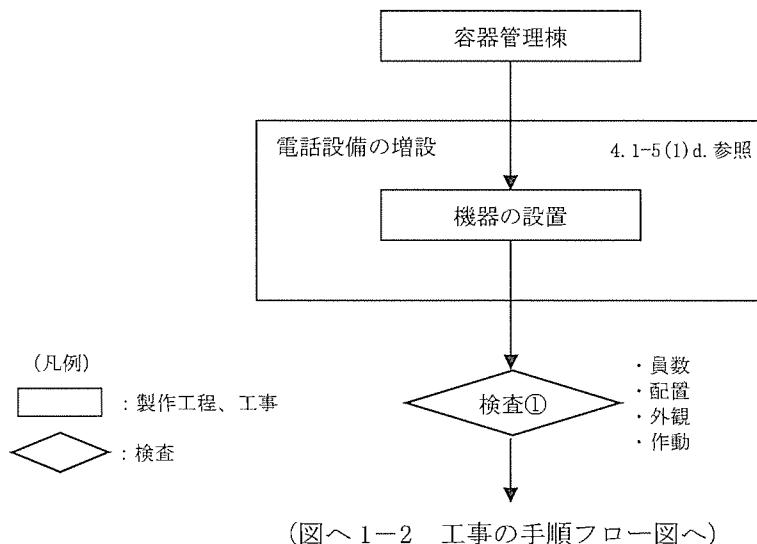


(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

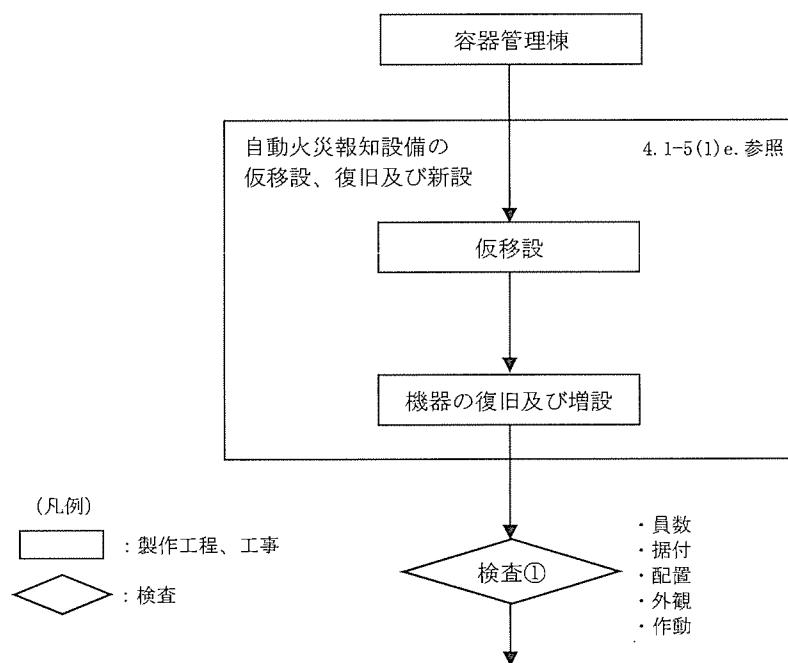
図リ 5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

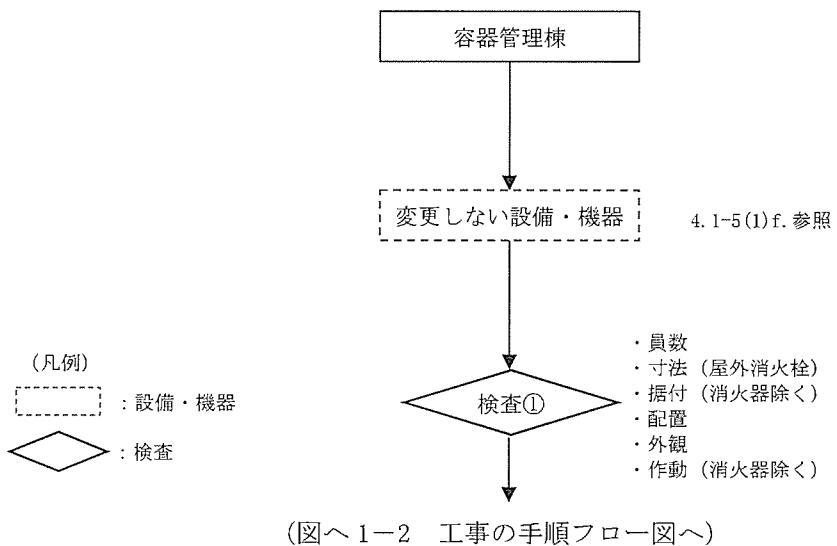


図リ 5-4 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-5 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の
仮移設、復旧及び新設の手順フロー図



図リ 5-6 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-5に示す。

4. 1－6 放射線管理棟の非常用設備

(1) 手順

今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1－1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：図リ建－10に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：図リ建－10に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建－10に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建－58に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建－58に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
また、脱着式堰の詳細図を図リ建－59に示す
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注3)}：図リ建－21に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注4)}：図リ建－21に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、新設、増設及び改造^{注5)}：図リ建－33に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、新設、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- i. 消火設備(消火器)の復旧^{注6)}：図リ建－45に示す仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- j. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建－35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

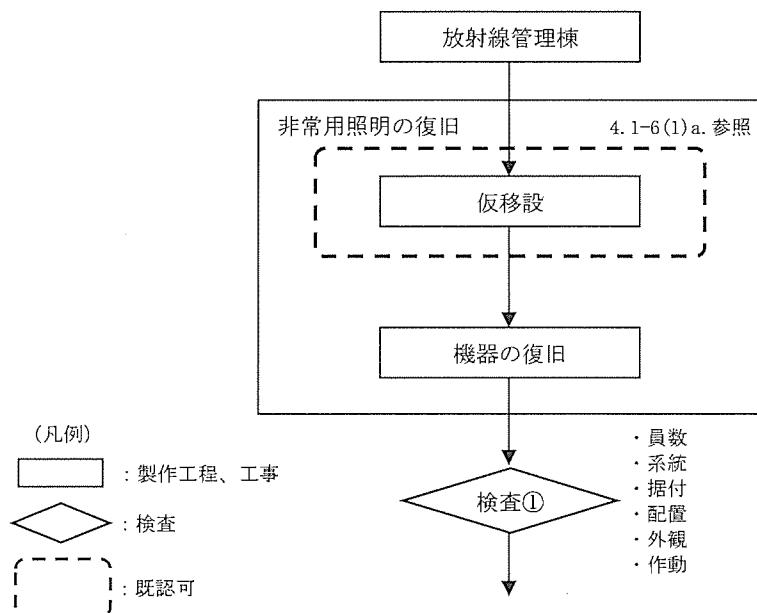
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

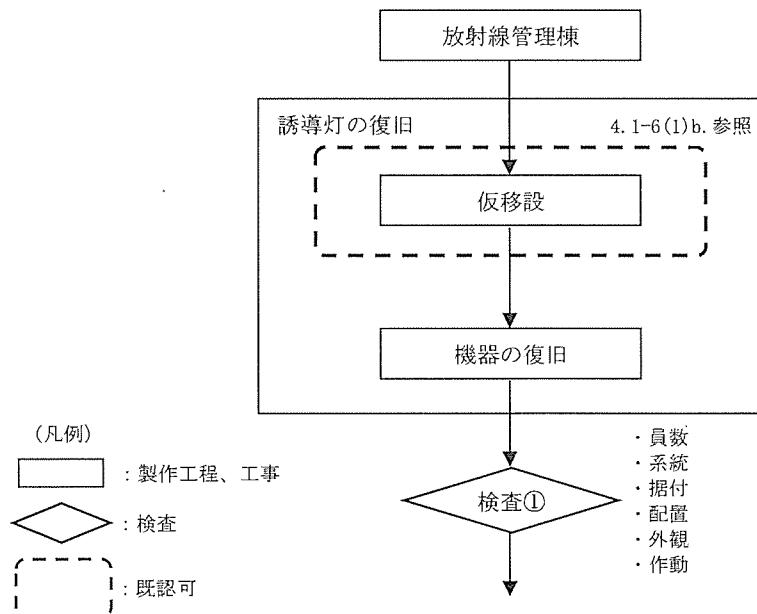
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



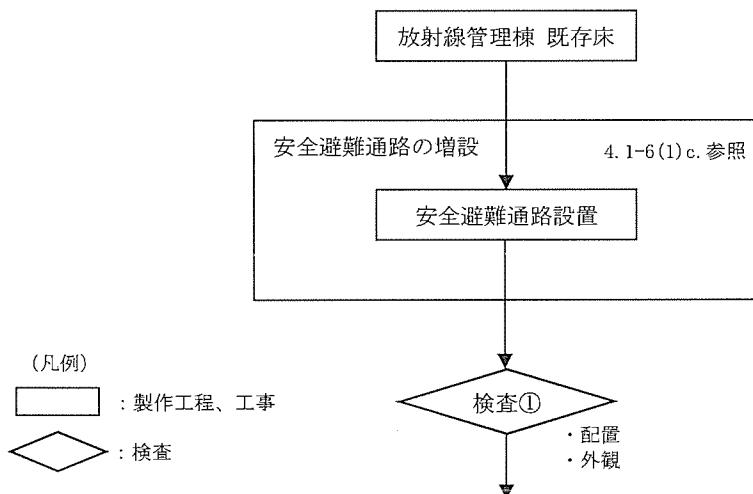
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



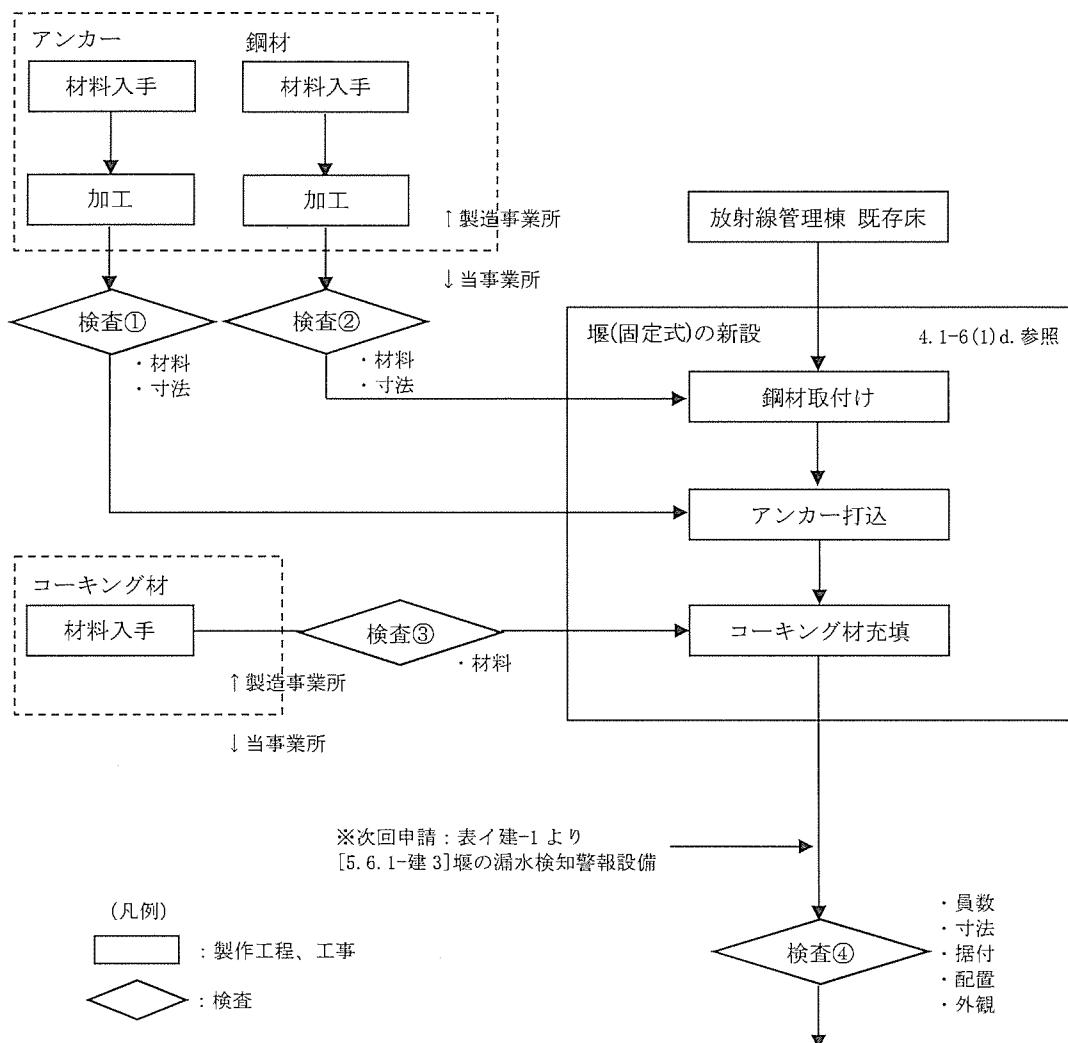
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



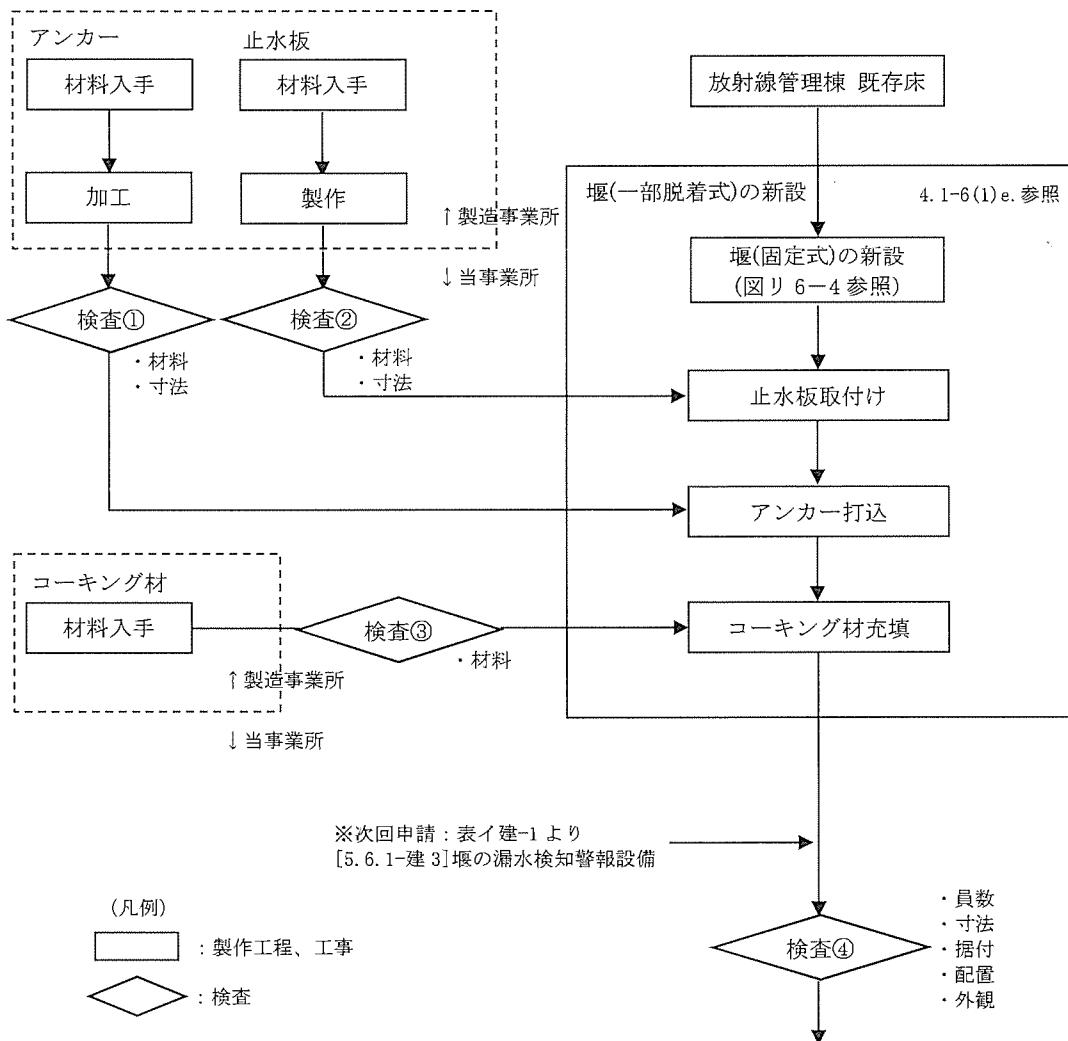
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



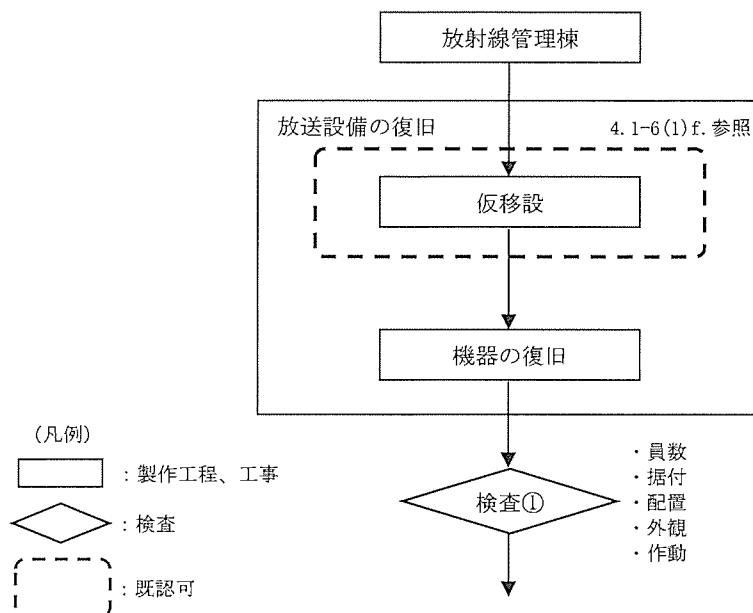
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



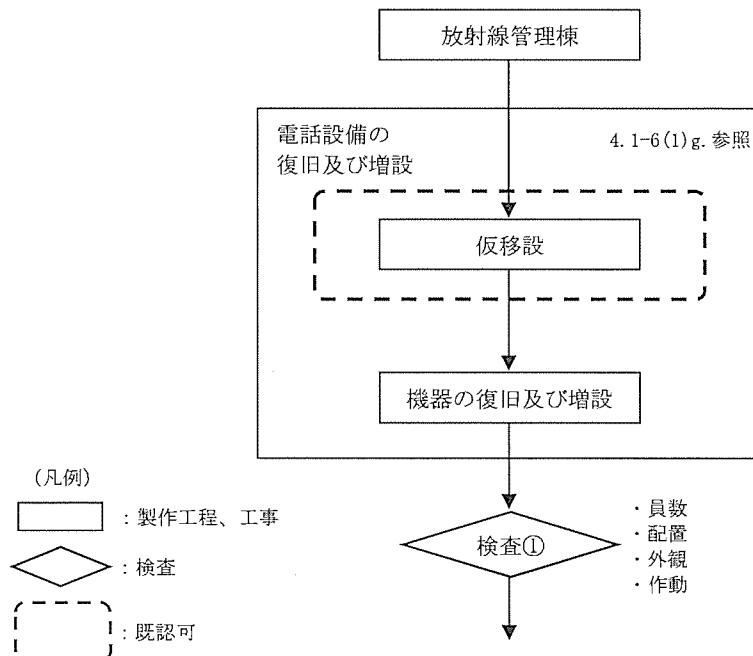
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



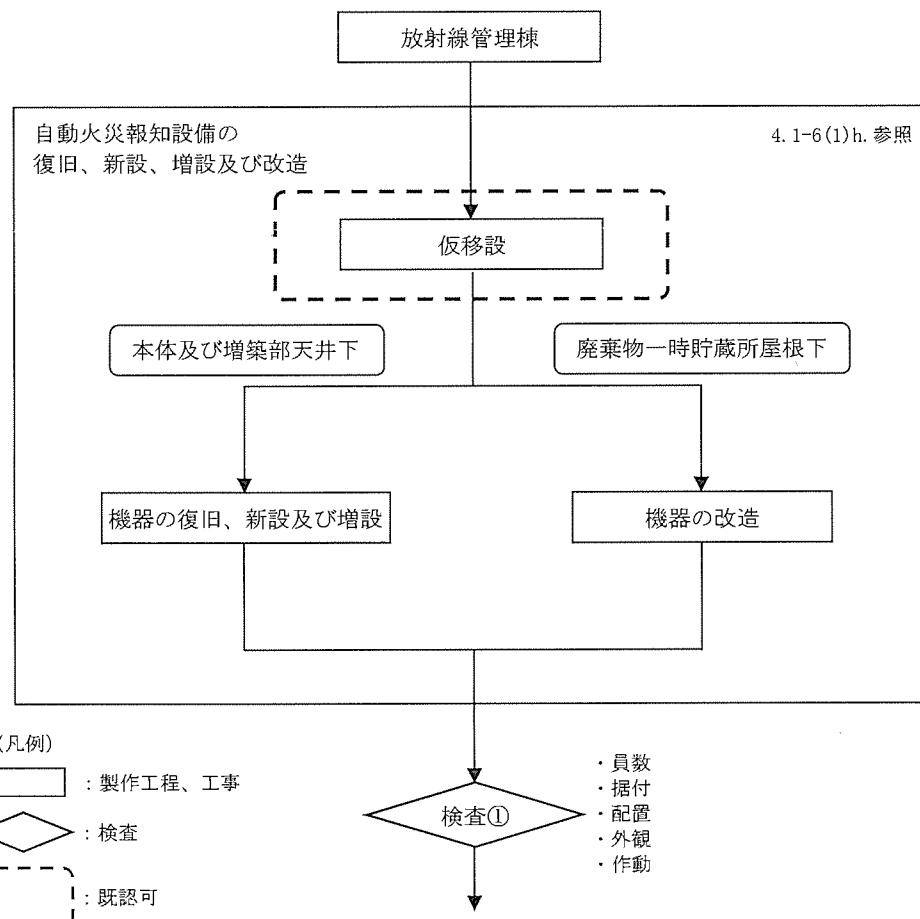
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



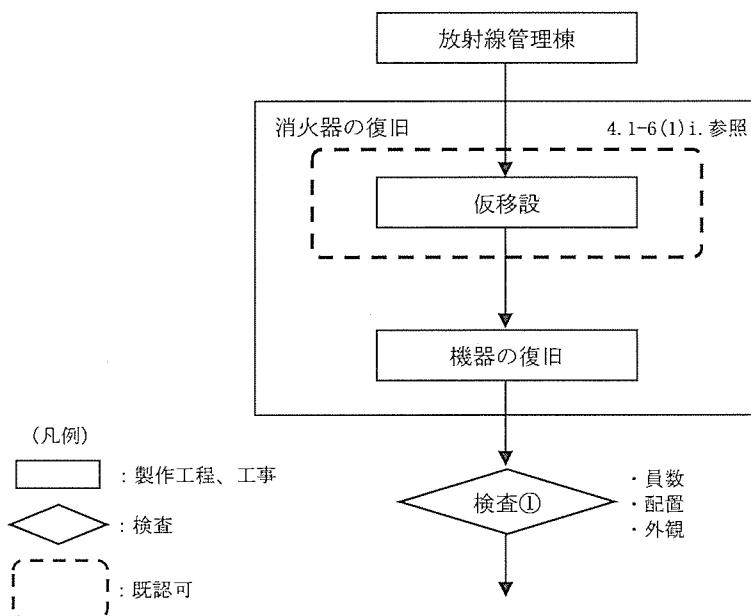
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



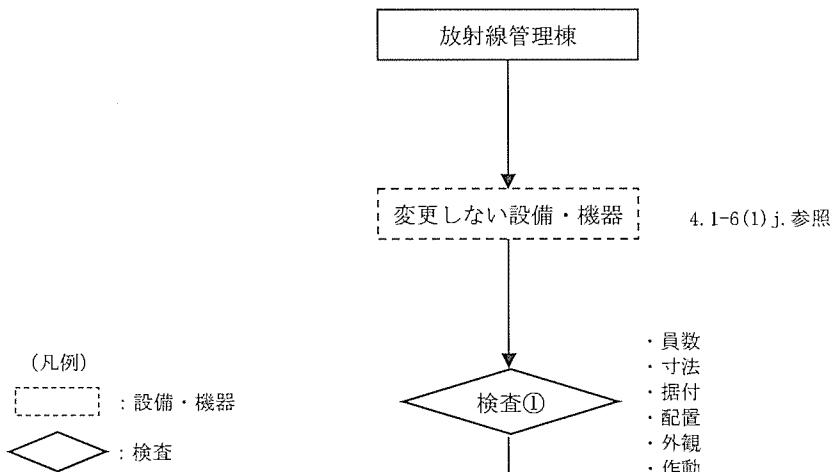
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の
復旧、新設、増設及び改造の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-9 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-6に示す。

4. 1-7 放射線管理棟前室の非常用設備

(1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 非常用通報設備(放送設備)の増設：図リ建-21に示す放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- d. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：図リ建-33に示す放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- e. 消火設備(消火器)の増設：図リ建-45に示す放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る
- f. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

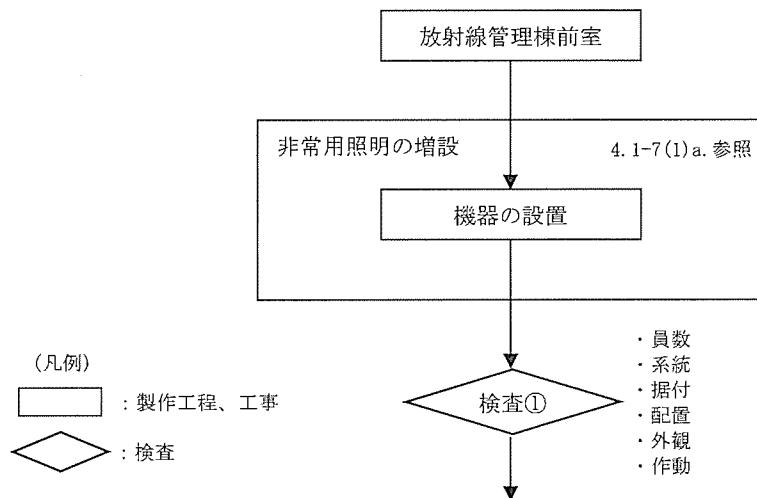
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

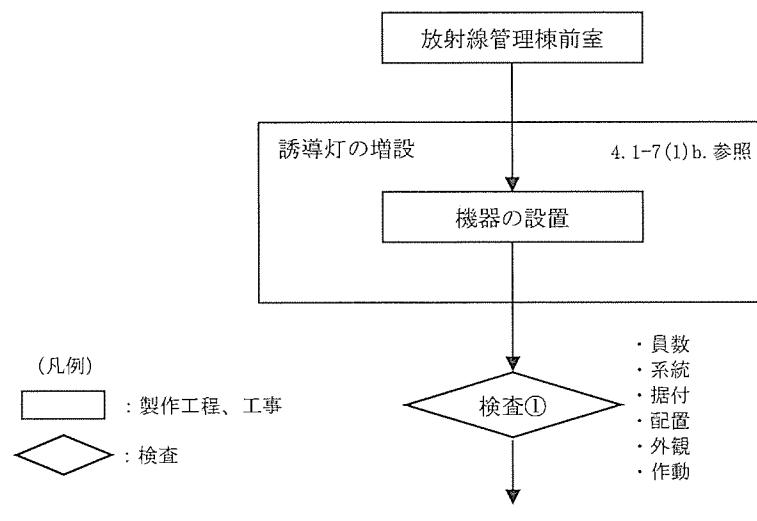
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



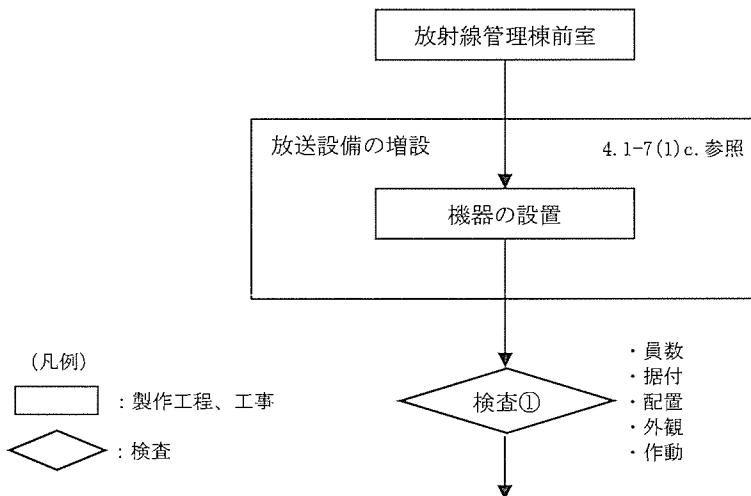
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 7-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図



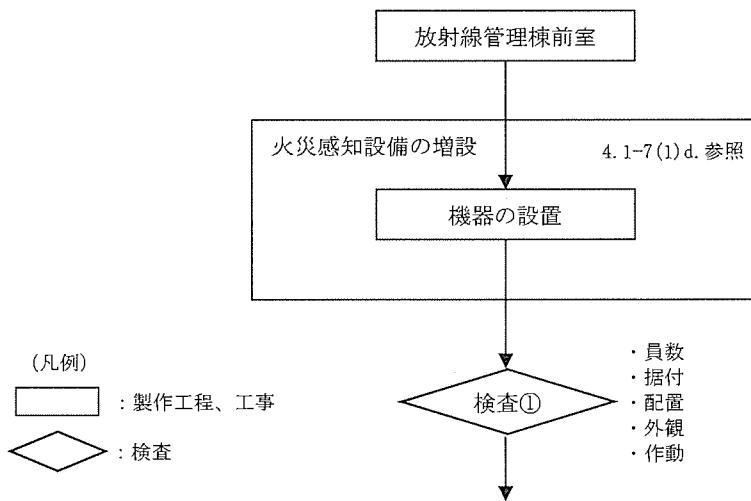
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 7-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



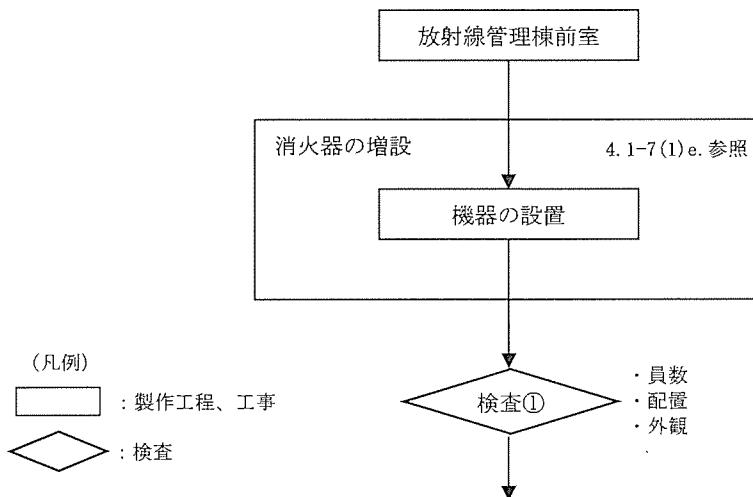
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-3 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図



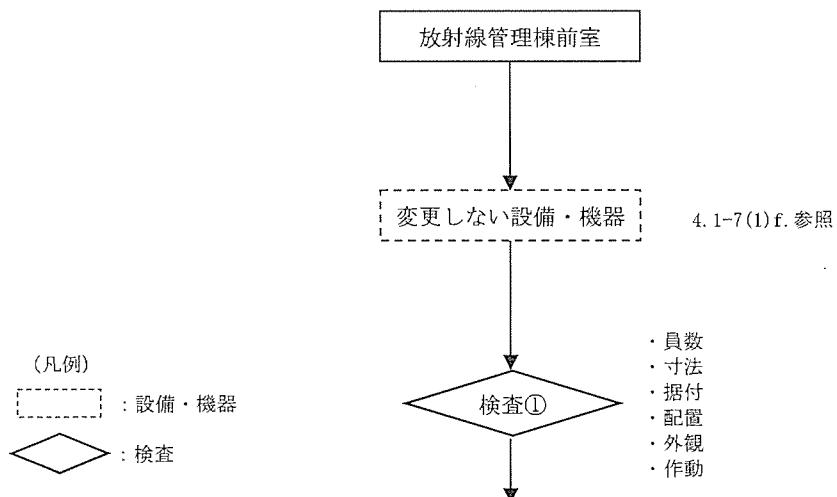
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-4 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-5 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-7に示す。

4. 1－8 除染室・分析室の非常用設備

(1) 手順

今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1－3参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧^{注1)}：仮移設した図リ建－11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧^{注2)}：仮移設した図リ建－11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建－11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建－57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建－57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
また、脱着式堰の詳細図を図リ建－59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧^{注3)}：仮移設した図リ建－22に示す非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧^{注4)}：仮移設した図リ建－22に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設^{注5)}：仮移設した図リ建－22に示す電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造^{注6)}：仮移設した図リ建－34に示す自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧^{注7)}：仮移設した図リ建－46に示す消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建－35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

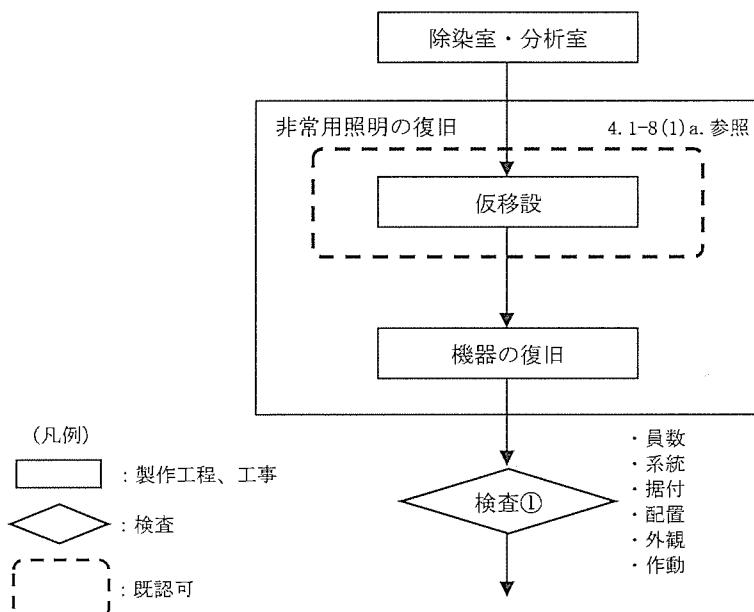
注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

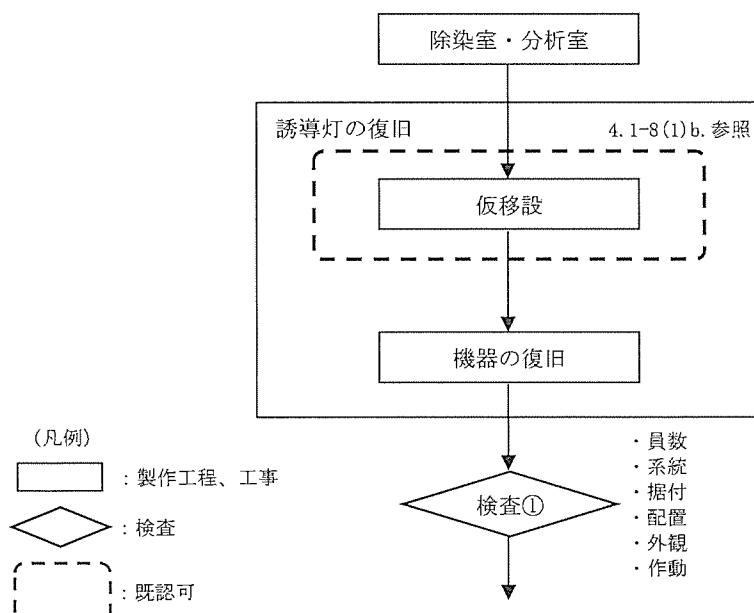
(2) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
 - ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
 - ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
 - ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
 - ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
 - ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- d. その他
 - ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
 - ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



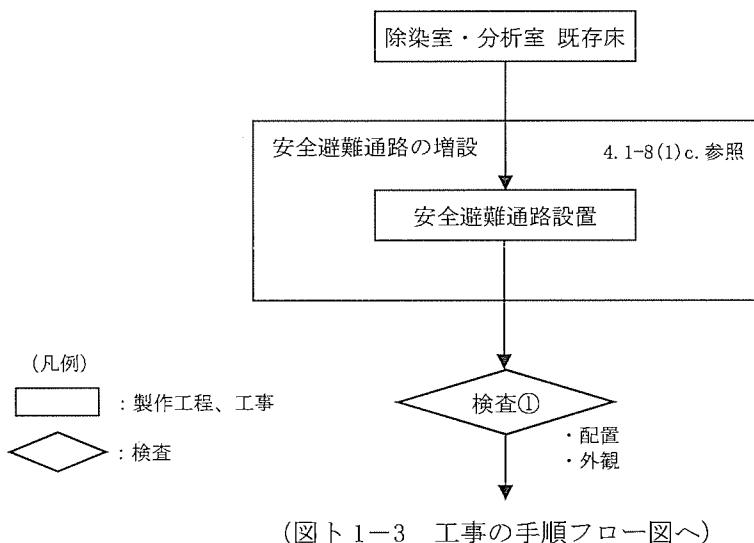
(図 ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

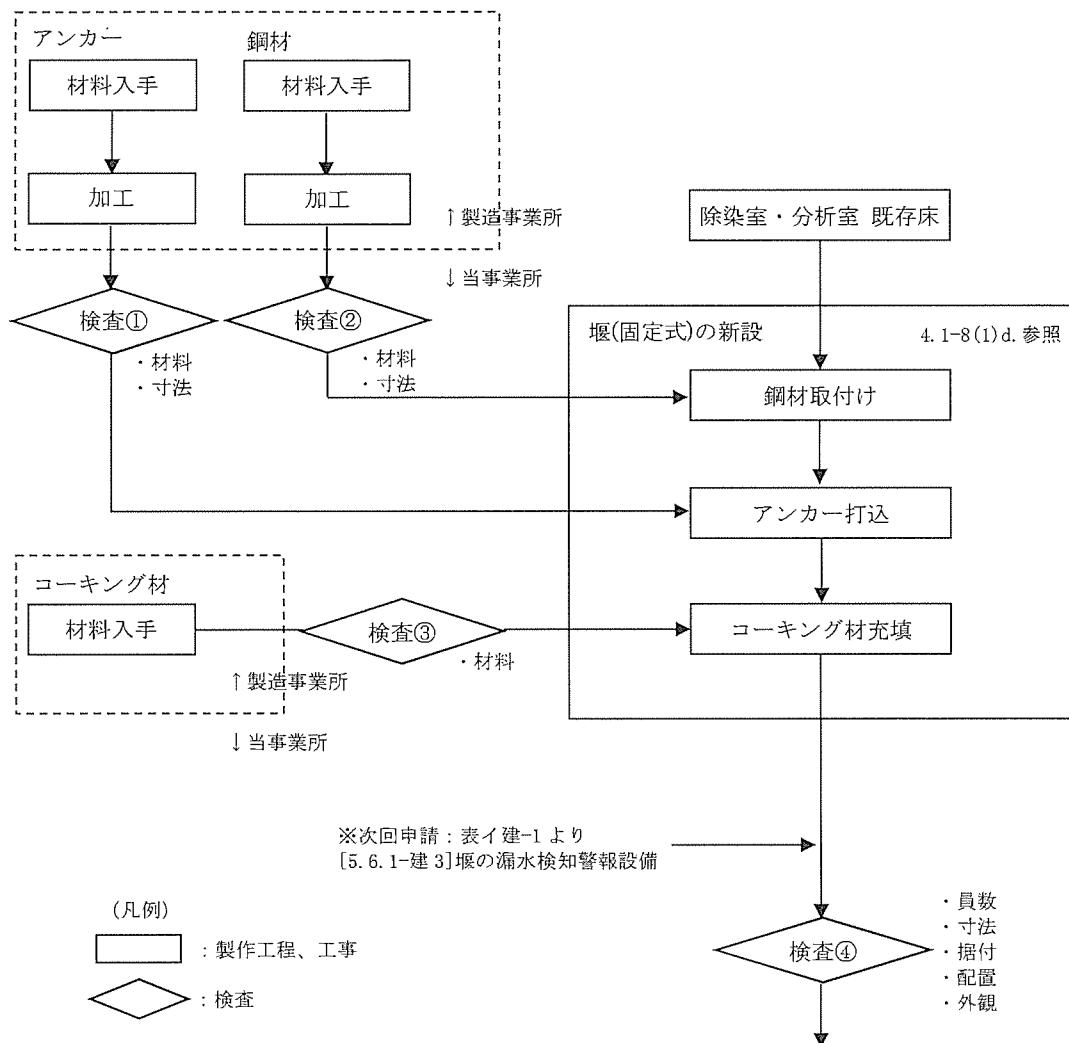


(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

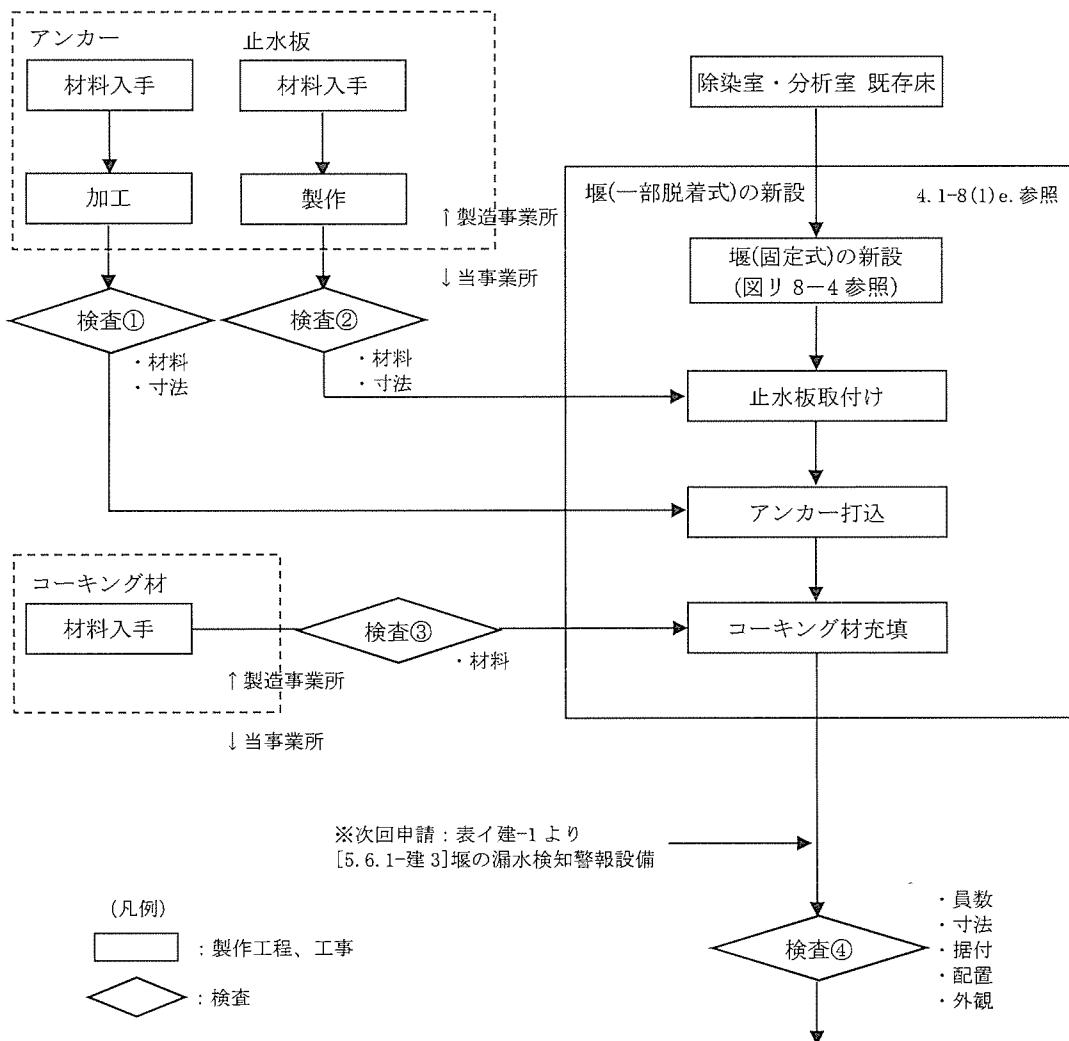


図リ 8-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



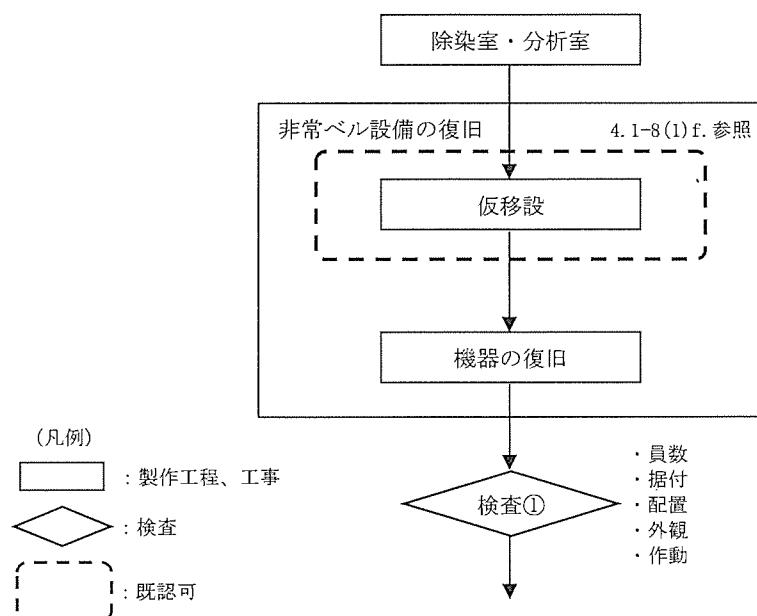
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



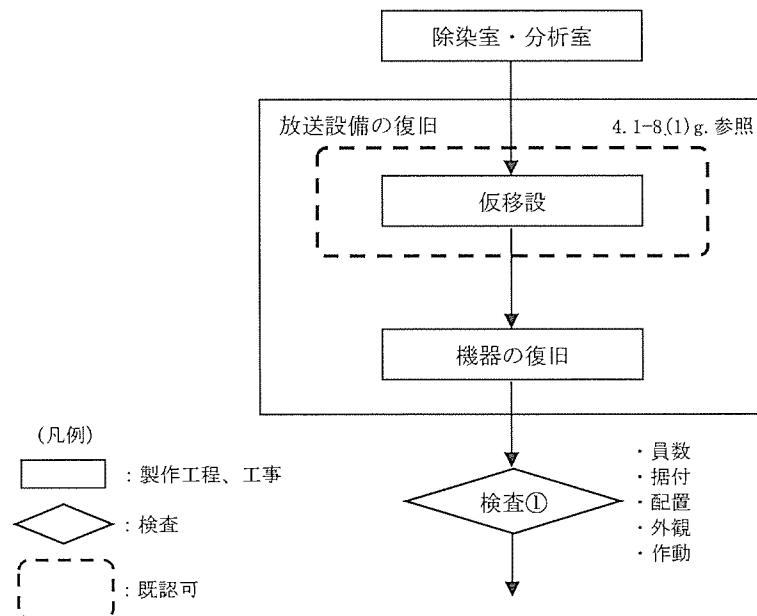
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



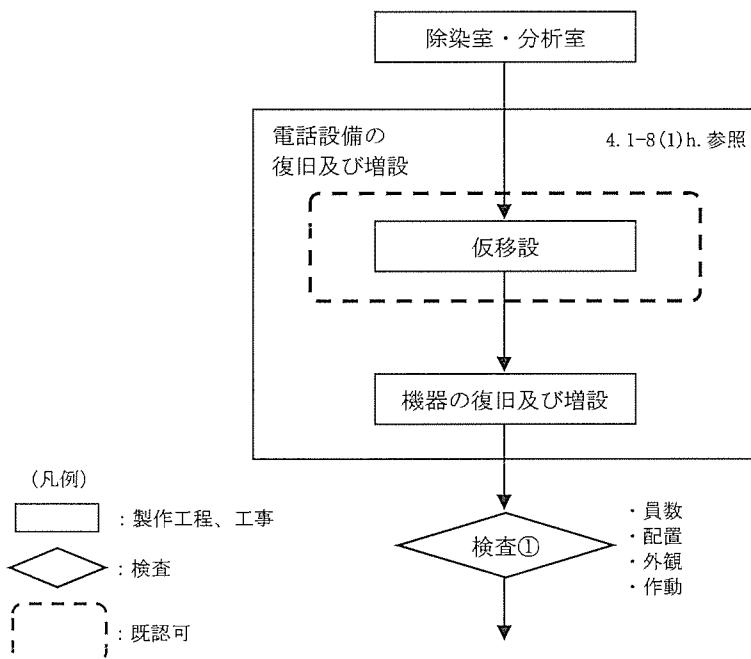
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



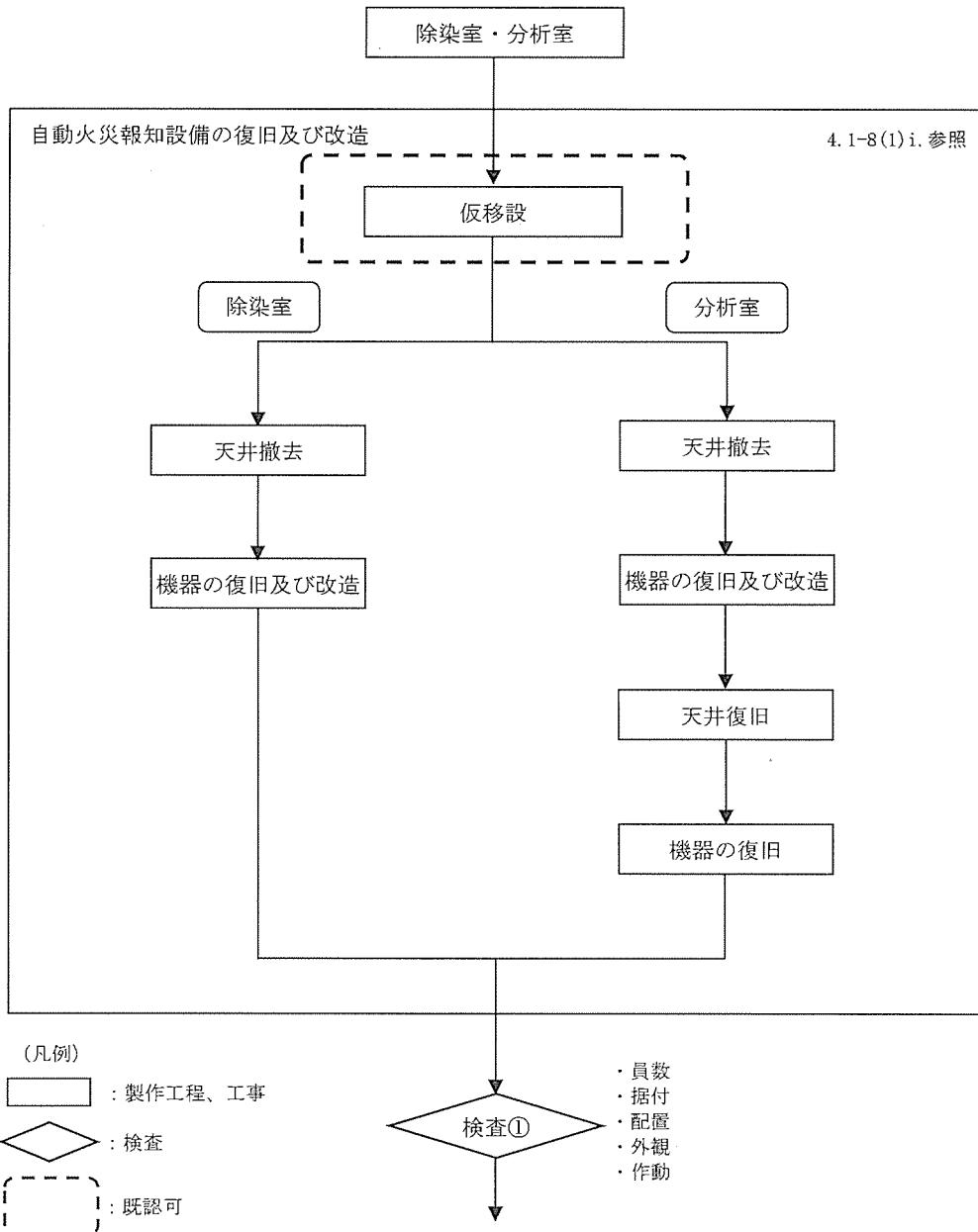
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



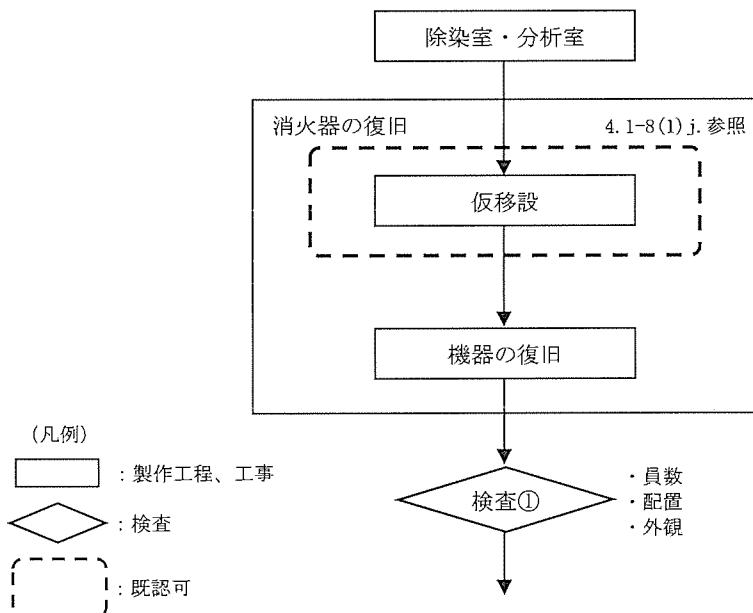
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



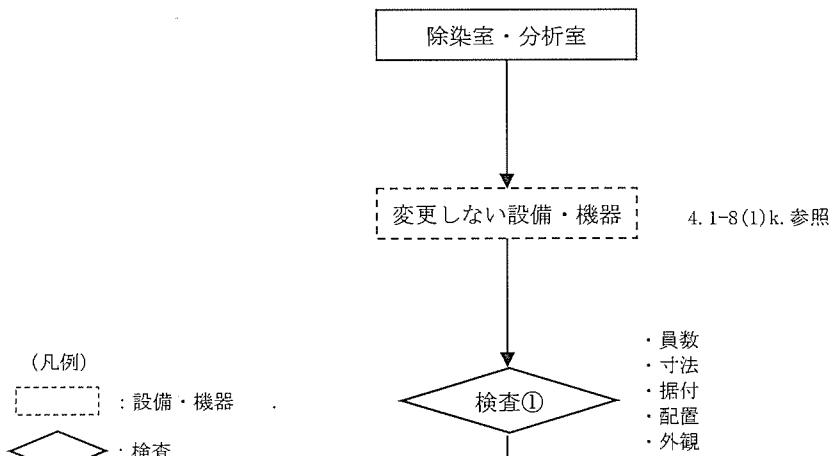
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図)

図リ8-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図)

図リ8-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-8に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2 の検査で適合を確認した後、図イ 1-1、図ハ 1-1、図ホ 1-1、図ヘ 1-1、図ヘ 1-2、図ト 1-1 及び図ト 1-3 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

I-2 検査の項目及び方法

1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成形工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改修部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目 (1/5)

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

表1-1 検査の項目 (2/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数 (注1)	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	工場棟成型工場 ペレット加工室、 ペレット貯蔵室、 燃料棒搬修室、 燃料棒溶接室、 機械室、電気室、屋外 フィルタ室、屋外	非常用設備緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	—	—	○	—	—
		非常用設備緊急対策設備(3) 非常用設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備火災感知設備及び改進	増設及び改進	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		自動火災警報設備	する警報設備	○	①	○	○	—	—	○	○	—
		非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	—	—	○	○	—
工場棟組立工場	燃料集合体組立室、 燃料棒検査室、 燃料集合体貯蔵室、屋外 前室、屋外	非常用設備緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備	非常用通報設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—
		非常用設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	—	—
		非常用設備火災感知設備及び改進	増設及び改進	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		自動火災警報設備	する警報設備	変更なし	○	①	○	—	—	○	○	—
		非常用設備	屋外消火栓	増設	○	①	—	○	—	○	○	—
		非常用設備	消防器	増設	○	①	—	○	—	—	—	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

表1-1 検査の項目 (3/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設 屋外	第2核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		堰 (内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	—	○	○	—
		非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	—	○	—	○	—	—	○	○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		屋外消火栓	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
容器管理棧 屋外		消防器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	非常用照明	○	①	—	○	○	—	—	○	—
		非常用設備	誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		火災感知設備及びそれに連動する警報設備	新設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	—	—	○	○	—
		消防器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

表1-1 検査の項目 (4/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	放射線管理棟 廃水処理室、 廃棄物缶詰室、 廃棄物一時貯蔵所、 シャワー室、 洗濯室、検査室、 屋外 非常用設備	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		堰 (内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	—	○	○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	—	—
		火災感知設備及びそれに運動する警報設備	新設、増設及び改造	○	①	—	○	—	—	○	—	—
		屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	—	—	○	○	—
		消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	非常用照明	○	①	—	○	—	—	○	○	—
放射線管理棟前室 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	誘導灯	増設	○	①	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備 放送設備	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 火災感知設備	増設	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		非常用火災報知設備	変更なし	○	①	○	○	—	—	○	○	—
		消火設備	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他加工施設	除染室・分析室	非常用警備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—
	分析室、除染室 (2)、 作業室(2)、屋外	誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		壁(内部溢水上水用)	新設	○	①	○	○	—	—	○	—	—
		非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用通用器設備	放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 する警報設備	火災感知設備及びそれに連動改造	○	①	—	○	—	—	○	—	—
		自動火災報知設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 消火設備	消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観)

表1-2-1 工場棟軒換工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目	検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備/緊急対策設備(1) 及び改造 図り1-1	非常用照明の復旧 検査①	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図り1-2	検査①	誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図り1-3	検査①	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目 非常用設備 緊急対策設備 (3)	検査① 専用溢水止水用 (固定式)の新設 図り1-4	検査の方法		判定基準
		寸法	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	
検査② 専用溢水止水用 (一部脱着式)の新設のうち脱着部 図り1-5	検査③ 材料 寸法 員数	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 固定式堰の員数を目視により確認する。	鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容どおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有する □であること。	
	寸法 据付 配置	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の員数が申請内容どおりであること。 固定式堰の設置位置が申請内容どおりであること。 固定式堰の配置が申請内容どおりであること。	
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。	
	検査① 専用溢水止水用 (一部脱着式)の新設のうち脱着部 図り1-5	材料 寸法 員数	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容どおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容どおりであること。 止水板が □であること。
	検査② 専用溢水止水用 (一部脱着式)の新設のうち脱着部 図り1-5	寸法 据付 配置	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容どおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有する □であること。
	検査③ 脱着式堰 寸法 据付 配置 外観	員数 寸法 据付 配置 員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。 脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容どおりであること。 脱着式堰の高さ寸法が申請内容どおりであること。 脱着式堰の設置位置が申請内容どおりであること。 脱着式堰の配置が申請内容どおりであること。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目	検査①	検査の方法		判定基準
		員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	
非常用通報設備 日図リ1-6	検査① 員数 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	員数 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
配置 外観 作動	配置 非常ベル設備の配置を目視により確認する。 外観 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 作動 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	配置 非常ベル設備の配置を目視により確認する。 外観 放送設備の員数を目視により確認する。 作動 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	配置 非常ベル設備の配置を目視により確認する。 外観 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	配置 非常ベル設備が建物の配置が申請内容のとおりであること。 外観 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 作動 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
放送設備の復旧 図リ1-7	検査① 員数 放送設備の員数を目視により確認する。	員数 放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
通信連絡設備(電話設置)の復旧及び増設 図リ1-8	検査① 員数 通信連絡設備の員数を目視により確認する。	員数 通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。 外観 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
非常用設備 自動火災報知設備 それに連動する警報設備の復旧、撤去及び改造 図リ1-9	検査① 員数 自動火災報知設備及びそれによる作動する警報設備の員数を目視、又は記録により確認する。	員数 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消防器の復旧及び 増設 図り1-10	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図り1-11	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓が申請内容のとおりであること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備（1） 図リ2-1	非常用照明の復旧 検査①	員数 非常用照明の員数を目視により確認する。 系統 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。		非常用照明が非常に電源系統に接続されていること。
	配置	非常用照明の配置を目視により確認する。		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
外観		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
作動		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
誘導灯の復旧 図リ2-2	検査①	員数 誘導灯の員数を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
	据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
	配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
外観		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全避難通路の増設 図リ2-3	検査①	配置 外観 安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3) (固定式)の新設 図り2-4	検査① 堰(内部溢水止水用 (固定式))の新設 寸法	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査③ 材料	コードキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査④ 員数	固定式堰の員数を目視により確認する。
	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。
	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	検査① 堰(内部溢水止水用 (一部脱着式))の新設のうち脱着部 図り2-5	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
	寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査② 材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査③ 員数	コードキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査④ 員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。
	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。
	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目	検査①	検査の方法		判定基準
		員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	
非常用通報設備 図リ2-6	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	員数	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
放送設備の復旧 図リ2-7	放送設備の員数を目視により確認する。	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	配置	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 設備)の復旧及び増 設 図リ2-8	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 それに連動する警 報設備の復旧、增 設及び改造 図リ2-9	火災感知設備及び 自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	員数	火災感知設備及び自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	配置	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	外観	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	自動火災報知設備について、加温器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備について、加温器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(警報機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(警報機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(警報機)が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消防設備 図リ2-10	消火器の復旧及び 増設①	員数 消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
	配置 外観	消火器の配置を目視により確認する。 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査 図リ2-11	消防設備(屋外消火栓) ①	員数 屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法 寸法 据付	屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを配管により確認する。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
配置 外観	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備緊急対策設備(1) 図リ3-1	非常用照明の復旧 検査①	員数 系統 据付 配置 外観 作動	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図リ3-2	検査①	員数 系統 据付 配置 外観 作動	誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全避難通路の増設 図リ3-3	安全避難通路の増設 検査①	配置 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 旧 図リ3-4	非常ベル設備の復旧 検査①	員数 非常ベル設備の員数を目視により確認する。 据付 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	配置 外観	非常ベル設備の配置を目視により確認する。 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	非常ベル設備が申請内容のとおりであること。
	作動 配置	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 放送設備の員数を目視により確認する。 員数 放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
放送設備の復旧 図リ3-5	検査①	員数 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	外観 作動 配置	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 員数 通信連絡設備の員数を目標により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 設備)の復旧及び増 設 図リ3-6	検査①	員数 通信連絡設備の員数を目標により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	外観 作動 配置	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。 通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。 通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 火災感知設備及び それに連動する管 渠設備の復旧、増 設及び改修 図リ3-7	検査①	員数 自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 据付 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	配置 外観 作動	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 自動火災報知設備(ベル)により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。 自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(警音機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(警音機)が正常に作動すること。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消防器の復旧及び 検査① 図り3-8	員数 消防器の員数を目視により確認する。		消防器の員数が申請内容のとおりであること。
	配置 外観	消防器の配置を目視により確認する。 消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		消防器の配置が申請内容のとおりであること。 消防器に有害な傷及び変形がないこと。
	寸法	屋外消防栓の員数を目視により確認する。 屋外消防栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。		屋外消防栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消防栓に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図り3-9	員数 屋外消防栓の員数を記録により確認する。	屋外消防栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消防栓が所定の場所に設置されていること。
	据付 配置	屋外消防栓の配置を目視により確認する。	屋外消防栓の配置が申請内容のとおりであること。	屋外消防栓に有害な傷及び変形がないこと。
	外観	屋外消防栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		不凍式の屋外消防栓が設置されていること。
	作動	不凍式の屋外消防栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録する。	屋外消防栓が正常に作動すること。	

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備 (1) 設及び復旧 図リ4-1	非常用照明の仮移 設査①	員数 系統	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	据付		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	配置		非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	外観		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の仮移設及 び復旧 図リ4-2	検査①	員数 系統	誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増 設 図リ4-3	検査①	配置 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3) 非常用通報設備	堰(内部溢水止水用 (固定式))の新設 図り4-4	検査① 材料 寸法 検査③ 材料 検査④ 員数	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認 する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	寸法	鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容とおりであること。	
	据付	コーキング材が耐薬品性を有する□であること。	
	配置	固定式堰の員数が申請内容とおりであること。	
	外観	固定式堰の高さ寸法が施工業者の品質記録により確認する。	
	検査① 員数 配置	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	
	外観	固定式堰の配置が申請位置が申請内容とおりであること。	
	作動	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
	検査① 員数 配置	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	
	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話 設備)の増設 図り4-5	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録に より確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	員数 据付	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていることを目視、又は記録により確認する。	
	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	
	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録によ り確認する。	
	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正 常に作動することを記録により確認する。	
	検査① 員数 配置	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	
自動火災報知設備		自動火災報知設備(ベル)により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動するこ とを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(発信機)によることを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目	検査の方法	判定基準	
		員数	外観
変更しない設備・機器の検査 非常用通報設備（非常ベル設備） 図リ4-7	非常ベル設備の員数を目視により確認する。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。	
外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。	
作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 放送設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
非常用通報設備（放送設備） 図リ4-7	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が正常に作動すること。	
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	
消火設備（消火器） 図リ4-7	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。	
配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
屋外消火栓（屋外消火栓） 図リ4-7	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
寸法		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
据付		屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
配置		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
外観		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備緊急対策設備(1) 図り5-1	非常用照明の仮移設及び復旧	検査① 員数 系統 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
	作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
	誘導灯の仮移設及び復旧	検査① 員数 系統 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
	据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の增设 図り5-3	安全避難通路の配置	安全避難通路を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	通信連絡設備(電話) 検査① 員数 系統 通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
非常用通報設備 図り5-4	通信連絡設備の配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及び それには動かする警 報設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていることを目視、又は記録により確認する。 図り5-5	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて 固定されていること。
配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録によ り確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録によ り確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	自動火災報知設備（感知器）について、加煙器による作動試験を行い、正 常に作動することを記録により確認する。 自動火災報知設備（ベル）について、作動試験を行い、正常に作動する ことを記録により確認する。	自動火災報知設備（感知器）による作動試験を行い、正 常に作動することを記録により確認する。 自動火災報知設備（ベル）による作動試験を行い、正常に作動する ことを記録により確認する。	自動火災報知設備（感知器）が正常に作動すること。 自動火災報知設備（ベル）が正常に作動すること。
非常用通報設備（非 常ベル設備） 図り5-6	非常用通報設備（非 常ベル設備） 機器の検査①	非常用通報設備の員数を記録により確認する。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定 されていることを目視により確認する。	非常用通報設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定 されていること。
配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備が申請内容のとおりであること。
外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録に より確認する。	非常ベル設備により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
非常用通報設備（放 送設備） 図り5-6	非常用通報設備（放 送設備） 機器の検査①	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され ていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定され ていること。
配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により 確認する。	放送設備により確認する。	放送設備が正常に作動すること。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
変更しない設備・機器の検査	消防設備(消火栓) 図リ5-6	検査① 員数	消防器の員数を目視により確認する。
		配置	消防器の配置を目視により確認する。
		外観	消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
消防設備(屋外消火栓) 図リ5-6	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓から管の上端までの深さが300mm以上であること。
	据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
	配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
	作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備 (1) 図り6-1	非常用照明の復旧 検査①	員数 系統	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
	据付		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	配置		非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
外観			非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動			非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図り6-2	検査①	員数 系統	誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
外観			誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動			誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図り6-3	検査①	配置 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法			判定基準
	検査① 止水板用 (固定式)の新設 図り6-4	検査② 止水板用 (一部脱着式)の新設 のうち脱着部 図り6-5	検査③ 止水板用 (固定式)の新設 図り6-4	
非常用設備緊急対策設備(3)	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。	アンカー及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④ 寸法	コーティング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーティング材が耐薬品性を有する□であること。	固定式堰の員数が耐薬品性を有する□であること。	
検査⑤ 材料	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑥ 寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	
据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	固定式堰の配管が申請内容のとおりであること。	
配置	固定式堰の配管を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配管が申請内容のとおりであること。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。	
外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査① 寸法	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	
検査② 寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	止水板が□であること。	
検査③ 寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が□であること。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④ 寸法	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。	コーティング材が耐薬品性を有する□であること。	
検査⑤ 材料	コーティング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーティング材が耐薬品性を有する□であること。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑥ 寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	
据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	脱着式堰の配管を施工業者の品質記録により確認する。	
配置	脱着式堰の配管を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配管が申請内容のとおりであること。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。	
外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 放送設備の復旧 図リ6-6	検査① 員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
通信連絡設備(電話 設備)の復旧及び増 設 図リ6-7	検査① 員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警 報設備の復旧、新 設、増設及び改 造 図リ6-8	検査① 員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正 常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動する ことを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(警信機)について、作動試験を行い、正常に作動す ることを記録により確認する。	自動火災報知設備(警信機)が正常に作動すること。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備	消火器の復旧 図リ6-9	検査① 員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図リ6-10	検査① 員数 寸法	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備 (1) 図リ7-1	非常用照明の増設 検査①	員数 系統 据付 配置 外観 作動 誘導灯の増設 検査①	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯すること。 誘導灯の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。 誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯の配置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 誘導灯について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 誘導灯の員数を目視により確認する。
非常用設備 非常用通報設備 図リ7-3	放送設備の増設 検査①	員数 据付 配置 外観 作動	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 放送設備の配置を目視により確認する。 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 放送設備の配置が正常に作動すること。 放送設備に有害な傷及び変形がないこと。 放送設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備 図リ7-4	火災感知設備の増設 検査①	員数 据付 配置 外観 作動	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。 自動火災報知設備(感知器)による作動試験を行い、正常に作動すること。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（2/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備 図リ7-5	検査①	員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
	配置	外観	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査 図リ7-6	検査①	員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
	据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
	配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ8-1	非常用照明の復旧 検査①	員数 系統	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
外観			非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動			非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図リ8-2	検査①	員数 系統	誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	据付		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配置		誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
外観			誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動			誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図リ8-3	検査①	配置 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備 (3) 壁(内部溢水止水用 (固定式)の新設 図り8-4)	検査①② 材料 寸法 検査③ 材料 寸法 検査④ 員数 寸法 据付 配置 外観 検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 止水板 検査③ 材料 寸法 検査④ 員数 寸法 据付 配置 外観	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認 する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 固定式堰の員数を目視により確認する。 固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 固定式堰の断面を施工業者の品質記録により確認する。 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 脱着式堰の員数を目視により確認する。 脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
堰(内部溢水止水用 (一部脱着式)の新設 (のうち脱着部 図り8-5)	鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有すること。 固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。 固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。 固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。 固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。 固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。 アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。 止水板が_____であること。 止水板の寸法が申請内容のとおりであること。 コーキング材が耐薬品性を有すること。 脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。 脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。 脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。 脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。 脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図リ8-6	非常ベル設備の復旧検査①	員数 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。 据付 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	配置 非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動 非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動 非常ベル設備により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
放送設備の復旧 図リ8-7	放送設備の員数を目視により確認する。 員数 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数を目視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
	配置 放送設備の配置を目視により確認する。	配置 放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動 放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動 放送設備により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設 図リ8-8	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 員数 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観 通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動 通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動 通信連絡設備により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用火災報知設備 それによく運転する警報装置の復旧及び改造 図リ8-9	火災感知設備及びそれによく運転する警報装置の員数を目視、又は記録により確認する。 員数 火災感知設備及びそれによく運転する警報装置の員数を目視、又は記録により確認する。	火災感知設備及びそれによく運転する警報装置の員数を目視、又は記録により確認する。 火災感知設備及びそれによく運転する警報装置の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	据付 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	据付 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	配置 自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	配置 自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観 自動火災報知設備(感知器)に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	外観 自動火災報知設備(感知器)に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	作動 自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動 自動火災報知設備(感知器)による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(ベル)により確認する。	自動火災報知設備(ベル)により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(警報機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(警報機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(警報機)が正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図り8-10	検査① 員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火栓) 図り8-11	検査① 員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-3-11 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（1/6）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-a. 柱脚部重石補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が耐候性塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
	検査④ 材料 寸法 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 重石の体積を施工業者の品質記録により確認する。 床表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 重石の体積が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な傷及び変形がないこと。
1-b. 鉄骨ブレース新設	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
1-c. 鉄骨ブレース交換補強	検査② 外観	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
	検査② 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
1-d. 屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法 据付	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査② 外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (2/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-e.柱梁仕口部補強 (1/4接合部補強)	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
1-e.柱梁仕口部補強 (2/4梁上スッドボルト増設 補強)	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	スッドボルトの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 スッドボルトの寸寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 スッドボルトが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録によ り確認する。 スッドボルトに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録によ り確認する。	スッドボルトの材質、強度が申請内容のとおりであること。 スッドボルトの寸寸法が申請内容のとおりであること。 スッドボルトが設置位置が申請内容のとおりであること。 スッドボルトに有害な傷及び変形がないこと。
1-e.柱梁仕口部補強 (3/4梁上あと施工アンカー 増設補強)	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 据付 外観	アンカーアーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 アンカーアーの寸寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。 鋼板及びアンカーアーに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録によ り確認する。	アンカーアーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーアーの寸寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。 鋼板及びアンカーアーに有害な傷及び変形がないこと。
1-e.柱梁仕口部補強 (4/4柱ウェーブレート補強)	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認す る。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
1-f.柱脚部溶接補強	検査① 据付 外観	溶接部に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（3/6）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-g.耐火壁追設	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 材料 寸法 検査④ 材料 寸法 検査⑤ 材料 寸法 検査⑥ 配置 据付 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼庫の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼庫の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及び石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。 鋼庫が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と日記により確認する。 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁に耐火シールが施工されていることを施工業者の品質記録と日記により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。 鋼板の材質が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材が不燃性材料であること。 鋼庫の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼庫が不燃性材料であること。 鋼庫の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鋼板及び石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。 鋼庫の設置位置が申請内容のとおりであること。 鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。 国土交通大臣の認定を受けている耐火シールが施工されていること。 鋼庫に有害な傷及び変形がないこと。
1-h.エキスパンションジョイント改造	検査① 材料 寸法 検査② 配置 外観	追設カバー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。	追設カバー及び止水シートの材質が申請内容のとおりであること。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法（4/6）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-i. 外壁サイディング補強	検査① 材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングが不燃性材料であること。
	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 外壁下地材	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材が不燃性材料であること。
	寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材が断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 配置	配置	サイディングの配置が申請者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。
1-j. 鉄扉及びシャッタ補強	検査① 材料	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 据付	据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
検査③ 材料	材料	シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材が不燃性材料であること。
検査④ 据付	据付	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	検査① 材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 据付	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
検査① 材料	材料	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッタが不燃性材料であること。
	寸法	シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 据付	据付	シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	シャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改修部分の検査の方法（5/6）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-1. 鋼板補強	材料① 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容とおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
検査②	材料 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容とおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査③	材料 寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容とおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査④	据付 外観	断然材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 断然材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	断然材の材質が申請内容とおりであること。 断然材の厚み寸法が申請内容とおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容とおりであること。 鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
1-m. 鋼板補強	材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容とおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
検査②	据付 外観	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容とおりであること。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
1-n. 外壁更新	検査① 材料 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
検査②	材料 寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容とおりであること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容とおりであること。
検査③	配置 外観	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容とおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。 記録と目視により確認する。

表1-3-1 工場棟軒換工場の改造部分の検査の方法（6/6）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-o. 折板追設補強	検査① 材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容とおりであること。 折板が不燃性材料であること。
	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容とおりであること。
	検査② 据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。
1-p. 折板張替え補強	検査① 材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容とおりであること。 折板が不燃性材料であること。
	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容とおりであること。
	検査② 据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-a. 壁新設補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査④ 検査⑤	材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
	寸法	新設した壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
2-b. 壁増打ち補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査③ 検査④	材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
	寸法	増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
2-c. 梁側面増打ち補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査① 外観	材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした梁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 増打ちした梁表面に有害な傷及び変形がないこと。
	寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
2-d. スラブ増打ち補強	検査①② 材料 寸法	増打ちした梁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	増打ちした梁表面に有害な傷及び変形がないこと。 コンクリートの強度が申請内容とおりであること。
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査③ 検査④	寸法 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちしたスラブ表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 増打ちしたスラブ表面に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-e. 鉄骨フレース新設	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が既定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
2-f. 屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が既定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
2-g. 耐火壁追設	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 配管 外観	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 石膏ボードの配管を施工業者の品質記録により確認する。 石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。 石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。 石膏ボードの配管が申請内容のとおりであること。 石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。
2-h. エキスパンションジョイント 改造	検査① 材料 寸法 検査② 配管 外観	追設カバー及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイントの配管を施工業者の品質記録により確認する。	追設カバー及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
2-i. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。 鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-2 工場棟成形工場の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	検査の方法	判定基準
2-j. 鋼扉交換	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鋼扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鋼扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鋼扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼扉が不燃性材料であること。 鋼扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鋼扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鋼扉に有害な傷及び変形がないこと。	
2-k. シャッタ改造	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタに有害な傷及び変形がないこと。	
2-1. 折板追設補強	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-a.壁新設補強	検査① 材料 寸法	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 材料 寸法	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。 杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。 杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 配置 着底	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。 支持層の剝離確認を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。 打設した杭の杭頭のGJからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。	杭の配置が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料 寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 鉄扉及びシャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。 鉄扉及びシャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 材料 寸法	鉄扉及びシャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉及びシャッタが不燃性材料であること。	鉄扉及びシャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査⑥ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁に耐火シールが施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 国土交通大臣の認定を受けている耐火シールが施工されていること。
3-b.壁増打ち補強	検査①② 材料 寸法	新設した壁、鉄扉及びシャッタに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	新設した壁、鉄扉及びシャッタ表面に有害な傷及び変形がないこと。 鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④ 材料 寸法	検料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	検料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	検料が樹脂系塗料が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。
3-c.バットレス新設補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法 外観	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-d. スラブ新設補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
	検査④ 材料 外観	コンクリートの強度を施工者の品質記録により確認する。 新設したスラブ表面に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 新設したスラブ表面に有害な腐及び変形がないこと。
3-e. 屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。
	検査② 据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。
	外観	鉄骨に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な腐及び変形がないこと。
	検査③ 材料 寸法	鉄骨補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨補強材の材質、強度が申請内容とおりであること。
3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	検査① 材料 寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容とおりであること。
	検査② 据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容とおりであること。
	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な腐及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な腐及び変形がないこと。
	検査③ 材料 寸法	シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容とおりであること。
検査④ 据付	シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材が不燃性材料であること。	
	外観	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッタ補強材の断面寸法が申請内容とおりであること。
		シャッタ補強材の設置位置が申請内容とおりであること。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容とおりであること。
		シャッタ及びシャッタ補強材に有害な腐及び変形がないこと。	シャッタ及びシャッタ補強材に有害な腐及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-g. 外壁更新	検査① 材料 据付 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングに耐火被覆材が不燃性材料であること。 サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりに施工されていること。
	検査② 材料 寸法	耐火被覆材の厚み寸法を『メーカーの『発送証明書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
	検査③ 配置 外観	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。
3-h. 折板張替え補強	検査① 材料 寸法 据付 検査② 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査① 材料 寸法 据付 検査② 外観	補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 補強材の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 補強材及び独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。	補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 補強材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 補強材が補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 補強材及び独立遮蔽壁に有害な傷及び変形がないこと。
	外観	日視により確認する。	

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-a. エキスパンションジョイント 改造	検査① 材料	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、カバー（屋内）及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 配管	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
4-b. 鉄扉交換	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-5 付属建物容器管理棟の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
5-a.エキスパンションジョイント改修	検査① 材料 寸法	追設カバー及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー及びカバー（屋内）の材質が申請内容とおりであること。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容とおりであること。
	検査② 配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容とおりであること。
5-b.鉄扉及びシャッタ補強	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。 鉄扉補強材が申請内容とおりであること。
	検査① 材料 寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容とおりであること。 鉄扉補強材が申請内容とおりであること。
	検査② 据付 外観	据付 外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	検査③ 材料 寸法	シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容とおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。
	検査④ 据付 外観	据付 外観	シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
5-c.外壁更新	検査① 材料 寸法	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容とおりであること。 シャッタ及シャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。
	検査② 材料 寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材が不燃性材料であること。 鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。
	検査③ 材料 寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。
	検査④ 材料 寸法	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 アンカーの径寸法が申請内容とおりであること。
	検査⑤ 配置 外観	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材を『メーカーの『発送證明書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容とおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。 サイディングに耐火被覆材が申請内容とおりに施工されていること。 サイディングの厚み寸法が申請内容とおりであること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容とおりであること。
		サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容とおりであること。
		サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-a. 陸新設補強	検査①② 材料 寸法 検査③ 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。 型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④ 材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	
検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 新設した壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視にて確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。	
6-b. 鋼増打ち補強	検査①② 材料 寸法 検査③ 寸法 検査④ 材料 外観	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。 型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。 塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
6-c. 鉄骨ブレース新設	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。 鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
6-d. 屋根面プレース追設	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-e. 方柱追設補強	検査① 材料 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 材料 寸法	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
6-f. エキスパンションジョイント 改修	外観 検査① 材料 寸法	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 追設カバー及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。 追設カバー及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。 追設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 配管 寸法	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
6-g. 外壁更新 (1/2: 廃棄物一時貯蔵所)	検査① 材料 寸法 据付	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
	検査② 材料 寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火被覆材の厚み寸法を『発送証明書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 配管 寸法	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-g. 外壁更新 (2/2 : 废水処理室)	検査① 材料 寸法	ALC(軽量気泡コンクリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 ALC(軽量気泡コンクリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。	ALC(軽量気泡コンクリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査② 材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	ALC(軽量気泡コンクリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 据付	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板が不燃性材料であること。
	配管	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
6-h. 鉄扉補強	検査① 材料 寸法	ALC(軽量気泡コンクリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及びALC(軽量気泡コンクリート)に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	ALC(軽量気泡コンクリート)の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	鋼板補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板補強材が不燃性材料であること。
	検査② 材料 寸法	鋼扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	鋼扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鋼扉及び鋼扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼扉及び鋼扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
6-i. 鉄扉交換	検査① 材料 寸法	鋼扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼扉の材質、強度が不燃性材料であること。
	検査② 据付	鋼扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鋼扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	鋼扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		鋼扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物放射線管理棟前室の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
7-a. 放射線管理棟前室新設	検査① 地盤 (支持力)	地盤の支持力を記録により確認する。	地盤近くのローム層における長期許容応力度が50kN/m ² 以上、短期許容応力度が100kN/m ² 以上であること。
	検査② 材料 寸法	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた燃然材料であること。
	検査⑥ 材料 寸法	追設カバー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー及び止水シートの材質が申請内容のとおりであること。 追設カバー及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査⑦ 材料 寸法	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	検査⑧ 材料 寸法	シート防水の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	シート防水の材質が申請内容のとおりであること。
	検査⑨ 材料 配置	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 前室の配置を目視により確認する。	シート防水の材質が申請内容のとおりであること。 前室が申請内容のとおりに設置されていること。
		雨樋が団面どおりに設置されていることを目視により確認する。	雨樋が団面どおりに設置されていること。
		エキスパンションジョイントの配管を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配管が申請内容のとおりであること。 鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	据付	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
	外観	新設した前室及び敷地に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した前室及び敷地に有害な傷及び変形がないこと。
		電力用、計測用ケーブルが導通する壁に耐火シールが施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	国土交通大臣の認定を受けている耐火シールが施工されていること。
		屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-a.柱脚補強	検査①② 材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料	資料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	資料が樹脂系塗料かつ國土交通大臣の認定を受けた燃焼材料であること。
	検査⑤ 材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 外観表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 外観表面に有害な傷及び変形がないこと。
8-b.鉄骨ブレース交換補強	検査① 材料 寸法 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
8-c.屋根面鉄骨補強	検査① 材料 寸法 据付 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
8-d.間仕切り壁更新	検査① 材料 寸法 検査② 材料 寸法 検査③ 配置 外観	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。 石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。 下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-e. エキスパンションジョイント 改造	検査① 材料	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	追設カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 配置	外観	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	寸法	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
8-f. 外壁サイディング補強	検査①② 材料	鋼筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鋼筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。
	寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査④ 配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
	着底	支持層の剥離確認を施工業者の品質記録により確認する。	打設した杭の頂部のGCLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。
検査⑤⑥ 寸法	材料	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨が不燃性材料であること。
	寸法	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑦ 寸法	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑧ 配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-g. 鉄扉及びシャッタ補強	検査① 材料 寸法 検査② 据付 外観 検査③ 材料 寸法 据付 外観 検査④ 材料 寸法 据付 外観	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。 シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。 シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタ及びシャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。 シャッタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタに有害な傷及び変形がないこと。
8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	検査① 材料 寸法 据付 外観 検査② 材料 寸法 据付 外観 検査① 材料 寸法 据付 外観 検査② 材料 寸法 据付 外観	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。 鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。 シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。
8-i. 折板追設補強	検査① 材料 寸法 据付 外観 検査② 材料 寸法 据付 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な傷及び変形がないこと。